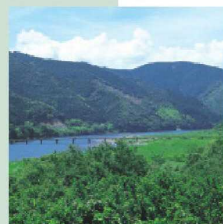
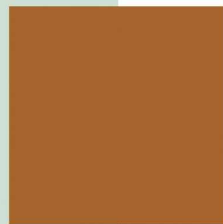
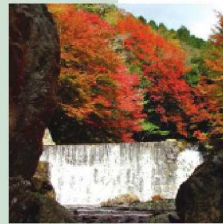
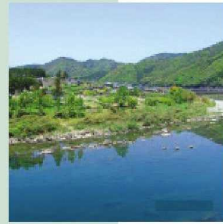
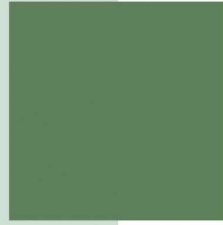
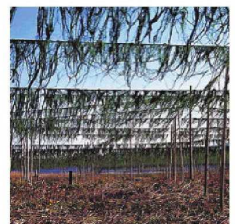
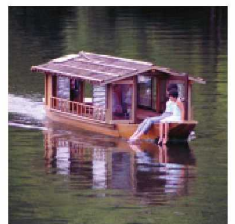


高知県四十万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例

# 重点地域における 許可制度の手引

令和3年3月1日施行

高 知 県



|      |                                         |     |
|------|-----------------------------------------|-----|
| 第1章  | 基本的な考え方                                 | 3   |
| 第2章  | 重点地域                                    | 9   |
|      | 1. 重点地域の概要                              | 10  |
|      | 2. 重点地域のイメージ図                           | 11  |
|      | 3. 重点地域の概算面積                            | 11  |
| 第3章  | 制限行為の許可                                 | 21  |
|      | 1. 対象となる行為                              | 22  |
|      | 2. 適用されない行為                             | 26  |
|      | 3. 知事の許可を必要とする行為の規模                     | 29  |
| 第4章  | 許可の基準(生態系と景観の保全)                        | 31  |
|      | 1. 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること                   | 33  |
|      | 2. 盛土又は切土により規則で定める高さを超える土地の形状の変更をすること   | 50  |
|      | 3. 建築物その他規則で定める工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること | 54  |
|      | 3-1 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去                 | 54  |
|      | 3-2 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去                 | 66  |
|      | 4. 建築物の外観の模様替で規則で定めるものをすること             | 74  |
|      | 5. 建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更で規則で定めるものをすること  | 75  |
|      | 6. 天然林を伐採すること                           | 77  |
|      | 7. 針葉樹(スギ及びヒノキに限る)を植樹すること               | 79  |
|      | 8. 看板、広告板その他これらに類する物で、規則に定めるものを設置すること   | 81  |
|      | 9. 屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること | 85  |
| 第5章  | 制限行為の手続き                                | 89  |
|      | 1. 許可申請の手続き                             | 90  |
|      | 2. 行為の申請から完了までの流れ(フロー図)                 | 96  |
|      | 3. 申請までの手続き                             | 98  |
|      | 4. 許可後の手続き                              | 98  |
|      | 5. 違法行為等の対応                             | 100 |
| 第6章  | Q&A                                     | 103 |
| 第7章  | 四万十川条例・施行規則                             | 125 |
| 第8章  | 申請・届出様式等                                | 161 |
| 第9章  | 設計計算例(沈砂池・排水施設)                         | 195 |
| 第10章 | 太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項                     | 207 |



# 第1章

## 基本的な考え方



# 第1章 基本的な考え方

## 1. 目的

「日本最後の清流」といわれる四万十川は、自然のままの姿を多くとどめ、日本の原風景ともいえる風情を残しながら、流域の人々に多くの恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付きながら脈々と伝えられています。これらは、いずれも高知県の貴重な財産となっています。

しかしながら、この流域でも生活様式の変化や全国からの来訪者の増加、更には社会資本の整備が進んでいくなかで、人の活動と自然との間で地域固有の生活や文化、歴史が変化してきています。

このような背景のなか、高知県では平成13年に環境をテーマとした魅力ある地域づくりを具体的に進めるため、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」を制定し、その規定に基づき、人と自然が共生する循環型の地域社会の創造に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

この条例では、四万十川の本川及び主要な支川と生態系及び景観が一体的に形成し、又は原生的な自然を維持している地域を「重点地域」として指定し、自然的社会的特性に応じた保全の方策を重点的に講ずることとしており、この地域内で民間の方々が開発等の行為を行う際に、生態系や景観を保全していただくため、ここに「重点地域における許可制度の手引」を策定しました。

## 2. 四万十川の概要

四万十川は、高知・愛媛両県に跨り、津野町北西部の<sup>いらすやま</sup>不入山（標高1,336m）の中腹を源流点とし、蛇行を繰り返しながら多くの支流（319本）を集めて大河となり、四万十市で土佐湾に注いでいます。

また、幹線流路は196kmで四国第1位（全国第11位）、流域面積は2,186km<sup>2</sup>（うち、高知県82.5%）で四国第2位（全国第27位）の一級河川であり、流域内人口は約94,000人（平成21年度河川現況調査）の人々が生活をしています。

なお、流域面積に比べ流路延長が長く、河川勾配が緩いのが特徴で、特に河口から150kmぐらいまでは勾配が緩いにもかかわらず、水質は環境基準の類型指定AA類型を保っており、汽水域が約9kmにも及んでいることから、水生生物の多様な生息環境を有し、約200種の魚種が確認されています。

## 3. 四万十川の文化的な景観



## ■ 四万十川の沈下橋

| 番号 | 橋梁名    | 番号 | 橋梁名    | 番号 | 橋梁名   |
|----|--------|----|--------|----|-------|
| 1  | 高樋橋    | 22 | 大平橋    | 36 | 一ノ瀬橋  |
| 2  | 久万秋橋   | 23 | 寺野橋    | 37 | 金刀比羅橋 |
| 3  | 長野橋    | 24 | テバコ橋   | 38 | タニガミ橋 |
| 4  | 一斗儀沈下橋 | 25 | 井津井谷橋  | 39 | 沖下沈下橋 |
| 5  | 清水大橋   | 26 | 石鼓橋    | 40 | 上長瀬橋  |
| 6  | 向広瀬橋   | 27 | 中古屋橋   | 41 | 小崎沈下橋 |
| 7  | 上宮橋    | 28 | 新道橋    | 42 | 下津賀橋  |
| 8  | 向山橋    | 29 | 川角橋    | 43 | 小津賀橋  |
| 9  | 里川橋    | 30 | 竹の鼓沈下橋 | 44 | 小津賀橋  |
| 10 | 新谷橋    | 31 | 仲間橋    | 45 | 白王橋   |
| 11 | 第一三島橋  | 32 | 中久保沈下橋 | 46 | ナロノ橋  |
| 12 | 第二三島橋  | 33 | 中平沈下橋  | 47 | 岩神橋   |
| 13 | 半家橋    | 34 | 木屋ヶ内橋  | 48 | 菅井沈下橋 |
| 14 | 中半家橋   | 35 | サワタリ橋  |    |       |
| 15 | 長生沈下橋  |    |        |    |       |
| 16 | 岩間大橋   |    |        |    |       |
| 17 | 屋内大橋   |    |        |    |       |
| 18 | 勝間橋    |    |        |    |       |
| 19 | 高瀬橋    |    |        |    |       |
| 20 | 三里橋    |    |        |    |       |
| 21 | 今成橋    |    |        |    |       |

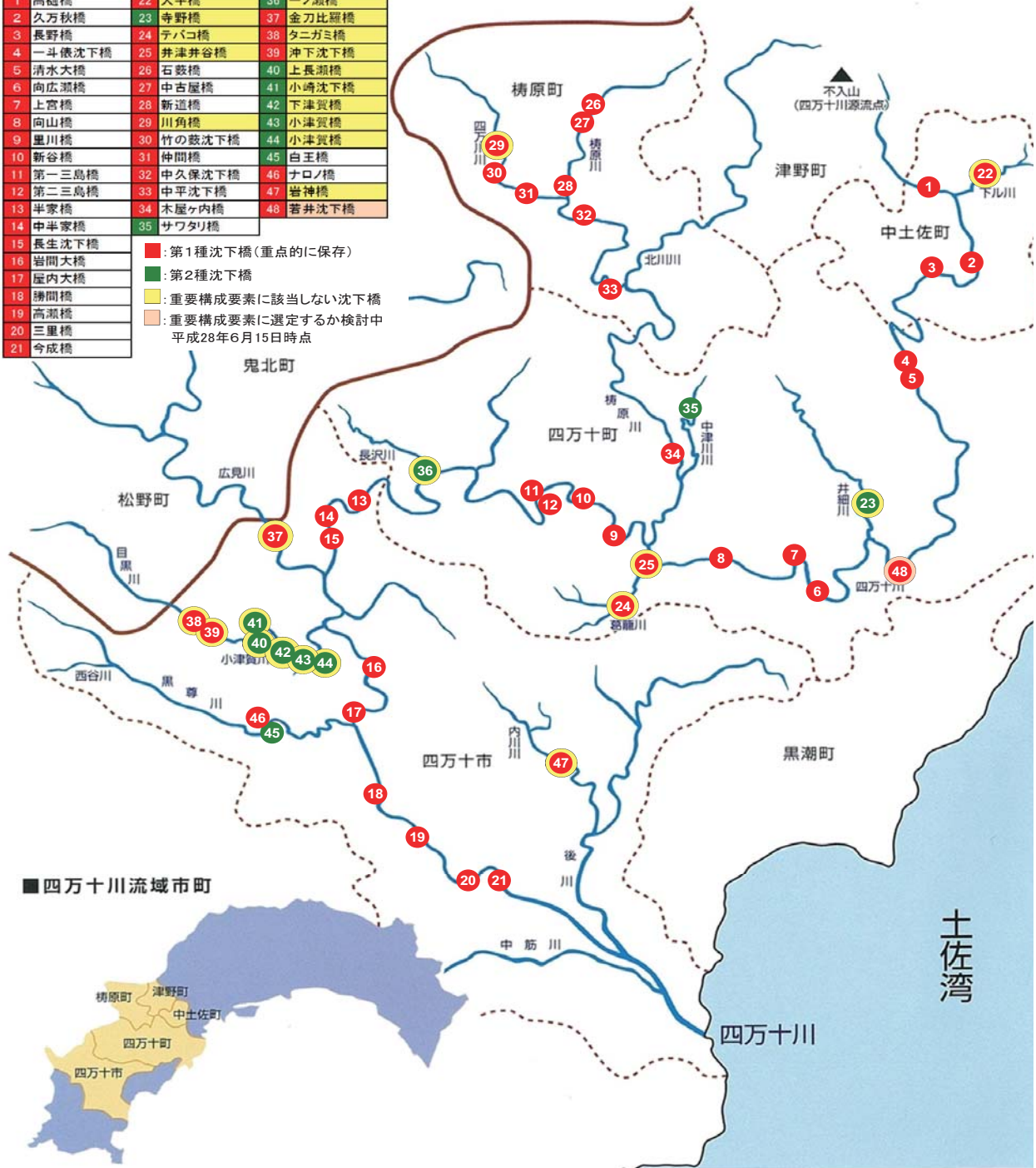
■ : 第1種沈下橋(重点的に保存)

■ : 第2種沈下橋

■ : 重要構成要素に該当しない沈下橋

■ : 重要構成要素に選定するか検討中

平成28年6月15日時点





4. 四万十川条例のイメージ

流域の人々の生活から生まれる文化的な景観（農山村の風景、沈下橋、伝統漁法、棚田など）や四万十川の自然環境を保全・活用することで、流域の振興を図ります。

『全国から訪れる  
人々が求める姿』

清流四万十川

- 雄大な流れ、きれいな水
- 自然豊かな水辺林
- 昔ながらの農山村の風景



『地域住民が求める姿』

地域の振興

- 交流人口の増大
- 産業の活性化
- 社会資本の整備



調和・共存



四万十川条例

## 5. 許可基準制度の全体像

## 四万十川の 将来像 (条例第4条)

- ①水量が豊かで、かつ、清流が保たれていること。
- ②天然の水生動植物が豊富に生息し、又は生育していること。
- ③河岸に天然林が連なり、良好な景観が維持されていること。
- ④人工林が適正に管理され、天然林とともに多様な森林が形成されていること。
- ⑤季節ごとの優れた景観を有していること。
- ⑥住民の安全かつ快適な生活が保たれていること。
- ⑦川がこどもの遊びの場として活用されていること。
- ⑧川を生かした産業が活性化し、持続的に発展していること。
- ⑨流域内又は流域外との地域間交流が活発に行われているとともに、その活動が、住民の生活又は流域の生態系に負荷を生じさせていないこと。
- ⑩情報通信網が整備され、その活用が図られていること。

将来像の実現に向けて・・・

生態系や景観など重点的に保全する  
地域を指定します。

## 重点地域 (条例第11条)

- ①清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）
- ②景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）
- ③人と自然の共生モデル地区（共生モデル地区）
- ④原生林保全地区

重点地域内で行う行為によっては・・・



知事の許可が必要となります。

## 許可の 対象行為 (条例第13、14、16条)

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ①鉱物掘採、土石採取     | ⑥天然林の伐採（保安林の施業上のものを除く） |
| ②土地の形状変更       | ⑦立木の伐採（保安林の施業上のものを除く）  |
| ③建築物、工作物の建築等   | ⑧針葉樹の植樹（保安林の施業上のものを除く） |
| ④建築物の外観の模様替え   | ⑨看板、広告板等の設置            |
| ⑤建築物、工作物の色彩の変更 | ⑩屋外における土石、廃棄物等の集積、貯蔵   |

基準の内容を満たせば・・・



許可になります。

## 許可の基準 (条例第13、14、16条)

- ①当該行為をする土地の現に有する災害の防止の機能からみて、当該行為により当該土地の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- ②当該行為をする土地の現に有する水害の防止の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- ③当該行為をする土地の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④当該行為をする土地の現に有する生態系及び景観の保全の機能からみて、当該行為により当該土地及びその周辺の地域における生態系及び景観を著しく悪化させるおそれがないこと。

こういった取組を継続することにより・・・



四万十川の将来像を目指します。

# 四万十川の将来像

## 6. 許可基準の概要

①災害の防止、②水害の防止、③水源のかん養に上乗せし、④生態系及び景観の保全を許可制度としているものです。

### 許可基準のイメージ

#### 重点地域

(回廊地区、保全・活用地区  
共生モデル地区、原生林保全地区)

#### 四万十川条例

生態系や景観を重点的に保全する地域における許可制度流域の  
自然環境や景観を保全することで、地域の振興を図る

### 1. 土地利用が計画されている地域（区域）における許可（届出）

#### 農業の振興地域の整備に関する法律：農用地区域

農用地等として利用することが困難となる行為において以下のおそれがない場合

- ・農業振興計画の達成に支障を及ぼす
- ・土砂の流出又は崩壊その他の工作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させる
- ・農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす

#### 都市計画法：都市計画区域・都市計画区域外

開発行為のとなる行為に対し、良好な宅地を造成し、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な市街地を形成する開発許可基準に適合すること

#### 森林法：森林地域

森林の現に有する公益的機能が行為により以下の機能を阻害するおそれがない場合

- ・土地に関する災害の防止の機能
- ・水害の防止の機能
- ・水源のかん養の機能
- ・環境の保全の機能

#### 自然公園法（高知県立自然公園条例）：県立自然公園区域

優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保に寄与することの目的が阻害されないこと

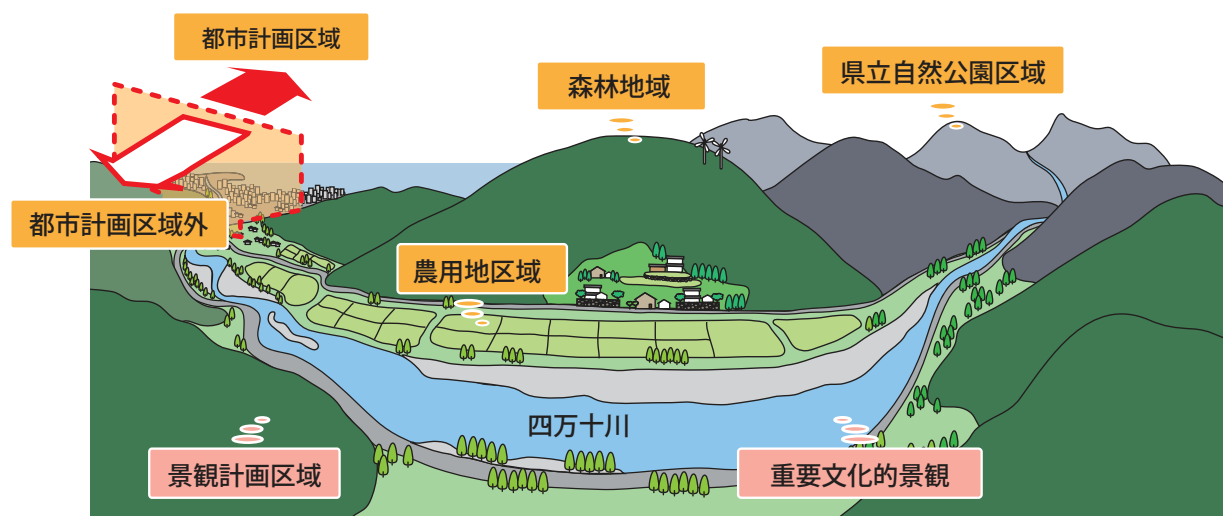
### 2. 生態系や景観を保全する地域（区域）における届出

#### 文化財保護法：重要文化的景観

重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に関する届出規定

#### 景観法（市町景観条例）：景観計画区域

景観計画区域内の行為に関する届出規定



## 第2章

### 重点地域

## 第2章 重点地域

### 1. 重点地域の概要

#### 重点地域

四万十川条例第11条に規定する「重点地域」は以下のとおりです。

| 重点地域   | 清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）                                                                                                                                                                                | 景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）                                                                                                                                  | 人と自然の共生モデル地区（共生モデル地区）                                                                                           | 原生林保全地区                                                                                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象地域   | <p>本川・主要支川沿いの水辺域</p> <p>上流から下流までの野生動植物の生息・生育環境の連続性を確保し、生態系及び景観を保全することが特に重要である地区です。</p> <p>（定義）<br/>本川：四万十川の河口から源流域(津野町不入山)まで<br/>主要支川：黒尊川、目黒川、広見川、梶原川、北川</p>                                       | <p>本川・主要支川に一番近い尾根（第一稜線）まで(回廊地区は除きます。)</p> <p>回廊地区への影響を防止し、生態系及び景観の保全と森林その他の資源の活用の調和を促進することが重要である地区です。</p>                                                | <p>優れた水質を維持し、野生動植物の多様性が確保され、かつ、人と自然が共生している地区です。</p>                                                             | <p>原生林等</p> <p>優れた原生林又はこれに準ずる森林が形成され、保全する必要のある地区です。</p>                                                                                                                                          |
| 行為の制限等 | <p>1. 鉱物掘採・土石採取</p> <p>2. 土地の形状変更</p> <p>3. 建築物・工作物の建築等</p> <p>4. 建築物の外観の模様替え</p> <p>5. 建築物・工作物の色彩の変更</p> <p>6. 天然林の伐採</p> <p>7. 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹</p> <p>8. 看板・広告板等の設置</p> <p>9. 屋外における物品の集積又は貯蔵</p> | <p>1. 鉱物掘採・土石採取</p> <p>2. 土地の形状変更</p> <p>3. 建築物・工作物の建築等</p> <p>4. 建築物の外観の模様替え</p> <p>5. 建築物・工作物の色彩の変更</p> <p>6. 看板・広告板等の設置</p> <p>7. 屋外における物品の集積又は貯蔵</p> | <p>（協定の内容）</p> <p>1. 協定の対象となる土地の区域（協定区域）</p> <p>2. 協定区域の管理の方法・目標に関する事項</p> <p>3. 協定の有効期間</p> <p>4. その他の必要事項</p> | <p>1. 鉱物掘採・土石採取</p> <p>2. 土地形状変更</p> <p>3. 建築物・工作物の建築等</p> <p>4. 建築物の外観の模様替え</p> <p>5. 建築物・工作物の色彩の変更</p> <p>6. 立木の伐採</p> <p>7. 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹</p> <p>8. 看板・広告板等の設置</p> <p>9. 屋外における物品の集積又は貯蔵</p> |
| 指 定    | 平成18年10月 1 日                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          | 平成18年10月<br>黒尊川流域                                                                                               | 平成25年 8 月<br>大正中津川集落                                                                                                                                                                             |

本「手引」により運用します。

「生態系の保全」

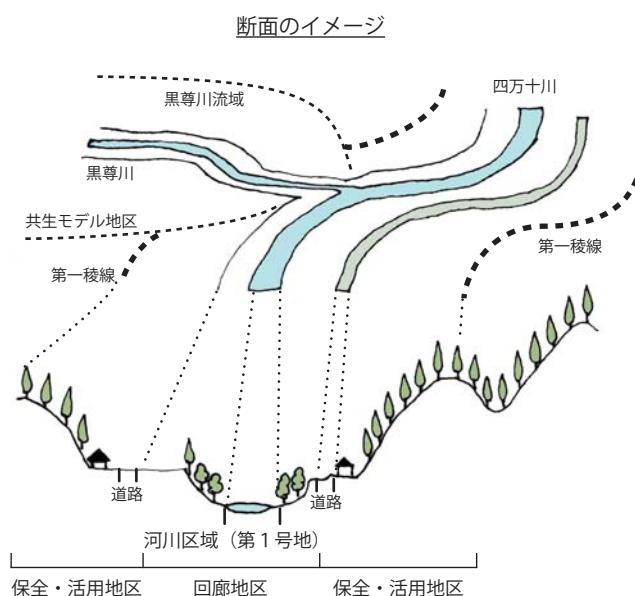


「景観の保全」



「生態系の保全」・「景観の保全」に関する技術的な基準を定めています。

## 2. 重点地域のイメージ図



## 3. 重点地域の概算面積

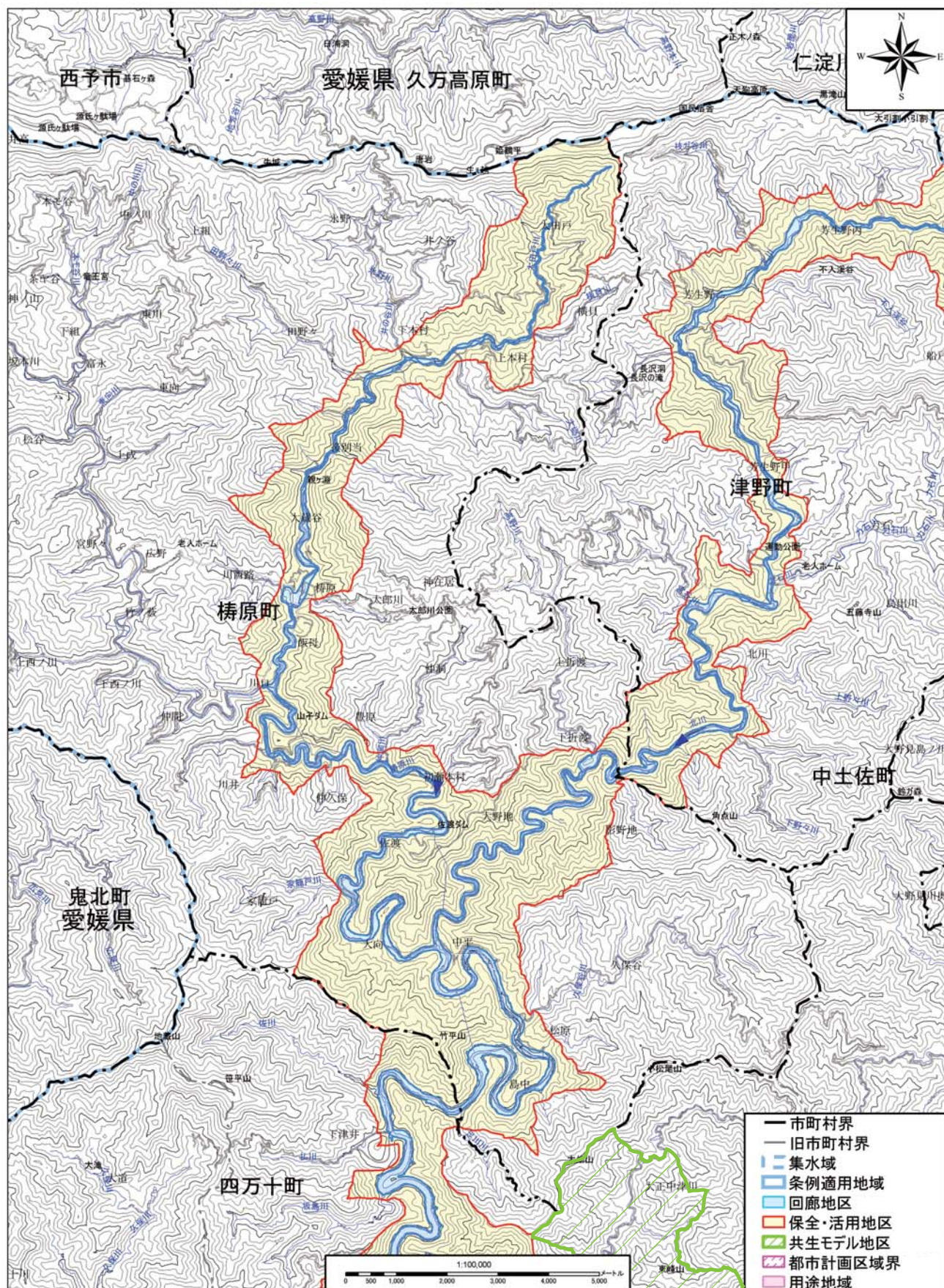
(km<sup>2</sup>)

|               |         | 四万十市   |        |                    |        | 四万十町   |        |                          |        |        | 中土佐町<br>(旧大野見村) | 津野町<br>(旧東津野村) | 梶原町    | 合計     |
|---------------|---------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------|--------------------------|--------|--------|-----------------|----------------|--------|--------|
|               |         | 旧中村市   | 旧西土佐村  | 黒尊川流域<br>(共生モデル地区) | 計      | 旧窪川町   | 旧大正町   | 大正中津川<br>集落<br>(共生モデル地区) | 旧十和村   | 計      |                 |                |        |        |
|               |         |        |        |                    |        |        |        |                          |        |        |                 |                |        |        |
| ①<br>面積       | 森林面積    | 310.12 | 225.60 |                    | 535.72 | 229.19 | 183.24 |                          | 149.05 | 561.48 | 91.89           | 120.43         | 214.21 |        |
|               | 耕地面積    | 18.75  | 4.40   |                    | 23.15  | 21.37  | 2.68   |                          | 3.25   | 27.30  | 2.74            | 2.29           | 3.45   | 58.93  |
|               | その他     | 55.63  | 18.00  |                    | 73.63  | 27.52  | 13.40  |                          | 12.36  | 53.28  | 5.78            | 8.75           | 18.85  | 160.29 |
|               |         | 384.50 | 248.00 | 85.94              | 632.50 | 278.08 | 199.32 | 11.30                    | 164.66 | 642.06 | 100.41          | 131.47         | 236.51 |        |
| ②<br>重点<br>地域 | 回廊地区    | 2.57   | 4.85   | 1.39               | 7.42   | 7.30   | 2.86   | 0.00                     | 1.94   | 12.10  | 2.29            | 1.83           | 3.38   | 27.02  |
|               | 保全・活用地区 | 34.90  | 83.36  | 38.06              | 118.26 | 23.71  | 33.01  | 0.00                     | 27.64  | 84.36  | 13.51           | 32.42          | 48.20  | 296.75 |
|               | 共生モデル地区 | 0.00   | 0.00   | 49.27              | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 11.30                    | 0.00   | 0.00   | 0.00            | 0.00           | 0.00   | 0.00   |
|               | 原生林保全地区 | (－)    | (－)    | (－)                | (－)    | (－)    | (－)    | (－)                      | (－)    | (－)    | (－)             | (－)            | (－)    | (－)    |
|               |         | 37.47  | 88.21  | 85.94              | 125.68 | 31.01  | 35.87  | 11.30                    | 29.58  | 96.46  | 15.80           | 34.25          | 51.58  | 323.77 |
| ②重点地域 / ①面積   |         | 9.7%   | 35.6%  | 100.0%             | 19.9%  | 11.2%  | 18.0%  | 100.0%                   | 18.0%  | 15.0%  | 15.7%           | 26.1%          | 21.8%  | 18.6%  |

※ 共生モデル地区面積は、回廊地区及び保全・活用地区を除く



## 梶原町



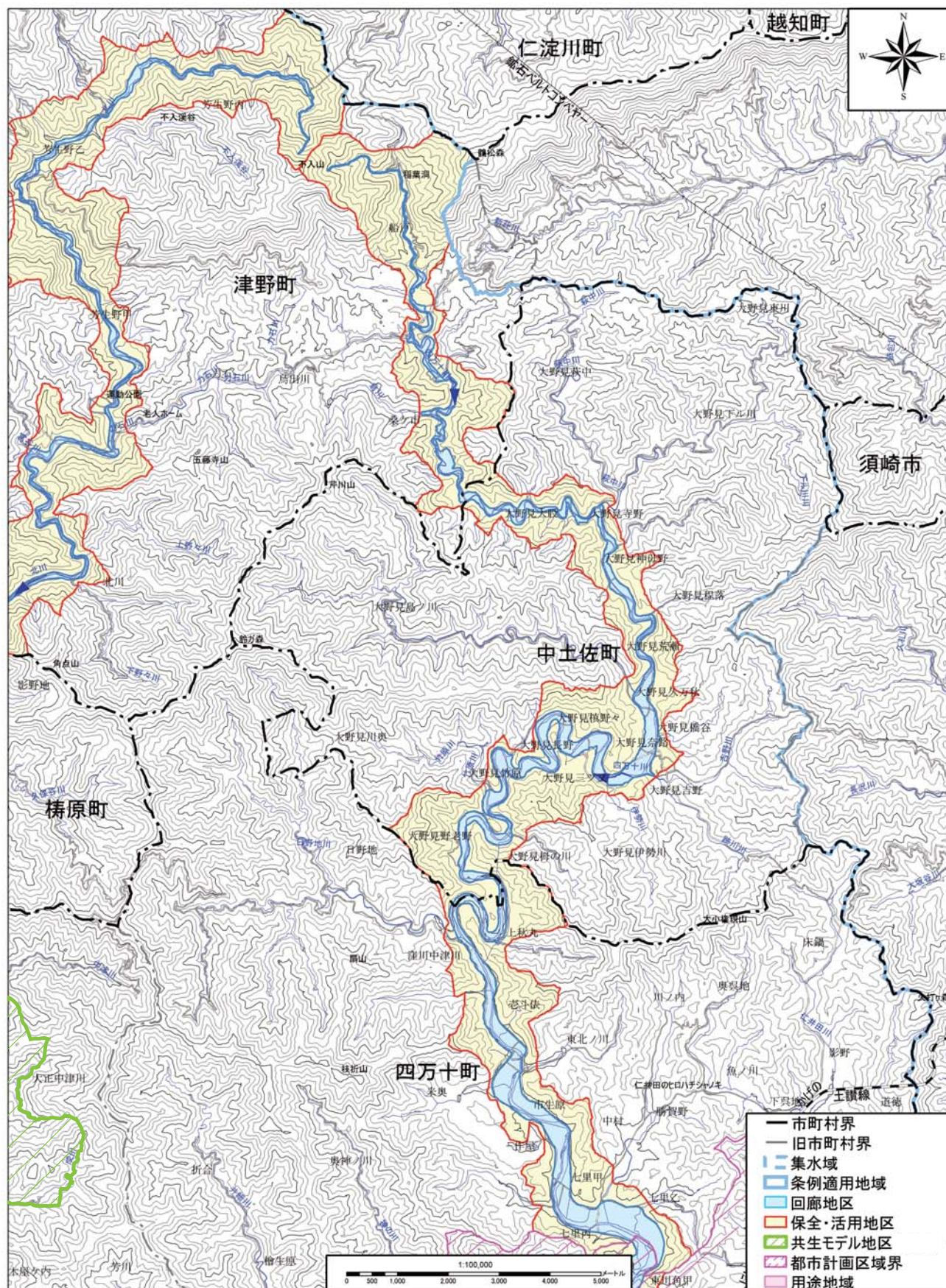


津野町（旧東津野村）



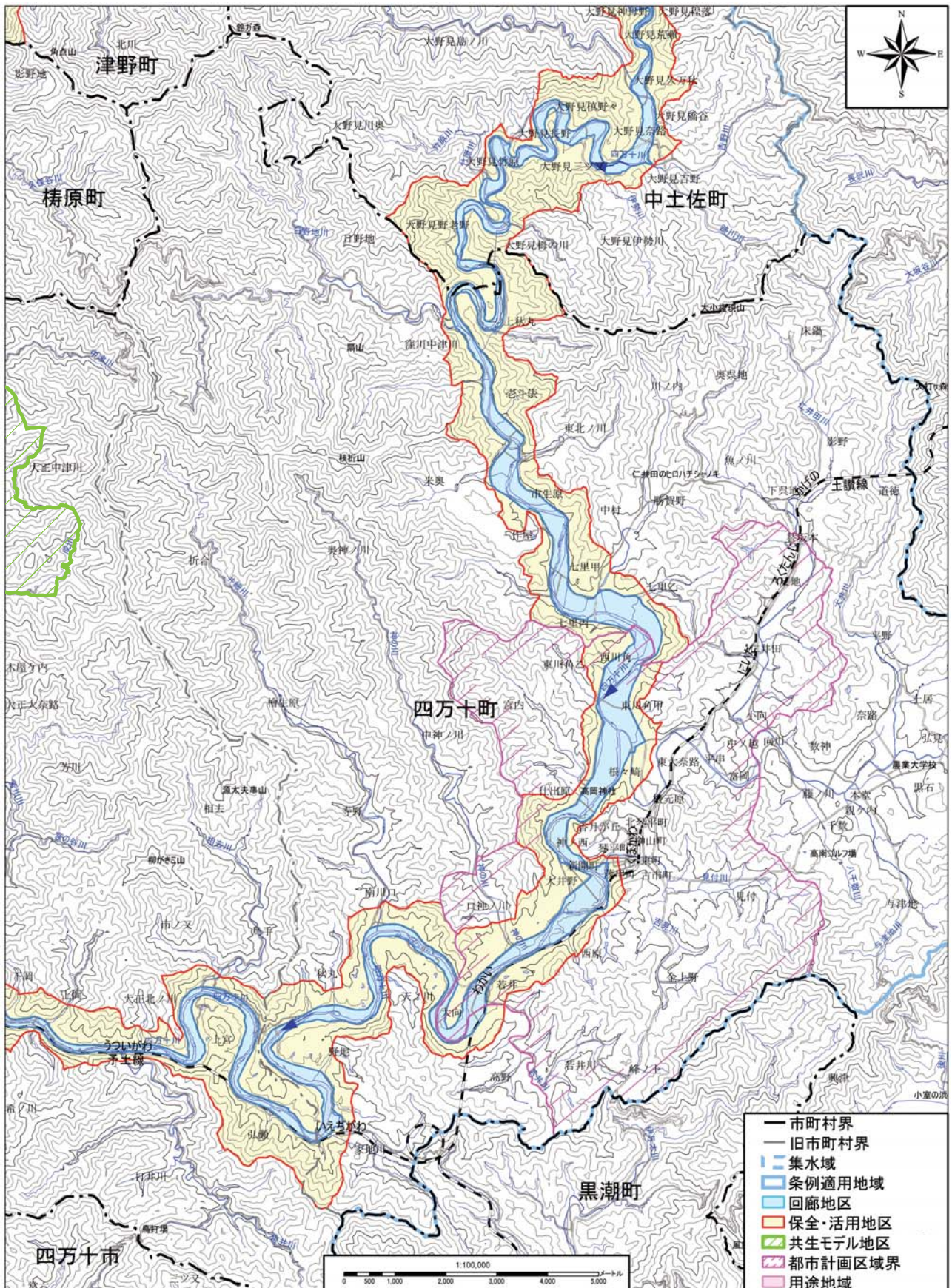


## 中土佐町（旧大野見村）



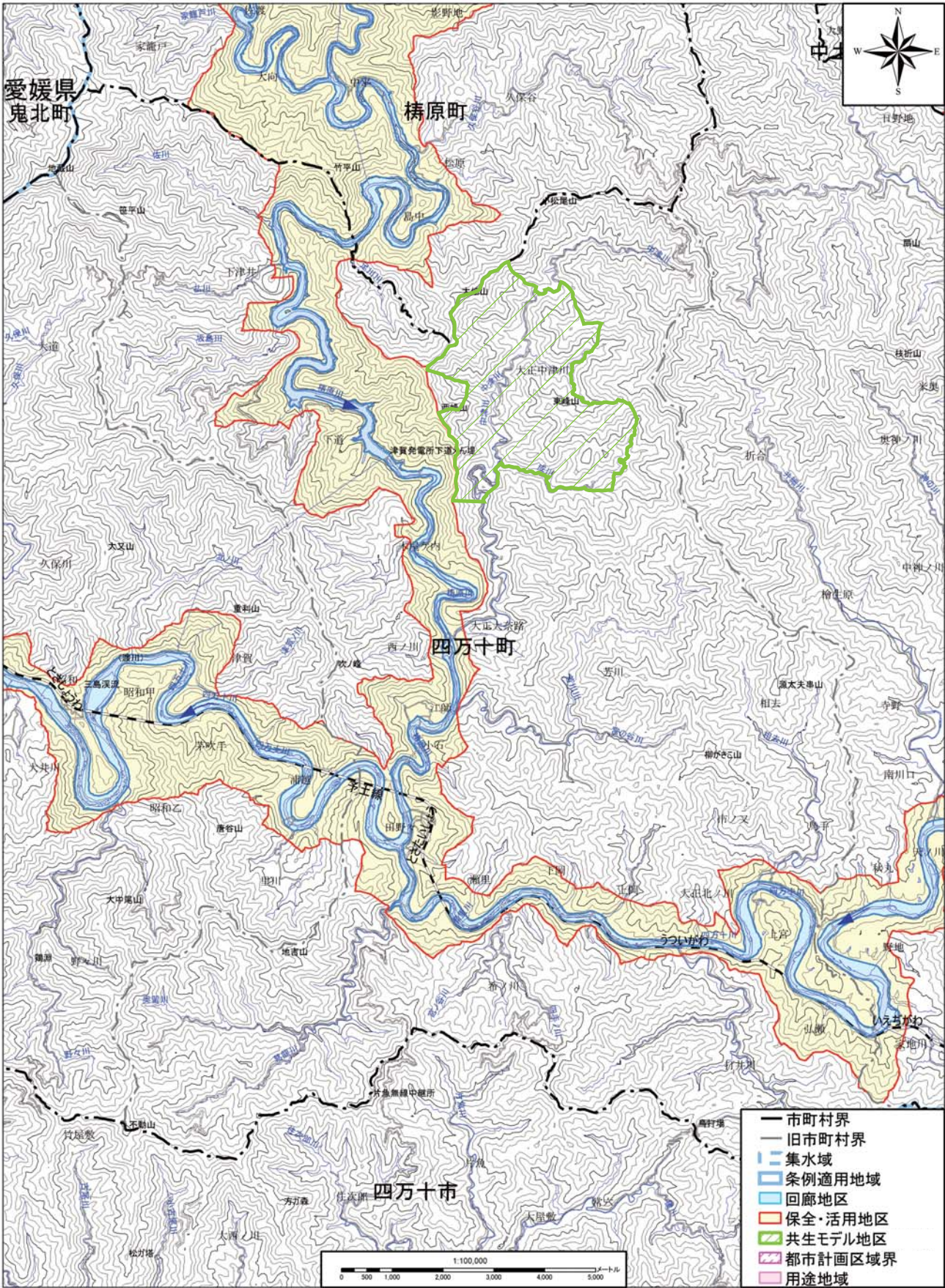


## 四万十町（旧窪川町）





四万十町（旧大正町）



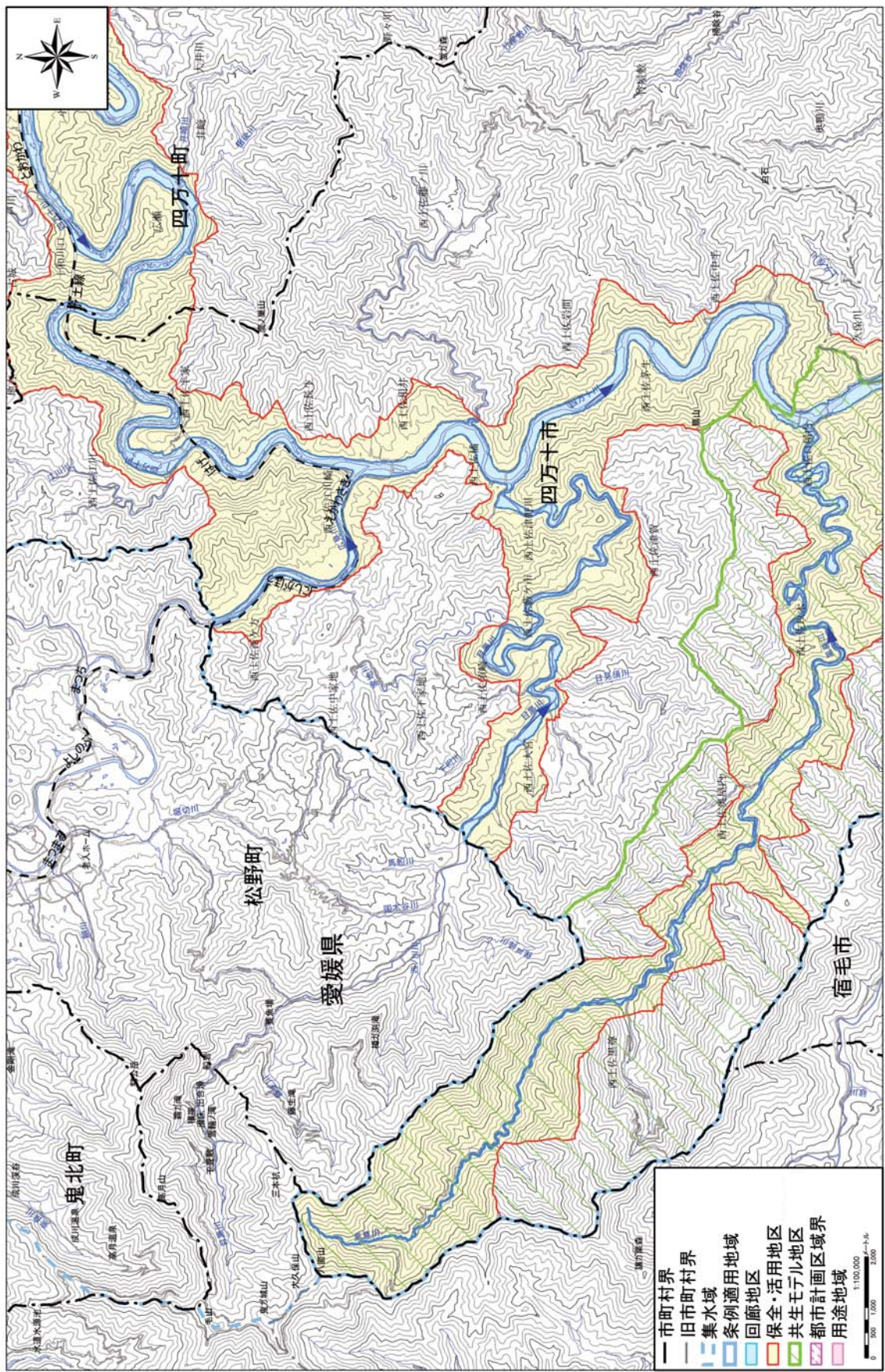


四万十町（旧十和村）



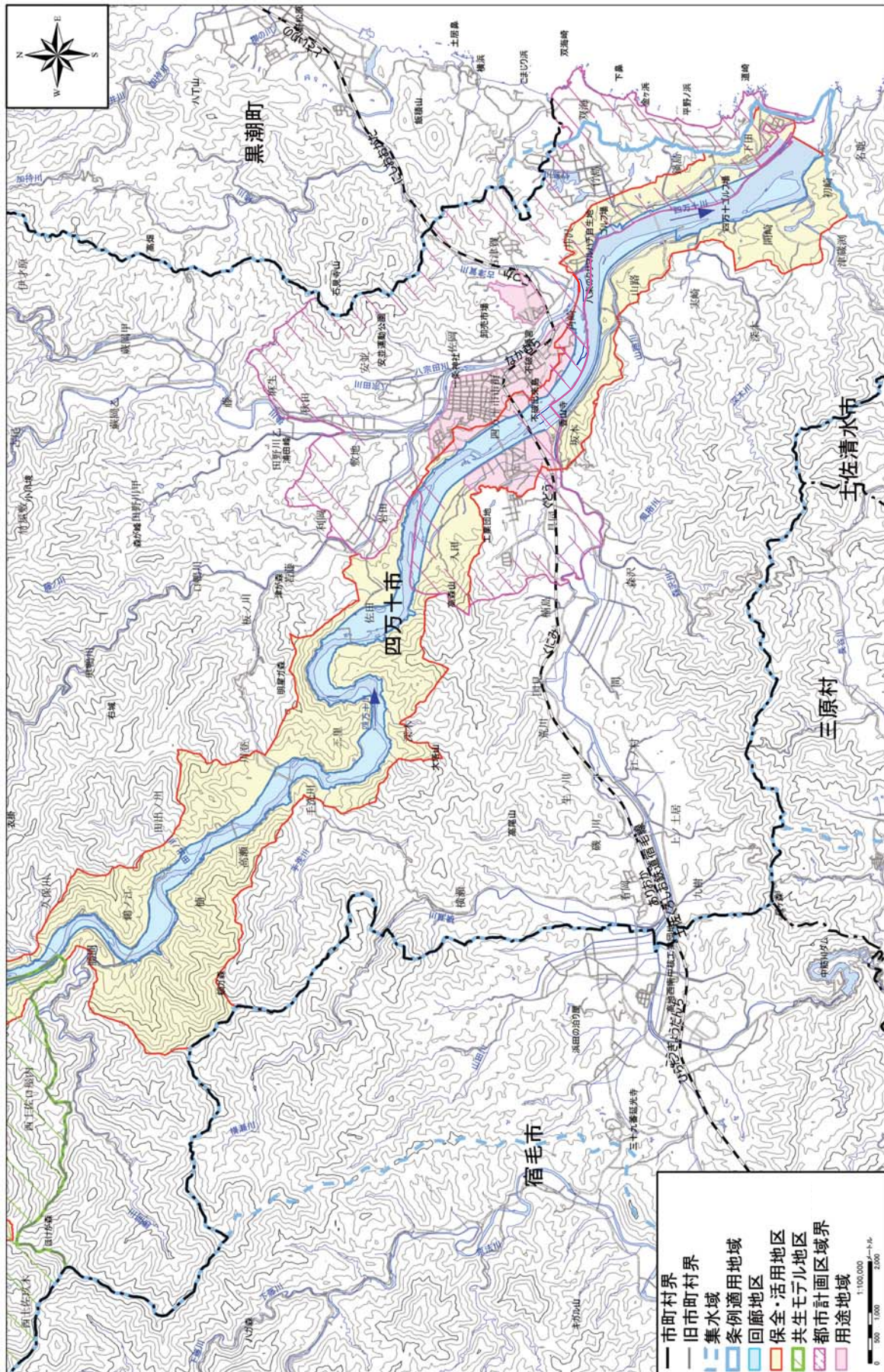


# 四万十市（旧西土佐村）





# 四万十市（旧中村市）







## 第3章

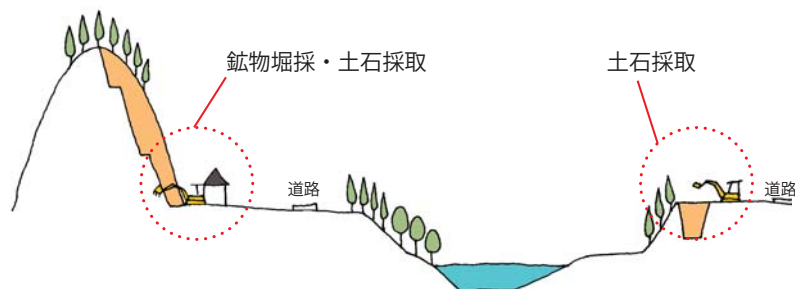
# 制限行為の許可

## 第3章 制限行為の許可

### 1. 対象となる行為 (条例第13条、第14条、第16条) (施行規則 第14条～第21条)

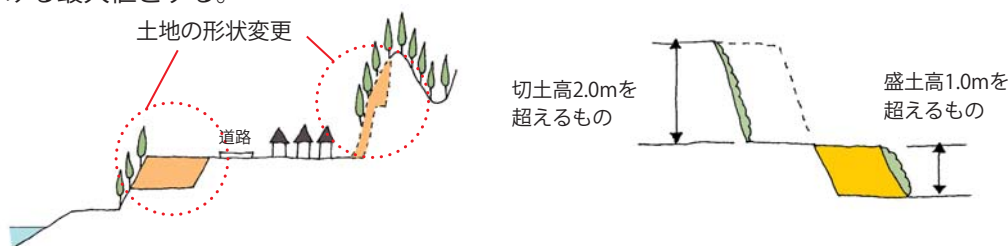
#### (1) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

鉱物を掘採し、又は土石を採取し、行為地の外に持ち出す行為とする。ただし、地質調査に係る行為又は、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する行為を含まないものとする。



#### (2) 盛土又は切土により規則で定める高さを超える土地の形状を変更すること

規則で定める高さは、盛土にあつては1.0m、切土にあつては2.0mとし、このときの高さは、行為地内における最大値とする。



#### (3) 建築物その他規則で定める工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること

##### ア 建築物とは

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で、次のように定義される。

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

##### 建築物の事例



集合住宅



店舗



倉庫

※建築物のうち、存続期間が1年を超えないものは、仮設として除外する。

##### イ その他規則で定める工作物とは

###### a) 「周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物」

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント  
その他これらに類するもの
- ・危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表に掲げる危険物）の貯蔵又は処理に係るもの
- ・ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの



b)「大規模な工作物」

- ・ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの
- ・霊園又は墓地（高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年高知県条例第12号）第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。）
- ・風力発電施設その他これに類するもの

c)「その他の工作物」

- ・電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの
- ・屋外照明（屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。）その他これに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・自動車の駐車のに供する立体的な施設その他これに類するもの
- ・煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・太陽光発電施設その他これに類するもの

工作物の事例



ゴミ処理施設



危険物の貯蔵施設

※工作物のうち、存続期間が1年を超えないものは、仮設として除外する。

■ その他規則で定める工作物の選定（参考とした他法令）

| 都市計画法                                                          |                                                         | 建築基準法<br>第88条に規定される準用工作物と<br>指定工作物（建築確認申請を要するもの） |                                                                                                                  |                    | 四十万十川条例                                   |                                                            |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第一種特定<br>工作物：<br>周辺の地域<br>の環境の悪<br>化をもたら<br>すおそれ<br>がある工作<br>物 | コンクリートプラント                                              | 準用<br>工作物                                        | 煙突                                                                                                               | $h > 6 \text{ m}$  | 周辺環境<br>の悪化を<br>もたらす<br>おそれ<br>のある工<br>作物 | コンクリートプラント、ア<br>スファルトプラント、クラッ<br>シャープラントその他これら<br>に類するもの   |
|                                                                | アスファルトプラント                                              |                                                  | R C造の柱、鉄柱、木柱その他これら<br>に類するもの（旗ざお並びに架空電線路用<br>並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通<br>信設備用のものを除く。）                                | $h > 15 \text{ m}$ |                                           | 危険物の貯蔵又は処理に係る<br>もの                                        |
|                                                                | クラッシャープラント<br>（コンクリート又はアスファ<br>ルト・コンクリートの粉砕施<br>設を含む。）  |                                                  | 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その<br>他これらに類するもの                                                                                  | $h > 4 \text{ m}$  |                                           | ごみ処理施設、し尿処理施設、<br>汚水処理施設、 <b>廃棄物処理施<br/>設</b> その他これらに類するもの |
|                                                                | 危険物の貯蔵または処理に<br>供する工作物                                  |                                                  | 高架水槽、サイロ、物見塔その他これ<br>らに類するもの                                                                                     | $h > 8 \text{ m}$  | 大規模<br>工作物                                | ゴルフ場、野球場、庭球場、<br>陸上競技場、遊園地、動物園<br>その他これらに類するもの             |
| 第二種特定<br>工作物：<br>大規模な工<br>作物                                   | ゴルフコース                                                  | 指定<br>工作物                                        | 擁壁                                                                                                               | $h > 2 \text{ m}$  |                                           | 霊園又は墓地                                                     |
|                                                                | 1 ha以上の運動・レジャ<br>ー施設（野球場、庭球場、<br>陸上競技場、遊園地、動物<br>園、その他） |                                                  | 乗用エレベーター又はエスカレーター<br>で観光のためのもの（一般交通の用に<br>供するものを除く。）                                                             |                    |                                           | 風力発電施設その他これに類<br>するもの                                      |
|                                                                | 1 ha以上の墓園                                               |                                                  | ウォーターシュート、コースターその<br>他これらに類する高架の遊戯施設                                                                             |                    |                                           | 電波塔、電線路等の支持物そ<br>の他これらに類するもの                               |
|                                                                |                                                         | 指定<br>工作物                                        | メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、<br>飛行塔その他これらに類する回転運動<br>をする遊戯施設で原動機を使用するもの                                                   |                    | その他の<br>工作物                               | 屋外照明その他これに類する<br>もの                                        |
|                                                                |                                                         |                                                  | 原動機を使用するコンクリート、岩石等を<br>粉砕する事業を営む工場、原動機（出力 $>$<br>2.5kW）を使用するレディミクストコンク<br>リートの製造又はセメントの袋詰め、アス<br>ファルト等を原料とする製造工場 |                    |                                           | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄<br>柱、木柱その他これらに類す<br>るもの                      |
|                                                                |                                                         |                                                  | 自動車車庫の用に供する工作物                                                                                                   |                    |                                           | 自動車の駐車のに供する立<br>体的な施設その他これに類す<br>るもの                       |
|                                                                |                                                         |                                                  | 高さ8 mを超えるサイロその他これに<br>類する工作物のうち飼料、肥料、セメン<br>トその他これらに類するものを貯蔵<br>するもの                                             |                    |                                           | 煙突、高架水槽、サイロ、物<br>見塔その他これらに類するもの                            |
|                                                                |                                                         |                                                  | 昇降機・遊戯施設等                                                                                                        |                    |                                           | 太陽光発電施設その他これに<br>類するもの                                     |
|                                                                |                                                         |                                                  | 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理<br>施設の用途に供する工作物                                                                                |                    |                                           |                                                            |

■ 青字は、他法令を参考として許可の対象とした工作物 ■ 赤字は、四十万十川条例において独自に景観の保全の観点から許可の対象とした工作物

## ■ 新築、増築、改築、移転とは？

新築………更地に新たに建築物をつくること。

増築………敷地内の既存の建築物を建造する場合、棟続きの場合と別棟扱いとする場合がある。

改築………従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。

使用材料の新旧は問わない。また、従前のものと著しく異なるときは新築又は増築となる。

移転………同一敷地内（地番等とは関連しない）において建築物の位置を移動すること。（住宅と農業用の専用倉庫等は、別の敷地扱いとなる）

別敷地へ移動する場合は、新築又は増築扱いとなる。

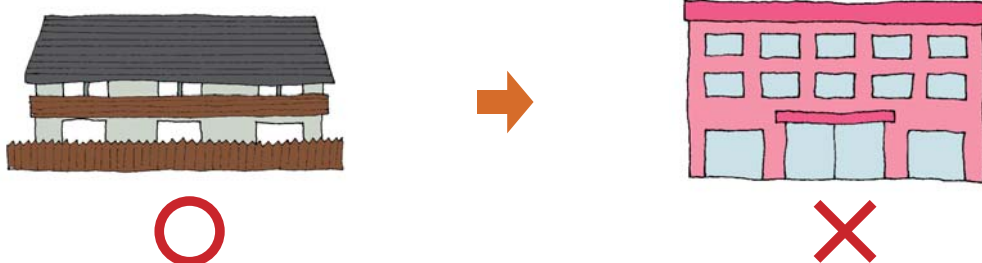
|   | 新 築                                         | 増 築                                           | 増 築                                           | 移 転                          | 増 築 ・ 新 築                                                                                |
|---|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧 | <div>50</div> <div>更 地<br/>(建築物のない敷地)</div> | <div>50</div> <div>既 存</div>                  | <div>50</div> <div>既 存</div>                  | <div>50</div> <div>既 存</div> | <div>50</div> <div>既 存</div> <div>51</div> <div>既 存</div> <div>52</div> <div>更 地</div>   |
| 新 | <div>50</div> <div>新 築</div>                | <div>50</div> <div>既存のまま</div> <div>増 築</div> | <div>50</div> <div>既存のまま</div> <div>新 築</div> | <div>50</div> <div>移 転</div> | <div>50</div> <div>既存のまま</div> <div>51</div> <div>移 転</div> <div>52</div> <div>新 築</div> |

建築申請memo 2016 建築申請実務研究会 編 より抜粋

### (4) 建築物の外観の模様替えで規則で定めるものをする

建築物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、屋根、外壁その他建築物に付随するものの素材を変更する行為とする。

自然景観に配慮されていない外観の模様替え

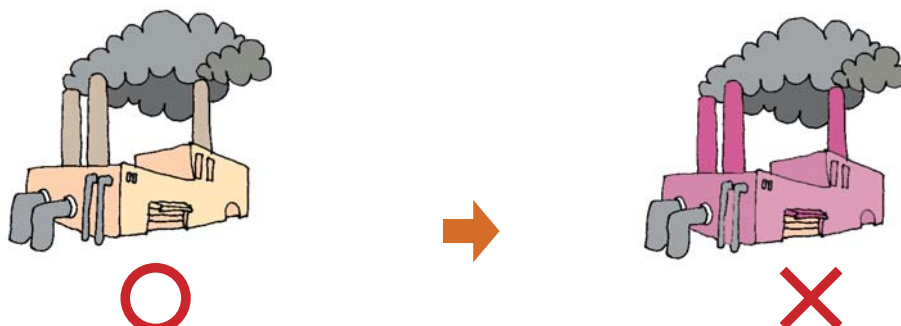


### (5) 建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更で規則で定めるものをする

建築物又は工作物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、素材は変更せずに色彩を変更する行為とする。その他規則で定める工作物は、P22の「(3) のイ」を参照。

※許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしている行為は除外する。

自然景観に配慮されていない色彩の変更

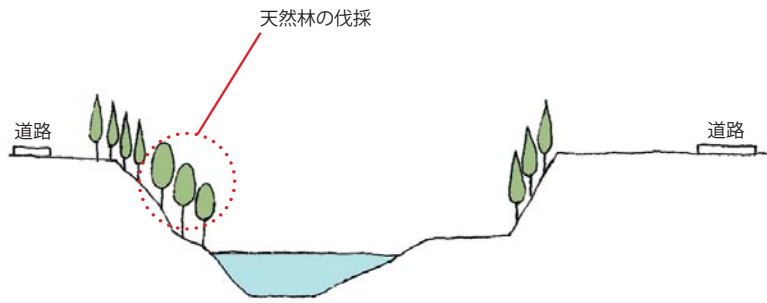




(6) 天然林を伐採すること（保安林における施業上のものを除く。）

天然林は、針葉樹林（スギ及びヒノキにより構成されている林に限る。）及び竹林を除いたものとする。

※天然林とは、主として自然の力によって成り立った森林をいう。



水辺の天然林を伐採した事例



(7) 針葉樹（スギ及びヒノキに限る。）を植樹すること（保安林における施業上のものを除く。）

※新たに針葉樹を植樹する行為が該当する。

(8) 看板、広告板その他これらに類する物で、規則で定めるものを設置すること。

ア 看板、広告板

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものとする。

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

イ その他これらに類する物で、規則に定めるもの  
自動販売機とする。

※除外されるもの

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの（例：他の法令の規定により表示するもの、公職選挙法に基づく選挙運動のために表示するものなど）は、四万十川条例においても適用除外とする。

ただし、自家用広告物等（自動販売機を除く。）及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件は、その縦及び横の長さがそれぞれ4m以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4m<sup>2</sup>以下のものとする。

看板・広告板



自動販売機



(9) 屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。

ア 土石

イ 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物。

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。



## ウ 規則で定める物品

### (再生資源及び再生部品)

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）  
第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品とする。

この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。



※集積又は貯蔵の存続期間が90日を超えないものは除外する。

## 2. 適用されない行為

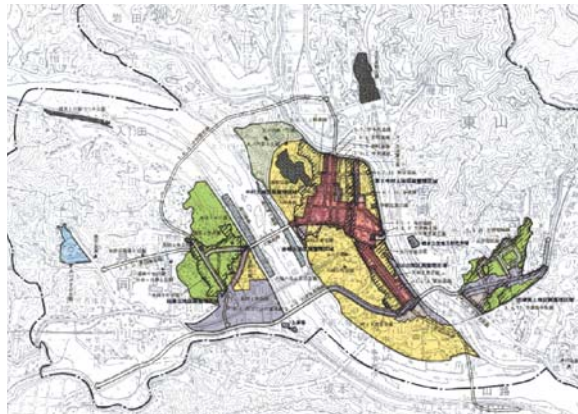
| 条例第13条、第14条に規定する適用されない行為                                                                        |                 | 施行規則第24条～第27条、第29条                                                                                                                                                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (1) 市街地その他の規則で定める地域における行為                                                                       |                 | 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。（四万十市）                                                                                                                                                    |  |
| (2) 次に掲げる行為                                                                                     |                 |                                                                                                                                                                                      |  |
| 1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの                                                              | ア 通常の管理行為       | 機能維持のために日常的、又は定期的に行う管理行為                                                                                                                                                             |  |
|                                                                                                 | イ 軽易な行為         | 別に定める許可を要する規模及び日数を下回る行為                                                                                                                                                              |  |
|                                                                                                 | ウ その他の行為        | 自家用のために木竹を伐採する行為並びに宅地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為                                                                                                                                            |  |
| 2) 住民が行う自己の居住の用に供する住宅の建築等（附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等で規則で定めるものを除く。）及び住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるもの | ア 自己の居住の用に供する住宅 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住の用のみに供する住宅</li> <li>・店舗、事業所その他これらに類する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満かつ100㎡未満のもの</li> </ul>                                                           |  |
|                                                                                                 | イ 農業を営む行為       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を変更しない農地の改変</li> <li>・農道を整備する行為</li> <li>・支障木を伐採する行為</li> <li>・桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為</li> </ul>                                    |  |
|                                                                                                 | ウ 林業を営む行為       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための作業道を整備する行為</li> <li>・スギ、ヒノキの人工林を間伐、保育、主伐するために附帯して行う行為</li> <li>・天然林のうち、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為</li> </ul> |  |
|                                                                                                 | エ 漁業を営む行為       | 支障木を伐採する行為                                                                                                                                                                           |  |
| 3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為                                                                       |                 |                                                                                                                                                                                      |  |
| 4) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により知事が特に必要と認める行為                                                           |                 | ※四万十川の清流を保全するための学術研究の行為<br>※鉄道、軌道の交通の安全を確保するために必要な施設を設置する行為<br>※道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する行為など                                                                                              |  |
| 5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、港湾法（昭和25年法律第218号）及び河川法の規定による免許、許可、承認等の対象となる行為                           |                 | ※河川敷地から転石や砂利を採取する行為など                                                                                                                                                                |  |
| (3) 国、県、流域市町又は地方公共団体の組合（流域市町が加入しているものに限る。）が行う行為                                                 |                 |                                                                                                                                                                                      |  |
| (4) 既に着手している行為                                                                                  |                 |                                                                                                                                                                                      |  |



(1) 市街地その他の規則で定める地域で行う行為

規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域で行う行為。（四万十市）

四万十市の用途地域



(2) -1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの。

ア 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為。

イ 軽易な行為で、別に定める規模の基準（P29参照）及び日数を下回る行為（P22～23、26参照）。

ウ 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為。

(2) -2) 住民が行う自己の居住の用に供する住宅の建築等（附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等で規則で定めるものを除く。）及び住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるもの

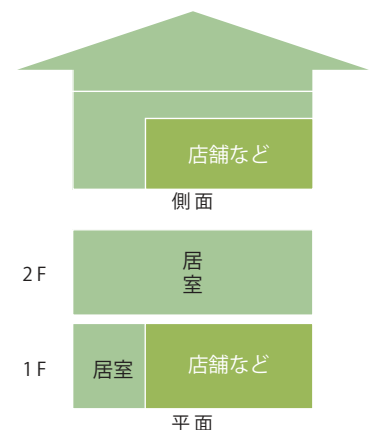
ア 自己の居住の用に供する住宅

- ・ 自己の居住の用のみに供する建築物
- ・ 自己の居住の用に供する部分及び事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を併せ持つ建築物であって、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満で、かつ、100㎡未満のもの。

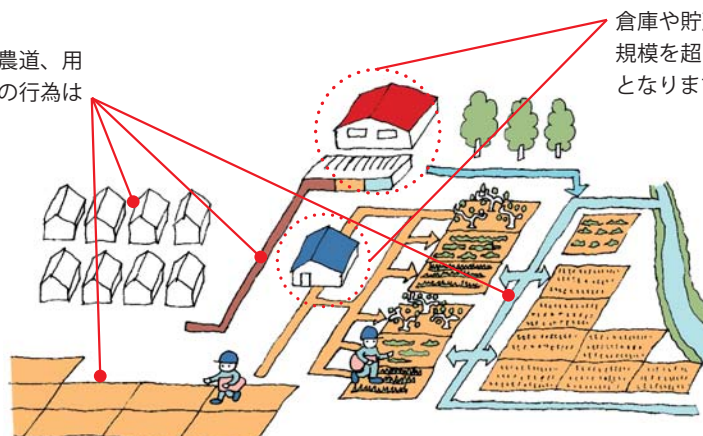
イ 住民が農業を営むために行う行為

- ・ 用途を変更せずに農地を改変する行為
- ・ 農道を整備する行為
- ・ 支障木を伐採する行為
- ・ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為

住宅と店舗等を兼ねるイメージ



せまち直し、ビニールハウス農道、用排水路などの農業を営むための行為は許可を必要としません。



倉庫や貯蔵施設などの建築物で一定の規模を超えるものは、許可申請が必要となります。

ウ 住民が林業を営むために行う行為

- ・木材の搬出及び林業経営に必要な資材の運搬のための作業道を整備する行為
- ・スギ又はヒノキの人工林を間伐し、保育し、又は主伐するために附帯して行う行為
- ・天然林において、椎茸原木（クヌギ、コナラなど）又は薪炭林（シイ、カシなど）を伐採する行為

エ 住民が漁業を営むために行う行為

- ・支障木を伐採する行為

(2) -3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

災害時や、復旧のために一時的に行う行為

※災害時の土砂を取り除いたり仮置きする行為は許可を必要としない。

(2) -4) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により知事が特に必要と認める行為

四万十川の清流を保全するための学術研究など、知事が特に必要と認める行為は、許可を必要としない。

- ・四万十川の清流を保全するための学術研究の行為
- ・鉄道、軌道の交通の安全を確保するために必要な施設を設置する行為
- ・道路に送水管、ガスパイプ、電線等を埋設する行為など

(2) -5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、港湾法（昭和25年法律第218号）及び河川法（昭和39年法律第167号）の規定による免許、許可、承認等の対象となる行為

河川敷地から転石や砂利を採取する行為などは、河川法などの規定による許可の対象となり、四万十川条例に基づく許可は必要としない。

(3) 国、県、流域市町又は地方公共団体の組合（流域市町が加入しているものに限る。）が行う行為

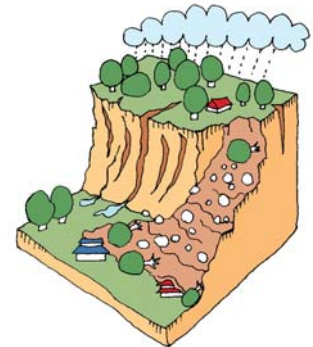
国、県、流域市町又は流域市町が加入している組合が行う行為は、当該許可基準は適用されず、高知県四万十流域環境配慮指針に沿って生態系及び景観に配慮した工事を行う。

※公共工事における民民の契約のもとに行われる任意仮設行為（現場事務所、資材置場、土取り場、残土置場など）については、公共工事として取扱い、当該許可基準は適用されないが、民間の見本となる必要性から、本基準内容に沿った生態系及び景観の保全を行う。

(4) 既に着手している行為

区域を拡張する場合は、拡張した区域の規模が、別に定める基準（P29参照）に満たないものとする。

作業道のイメージ



学術研究のための流量観測施設の設置例



環境に配慮した公共事業の事例





### 3. 知事の許可を必要とする行為の規模

#### ■ 回廊地区

清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）は、四万十川の財産価値を決定する最も重要な地区として、自然はそのまま残し、改変場所はできる限り自然を復元することを目指します。



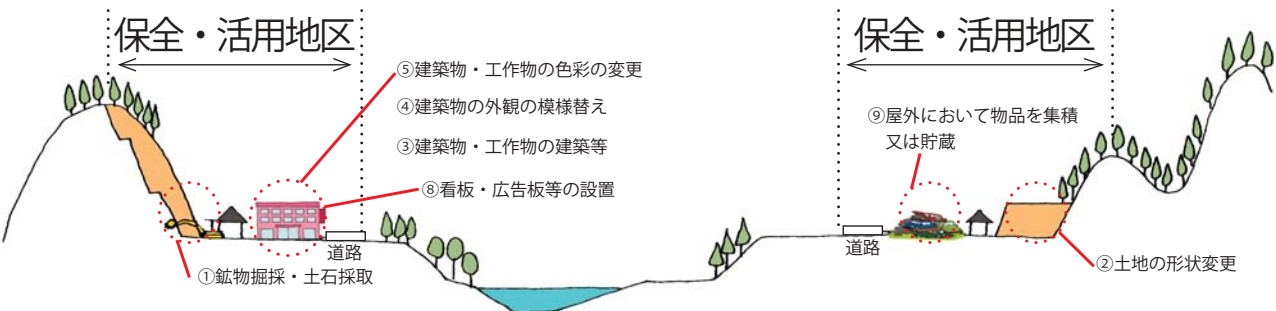
| 行 為            | ①鉱物掘採<br>・土石採取                              | ②土地の<br>形状変更                                  | ③建築物・工作物の建築等                        |                                     | ④建築物の外観<br>の模様替え               | ⑤建築物・工作物の<br>色彩の変更                | ⑥天然林の<br>伐採                                 | ⑦針葉樹<br>(スギ・ヒノキ)<br>の植樹 | ⑧看板<br>・広告板等<br>の設置 | ⑨屋外において<br>物品を集積<br>又は貯蔵     |
|----------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|---------------------|------------------------------|
|                |                                             |                                               | 建築物                                 | 工作物                                 |                                |                                   |                                             |                         |                     |                              |
| 適用されない<br>行為   | 日常的、定期的に行う管理行為など<br>(P26～P28参照)             |                                               |                                     |                                     |                                | 規則に定める技術的<br>細目を明らかに満た<br>しているもの。 | 日常的、定期的に行う管理行為など<br>(P26～P28参照)             |                         |                     |                              |
| 許可を必要<br>とする規模 | 10㎡以上<br>又は高さ1.5m<br>を超えるもの                 | 100㎡以上<br>高さは<br>盛土は1.0m<br>切土は2.0m<br>を超えるもの | 建築面積<br>100㎡以上<br>又は高さ10m<br>を超えるもの | 築造面積<br>10㎡以上<br>又は高さ1.5m<br>を超えるもの | 行為に係る部分<br>の面積の合計が<br>10㎡以上のもの | 行為に係る部分の<br>面積の合計が10㎡<br>以上のもの    | 100㎡<br>以上                                  | 100㎡<br>以上              | 区域<br>指定            | 10㎡以上又は<br>高さ1.5mを<br>を超えるもの |
| 許可の基準          | ※行為地以外の場所においては、その目的を達成することが<br>できないと認められること |                                               |                                     |                                     | —                              | —                                 | ※行為地以外の場所においては、その目的を達成することが<br>できないと認められること |                         |                     |                              |
|                | 別に定める生態系と景観に配慮した許可基準（P31～87）を満たすこと          |                                               |                                     |                                     |                                |                                   |                                             |                         |                     |                              |

※申請地以外では、目的を達成することができないと認められるものに限る。

四万十川の景観を眺望する観光施設の建築行為等を想定し、行為地（回廊地区内）が最適地であり、流域の振興に資するものであると判断される場合は、別に定める生態系と景観への配慮を規定した許可の基準を満足すれば許可することが出来る旨を規定したものである。

#### ■ 保全・活用地区

景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）は、回廊地区と一体となって、流域の価値を決定する地区として、景観の保全と森林・農地などの活用と調和を図って行くことを目指します。



| 行 為        | ① 鉱物掘採・土石採取                        | ② 土地の形状変更                       | ③ 建築物・工作物の建築等           |                            | ④ 建築物の外観の模様替え          | ⑤ 建築物・工作物の色彩の変更           | ⑥ 天然林の伐採                    | ⑦ 針葉樹（スギ・ヒノキ）の植樹 | ⑧ 看板・広告板等の設置                       | ⑨ 屋外において物品を集積又は貯蔵      |
|------------|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------|------------------------------------|------------------------|
|            |                                    |                                 | 建築物                     | 工作物                        |                        |                           |                             |                  |                                    |                        |
| 適用されない行為   | 日常的、定期的に行う管理行為など（P26～P28参照）        |                                 |                         |                            |                        | 規則に定める技術的細目を明らかに満たしているもの。 | 日常的、定期的に行う管理行為など（P26～P28参照） |                  |                                    |                        |
| 許可を必要とする規模 | 1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの             | 1,000㎡以上高さは盛土は1.0m切土は2.0mを超えるもの | 建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの | 築造面積1,000㎡以上又は高さ5.0mを超えるもの | 行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの | 行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの    |                             |                  | 区域指定                               | 1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの |
| 許可の基準      | 別に定める生態系と景観に配慮した許可基準（P31～87）を満たすこと |                                 |                         |                            |                        |                           |                             |                  | 別に定める生態系と景観に配慮した許可基準（P31～87）を満たすこと |                        |

※行為区域が重点地域に接したり一部入っている場合は、重点地域内の行為面積が上表の許可を要する規模に該当する場合のみ許可申請を行うものとする。  
許可申請時には、重点地域外の行為についても、許可基準の趣旨に沿って、生態系と景観に配慮するよう要請を行う。





## 第4章

### 許可の基準（生態系と景観の保全）

## 第4章 許可の基準（生態系と景観の保全）

（施行規則 第22条、第25条、第28条、第29条）

| 行 為             | 1. 鉱物の掘採・土石の採取  |            | 2. 土地の形状変更 |             | 3. 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 |                       | 4. 建築物の外観の模様替え | 5. 建築物・工作物の色彩の変更 |            | 6. 天然林の伐採    |            | 7. 針葉樹（スギ・ヒノキ）の植樹 |            | 8. 看板、広告板等の設置 |             | 9. 屋外における物品の集積又は貯蔵 |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------|-----------------|------------|------------|-------------|----------------------------|-----------------------|----------------|------------------|------------|--------------|------------|-------------------|------------|---------------|-------------|--------------------|------------|-------------|---|------------|--------------|---|---|---------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                 | 該当する重点地域        | 回廊<br>保全活用 | 回廊<br>保全活用 | 回廊<br>保全活用  | 建築物の建築等<br>回廊<br>保全活用      | 工作物の建築等<br>回廊<br>保全活用 |                | 回廊<br>保全活用       | 回廊<br>保全活用 | 回廊<br>保全活用   | 回廊<br>保全活用 | 回廊<br>保全活用        | 回廊<br>保全活用 | 回廊<br>保全活用    | 回廊<br>保全活用  | 回廊<br>保全活用         |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生態系の保全<br>（7項目） | ① 重要な動植物の保全     | ○          | ○          | ① 重要な動植物の保全 | ○                          | ○                     | ① 重要な動植物の保全    | ○                | ○          |              |            | ① 重要な動植物の保全       | ○          | ×             | ① 重要な動植物の保全 | ○                  | ○          | ① 重要な動植物の保全 | ○ | ○          |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 | ② 緩衝帯の配置        | ○          | ○          | ② 振動・騒音の抑制  | ○                          | ○                     | ② 光害の抑制        | ○                | ○          |              |            | ② 光害の抑制           | ○          | ○             |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 | ③ 振動・騒音の抑制      | ○          | ○          | ③ 濁水対策      | ○                          | ○                     | ③ し尿及び雑排水の処理   | ○                | ○          |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 | ④ 濁水対策          | ○          | ○          | ④ 排水の計画     | ○                          | ○                     | ④ 振動・騒音の抑制     | ○                | ○          |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 | ⑤ 排水の計画         | ○          | ○          |             |                            | ⑤ 緩衝帯の配置              | ○              | ○                |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 | 景観の保全<br>（21項目） | ① 裸地の遮蔽    | ○          | ○           | ① 自然景観の保全                  | ○                     | ○              | ① 稜線の分断          | ×          |              |            | ○                 |            |               | ① 天然林の保全    | ○                  | ×          | ① 間伐の計画     | ○ | ×          | ① 看板・広告板等の色彩 | ○ | ○ | ① 物品の遮蔽 | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② 稜線の分断         |                 | ×          | ○          | ② 稜線の分断     | ×                          | ○                     | ② 建築物の高さ、建蔽率   | ○                | ○          | ② 工作物の高さ     | ○          | ○                 |            |               |             |                    | ② 附帯して行う行為 | ○           | ○ | ② 附帯して行う行為 | ○            | ○ |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ 盛土及び切土の高さ     |                 | ○          | ×          | ③ 石垣の保全     | ○                          | ○                     | ③ 建築物の色彩       | ○                | ○          | ③ 工作物の色彩     | ○          | ○                 |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④ 石垣の保全         |                 | ○          | ○          | ④ 天然林の保全    | ○                          | ×                     | ④ 建築物の形態と素材    | ○                | ○          | ④ 緑地の保全      | ○          | ○                 |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤ 天然林の保全        |                 | ○          | ×          | ⑤ 緑地の保全     | ○                          | ○                     | ⑤ 緑地の保全        | ○                | ○          | ⑤ 太陽光発電施設の遮蔽 | ○          | ○                 |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥ 法面等の緑化        |                 | ○          | ○          |             |                            | ⑥ 跡地の整理               | ○              | ○                | ⑥ 跡地の整理    | ○            | ○          |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            | ⑦ 附帯して行う行為 |             |                            | ○                     | ○              | ⑦ 電線路等の支持物の設置    | ○          | ×            |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  | ⑧ 附帯して行う行為 | ○            |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         | ○ |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                 |                 |            |            |             |                            |                       |                |                  |            |              |            |                   |            |               |             |                    |            |             |   |            |              |   |   |         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |

○ 審査する項目

×

適用除外項目

○ 審査する項目  
× 適用除外項目



## 1. 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

| 許可を要する規模                                                                    |                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回廊地区                                                                        | 保全・活用地区                                                                                          |
| 10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの                                                         | 1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの                                                                           |
| 四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響が大きい。一方、高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。 | 流域における林地開発の事例調査の結果、行為の大半が1,000㎡以上の規模であり、生態系や景観への配慮が必要とした。一方、高さ3.0mは、平均的な平屋建て住宅の軒高に相当し、景観へ配慮したもの。 |

| 許可基準の項目                               |                                                                      |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 生態系の保全                                | 景観の保全                                                                |
| ① 重要な動植物の保全<br>② 緩衝帯の配置<br>③ 振動・騒音の抑制 | ① 裸地の遮蔽<br>② 稜線の分断<br>③ 盛土及び切土の高さ<br>④ 石垣の保全<br>⑤ 天然林の保全<br>⑥ 法面等の緑化 |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討※し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
（自然環境保全基礎調査）

#### ■ 解説

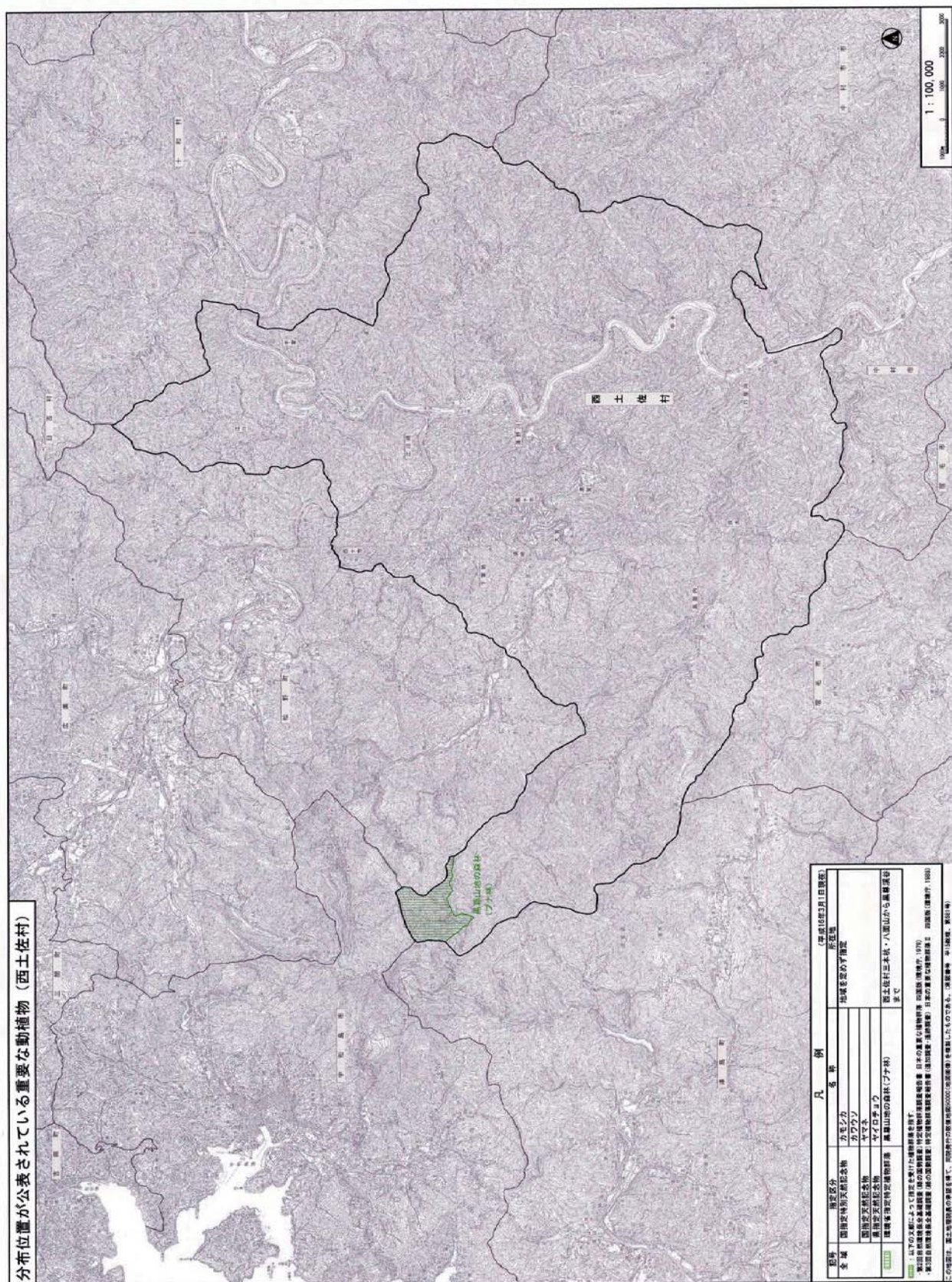
国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

[illegible]



四万十市 (旧西土佐村)



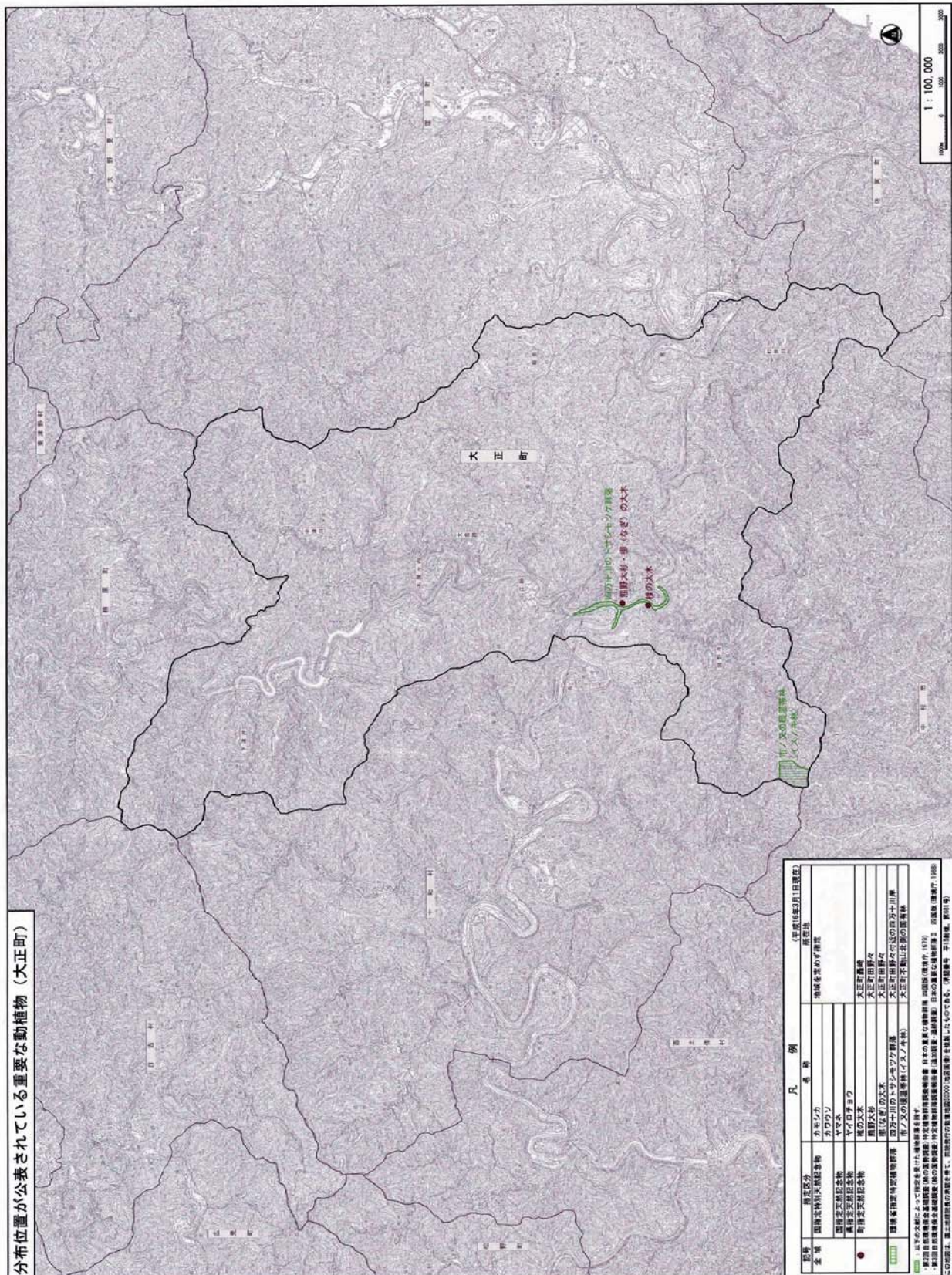


第4章 許可の基準





四万十町 (旧大正町)

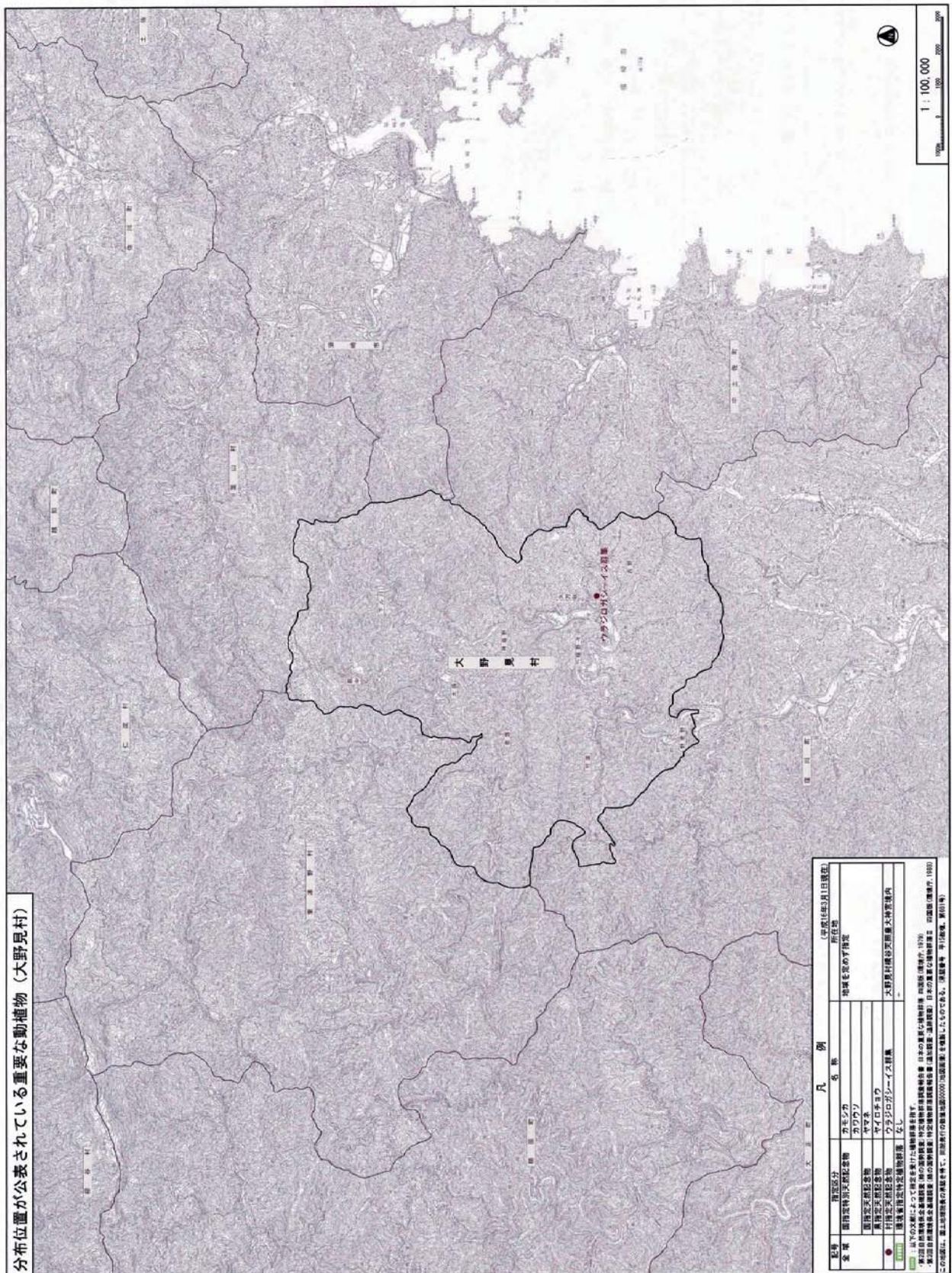




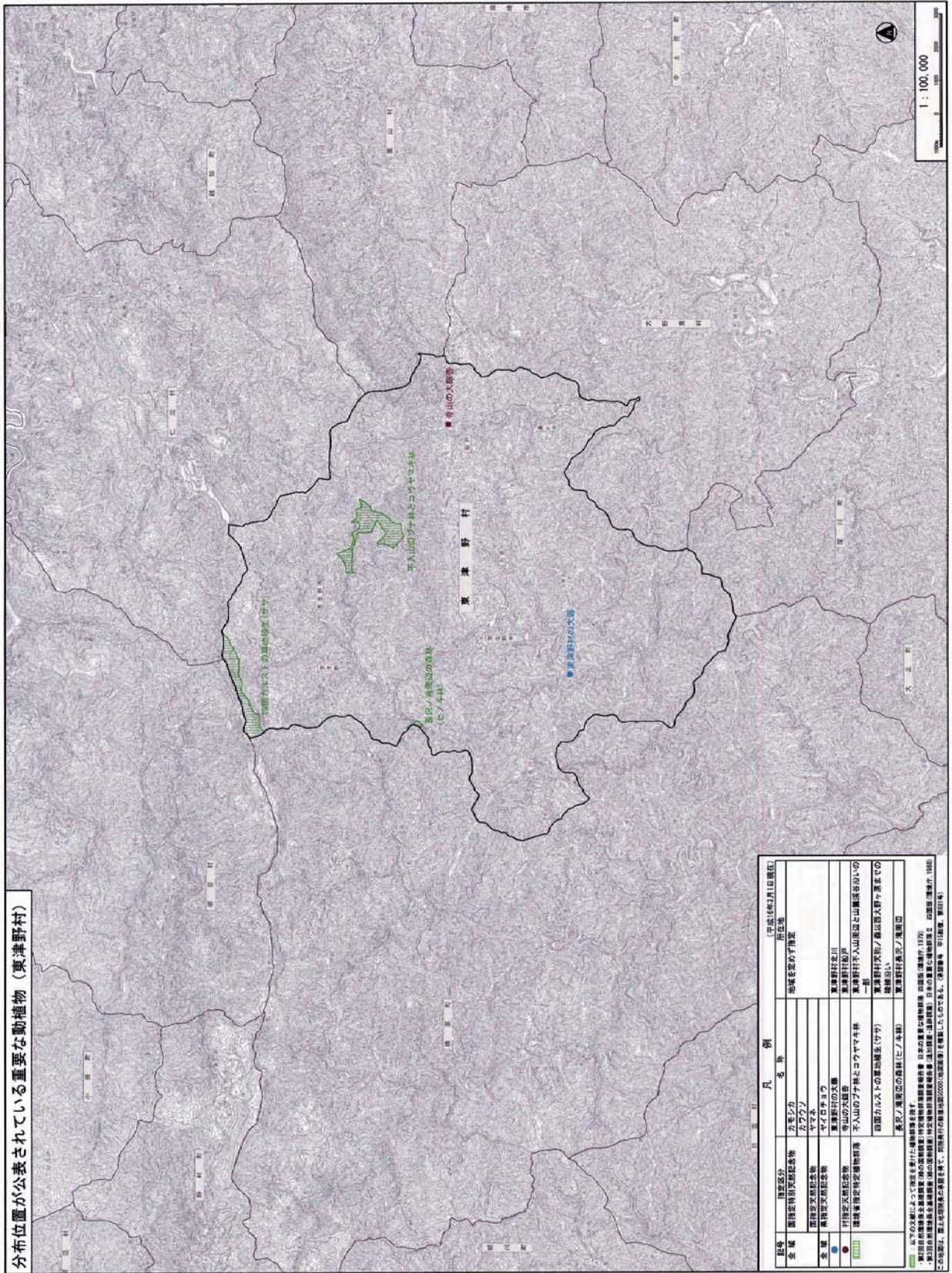




中土佐町 (旧大野見村)

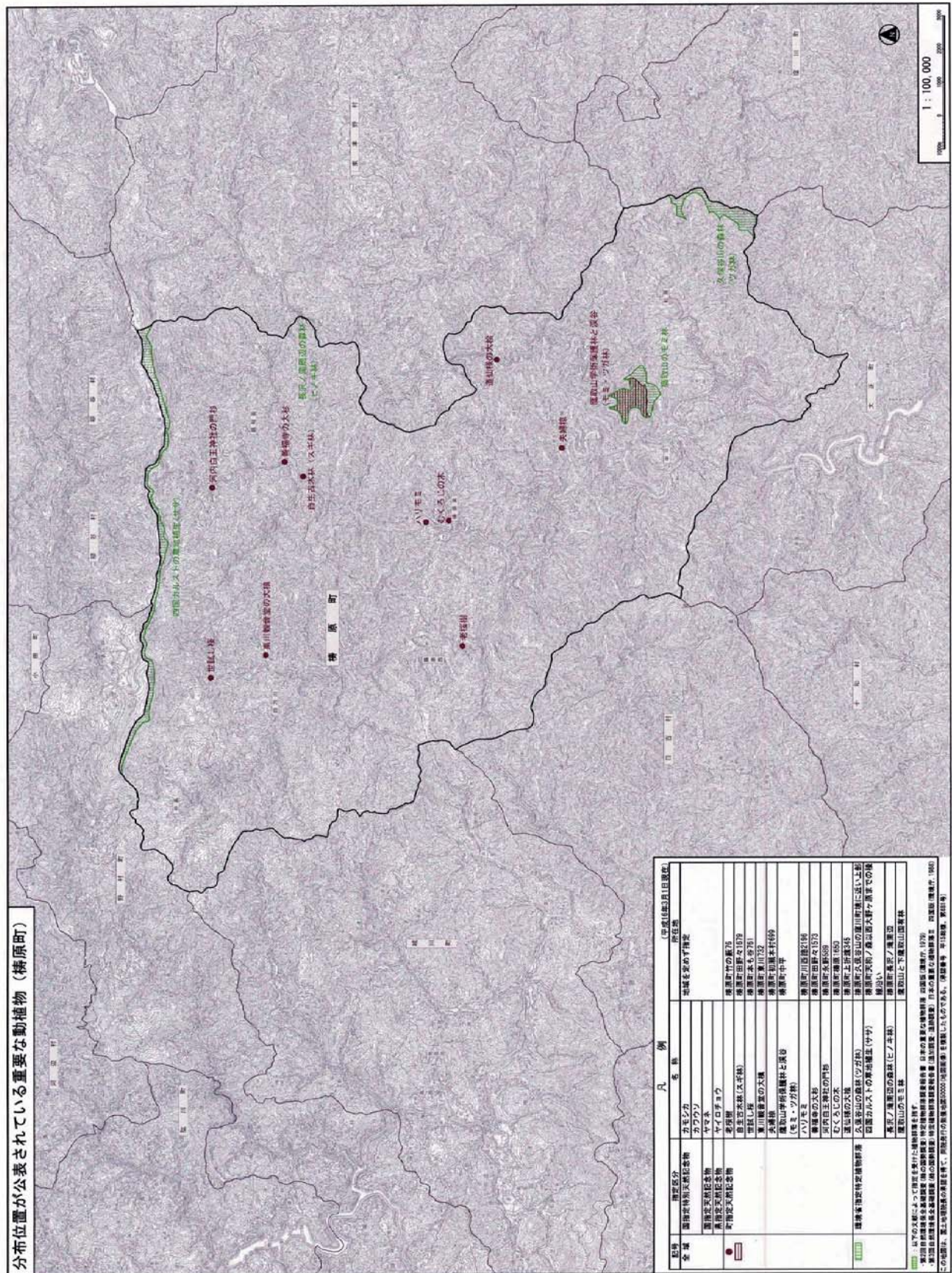








栲原町



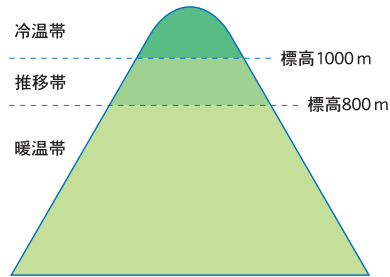


■ 分布位置が公表されていない重要な動植物（レッドデータブック（RDB）など）

「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」

（自然環境保全基礎調査）

## 1. 気候帯の分類



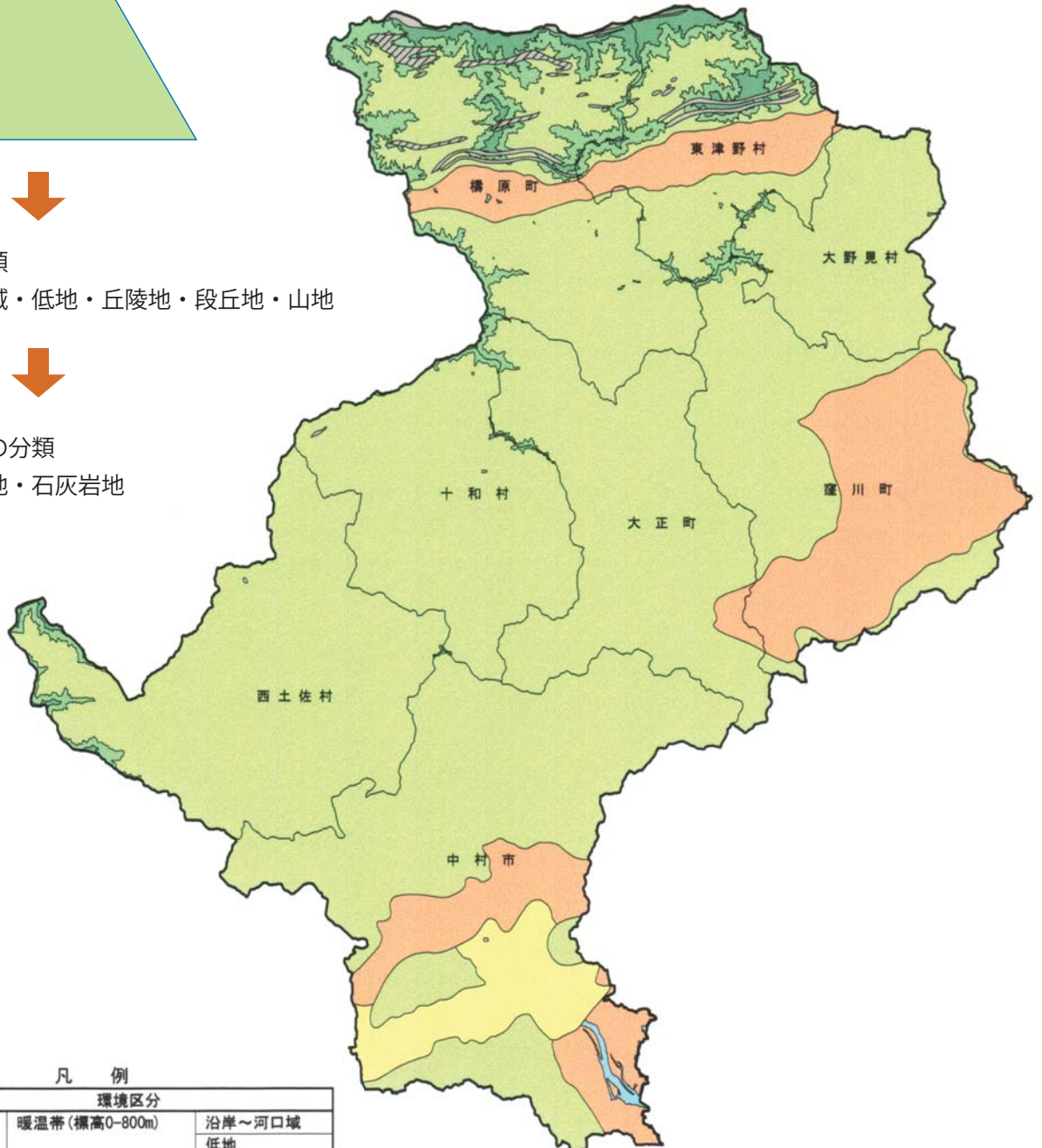
## 2. 地形の分類

・沿岸～河口域・低地・丘陵地・段丘地・山地



## 3. 特殊地質の分類

・超塩基性岩地・石灰岩地



凡 例

| 記号 |      | 環境区分             |         |
|----|------|------------------|---------|
|    | 気候帯  | 暖温帯(標高0-800m)    | 沿岸～河口域  |
|    |      |                  | 低地      |
|    |      |                  | 丘陵地・段丘地 |
|    |      | 推移帯(標高800-1000m) | 山地      |
|    |      |                  | 山地      |
|    |      | 冷温帯(1000m以上)     | 山地      |
|    | 特殊地質 |                  | 石灰岩地    |
|    |      |                  | 超塩基性岩地  |

\*気候帯は以下の文献を参考とし、括弧内の標高で区分した。

・高知県の植生と植物相（山中二男，1978）

\*地形及び地質は以下の文献の地形分類及び表層地質図を基に区分した。

・土地分類図（高知県）（経済企画庁総合開発局，1974）





#### 4. 環境評価別にみた配慮方針

| 環境評価 | 状 況                       | 配 慮 方 針                                         |
|------|---------------------------|-------------------------------------------------|
| A    | 重要な動植物の出現する可能性が非常に高い環境    | 環境調査を実施するか、専門家（環境アドバイザー等）の助言を仰ぐ必要があります。         |
| B    | 重要な動植物の出現する可能性が高いと考えられる環境 | 専門家（環境アドバイザー等）の助言を仰ぐかどうか検討してください。               |
| C    | 重要な動植物の出現する可能性が低い環境       | 公共工事に関する「高知県四万十川流域環境配慮指針」に示された保全対策を実施してください。    |
| —    | 重要な動植物がほとんど利用しない環境        | 現場周辺の状況を勘案のうえ、重要な動植物が生育・生息できる環境の創出を検討することが望めます。 |

#### 5. 環境評価の一覧表

| 暖 温 帯  |         |          |     |    |    |     |            |     |    |
|--------|---------|----------|-----|----|----|-----|------------|-----|----|
| 環境区分   |         |          | 生物群 |    |    |     |            |     |    |
|        |         |          | 魚介類 | 植物 | 鳥類 | 哺乳類 | 両生類<br>爬虫類 | 昆虫類 | 貝類 |
| 沿岸～河口域 | 沿岸      |          | —   | C  | B  | C   | —          | C   | —  |
|        | 河口域     |          | A   | C  | B  | C   | —          | C   | C  |
| 低地     | 水域      | 河川       | C   | C  | C  | C   | —          | C   | C  |
|        |         | 細流       | C   | C  | —  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 池沼       | C   | C  | C  | —   | —          | A   | C  |
|        | 水辺      | 砂礫地      | —   | C  | C  | C   | —          | C   | —  |
|        |         | 低茎草地     | —   | B  | B  | C   | —          | C   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 河畔林      | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        | 陸域      | 乾田       | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 湿田       | —   | C  | B  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 畑地       | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 低茎草地     | —   | B  | C  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 河畔林      | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        | 丘陵地・段丘地 | 河川       | C   | C  | C  | C   | —          | C   | C  |
|        |         | 細流       | C   | C  | C  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 池沼       | C   | C  | C  | —   | —          | A   | C  |
|        |         | 砂礫地      | —   | C  | C  | C   | —          | C   | —  |
|        |         | 岩盤地      | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 低茎草地     | —   | B  | B  | C   | —          | C   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | B  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 河畔林      | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 乾田       | —   | C  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 湿田       | —   | C  | B  | —   | —          | C   | C  |
| 山地     | 丘陵地・段丘地 | 畑地       | —   | C  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 低茎草地     | —   | B  | B  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 路傍       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 林縁       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | スギ・ヒノキ植林 | —   | B  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | アカマツ林    | —   | C  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 竹林       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 常緑広葉樹林   | —   | A  | C  | —   | —          | B   | C  |
|        |         | 落葉広葉樹林   | —   | A  | C  | —   | —          | C   | C  |
|        | 山地      | 河川       | C   | C  | C  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 細流       | C   | C  | —  | —   | C          | C   | C  |
|        |         | 池沼       | C   | C  | C  | —   | —          | B   | C  |
|        |         | 砂礫地      | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 岩盤地      | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 低茎草地     | —   | B  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 河畔林      | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 乾田       | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 湿田       | —   | C  | C  | —   | —          | C   | C  |
|        |         | 畑地       | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        | 陸域      | 低茎草地     | —   | B  | C  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 高茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 路傍       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 林縁       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | スギ・ヒノキ植林 | —   | B  | B  | C   | C          | C   | —  |
|        |         | アカマツ林    | —   | C  | B  | —   | —          | C   | —  |
|        |         | 竹林       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|        |         | 常緑広葉樹林   | —   | A  | C  | C   | C          | B   | C  |
|        |         | 落葉広葉樹林   | —   | A  | C  | C   | C          | B   | C  |
|        |         | 針葉樹林     | —   | —  | C  | —   | —          | C   | —  |

| 推 移 帯 |    |          |     |    |    |     |            |     |    |
|-------|----|----------|-----|----|----|-----|------------|-----|----|
| 環境区分  |    |          | 生物群 |    |    |     |            |     |    |
|       |    |          | 魚介類 | 植物 | 鳥類 | 哺乳類 | 両生類<br>爬虫類 | 昆虫類 | 貝類 |
| 山地    | 水域 | 河川       | C   | —  | C  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 細流       | C   | —  | —  | —   | C          | C   | —  |
|       | 水辺 | 砂礫地      | —   | C  | —  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 岩盤地      | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 低茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 高茎草地     | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 河畔林      | —   | C  | —  | —   | —          | C   | —  |
|       | 陸域 | 低茎草地     | —   | B  | C  | —   | —          | B   | —  |
|       |    | 高茎草地     | —   | C  | C  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | ササ原      | —   | C  | C  | C   | —          | —   | —  |
|       |    | 路傍       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 林縁       | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | スギ・ヒノキ植林 | —   | B  | C  | C   | C          | C   | —  |
|       |    | アカマツ林    | —   | —  | C  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 常緑広葉樹林   | —   | A  | C  | C   | C          | B   | C  |
|       |    | 落葉広葉樹林   | —   | A  | B  | C   | C          | A   | B  |
|       |    | 針葉樹林     | —   | —  | C  | —   | —          | B   | —  |
|       |    | 岩盤地      | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |

| 冷 温 帯 |    |        |     |    |    |     |            |     |    |
|-------|----|--------|-----|----|----|-----|------------|-----|----|
| 環境区分  |    |        | 生物群 |    |    |     |            |     |    |
|       |    |        | 魚介類 | 植物 | 鳥類 | 哺乳類 | 両生類<br>爬虫類 | 昆虫類 | 貝類 |
| 山地    | 水域 | 細流     | —   | —  | —  | —   | C          | C   | —  |
|       |    | 低茎草地   | —   | C  | C  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 高茎草地   | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       | 水辺 | 河畔林    | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 低茎草地   | —   | B  | C  | —   | —          | B   | —  |
|       |    | 高茎草地   | —   | B  | C  | —   | —          | —   | —  |
|       | 陸域 | ササ原    | —   | C  | C  | C   | —          | C   | —  |
|       |    | 路傍     | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 林縁     | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |
|       |    | 落葉広葉樹林 | —   | A  | B  | C   | C          | A   | B  |
|       |    | 針葉樹林   | —   | —  | C  | —   | —          | C   | —  |
|       |    | 岩盤地    | —   | C  | —  | —   | —          | —   | —  |

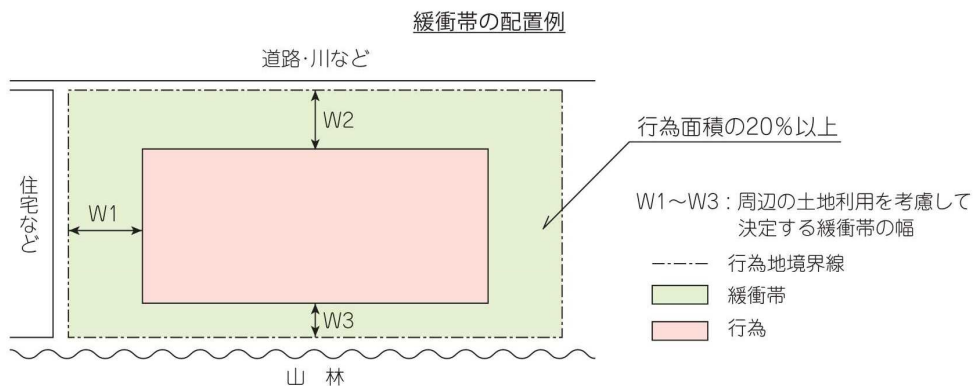
| 特 殊 地 質 |  |  |     |    |    |     |            |     |    |
|---------|--|--|-----|----|----|-----|------------|-----|----|
| 環境区分    |  |  | 生物群 |    |    |     |            |     |    |
|         |  |  | 魚介類 | 植物 | 鳥類 | 哺乳類 | 両生類<br>爬虫類 | 昆虫類 | 貝類 |
| 超塩基性岩地  |  |  | —   | A  | —  | —   | —          | A   | —  |
| 石灰岩地    |  |  | —   | A  | —  | —   | —          | A   | A  |

## ② 緩衝帯の配置

次に掲げる条件を満たしていること。

ア 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、在来種の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。

イ 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。



### ■ 定義

中高木：中木（1.0m～3.0m）以上の樹木

面積：面積は、投影面積とする

緩衝帯：自動車交通や工場の操業などにより発生する振動、騒音、排出ガスなどの影響を和らげる施設として、幹線道路や自動車専用道路の外側に設置する植樹帯及び側道などの環境施設帯、公害や災害の発生源と市街地を分離遮断するために設ける緩衝緑地などを総じて緩衝帯という。

土地利用：商業地、居住地、学校、公園緑地、農地、山林などの他、道路、河川なども含む

### ■ 解説

行為地周辺の動植物への振動、騒音などの影響を樹木による緩衝機能により緩和する。

面積率は、工場立地法における以下の基準値を参考とした。

緑地面積の敷地面積に対する割合

- ・ 第一種地域 20%超～25%以下（住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域）
- ・ 第二種地域 15%超～20%以下（主として工業等の用に供されている区域）

## ③ 振動・騒音の抑制

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

低騒音型建設機械の例





## ■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する基準となり判断が困難なため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

## ④ 濁水対策

次に掲げる条件を満たしていること。

- ア 行為に際し、貯留施設を設置しない場合（採石法（昭和25年法律第291号）に基づき岩石を採取する場合を除く）は、沈砂池（降雨強度を60mm/hとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。）を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずること。
- イ 採石法に基づき岩石を採取する場合は、「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

## ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

行為の規模、施工方法等により、濁水の影響が懸念される場合は、明示すること。

例）工事中のブルーシートによる養生等。

工事中の沈砂池の配置イメージ



工事完了後の沈砂池のイメージ

〈土地の形状変更により設けた沈砂池〉



〈ほ場整備事業により設けた沈砂池〉



環境に配慮した 沈砂池及び排水施設のイメージ

〈四万十市とんぼ公園〉



## ■ 解説

鉋物の掘採や土石採取、工事中及び工事完了後の濁水により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池又は排水施設を設けて土や泥を沈めることにより、濁りの少ない上水を川に流そうとするものである。

なお、沈砂池の設置基準は、宅地防災マニュアルを参考とした。

(詳細は第6章 Q&A、第9章 設計計算例(沈砂池・排水施設)参照)

### ※沈砂池の規模のイメージ

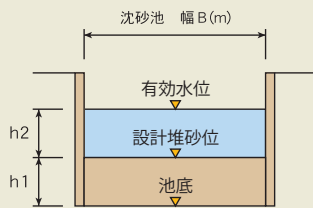
#### 行為面積 1,000㎡の場合

沈砂池幅  $B=2.0\text{m}$

沈砂池延長  $L=8.0\text{m}$

堆砂深  $h1=0.5\text{m}$

有効水深  $h2=0.5\text{m}$



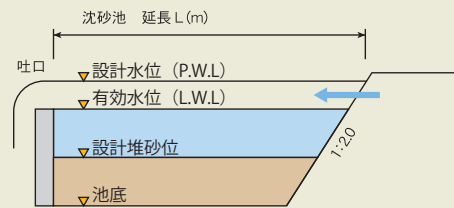
#### 行為面積 10,000㎡の場合

沈砂池幅  $B=5.0\text{m}$

沈砂池延長  $L=20.0\text{m}$

堆砂深  $h1=0.5\text{m}$

有効水深  $h2=0.5\text{m}$



浸透枡等の雨水浸透施設により濁水対策を講じる場合は、「雨水浸透施設技術指針(案)」を参考に、規模、構造を決定し、設置するとともに、浸透枡においては浸透能力を維持するための適切な維持管理を行うこととした。



## ⑤ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

### ■ 配慮要請項目（許可書へ明示）

下流域の地下水や湧水などに配慮するため、行為地内における舗装などの構造は、透水性の材料を使用するよう努めること。

四季を通じて流水のある谷のイメージ



### ■ 解説

動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、行為後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物の保全に配慮する。

## ■ 景観の保全

### ① 裸地の遮蔽

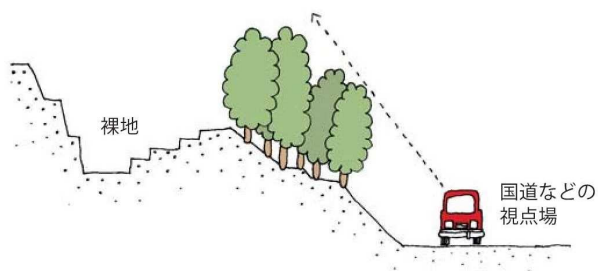
行為地に、主要な眺望場所（四万十川本川又は本川沿いの主要な国道もしくは県道）から見える裸地が生じる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、在来種による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10.0m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。

### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、原則として遮蔽措置を行う。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路とした。また、主要な支川については、既存の地域産業へ配慮するため除外した。

遮蔽措置のイメージ



## ② 稜線の分断

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

### ■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

稜線を分断する行為のイメージ



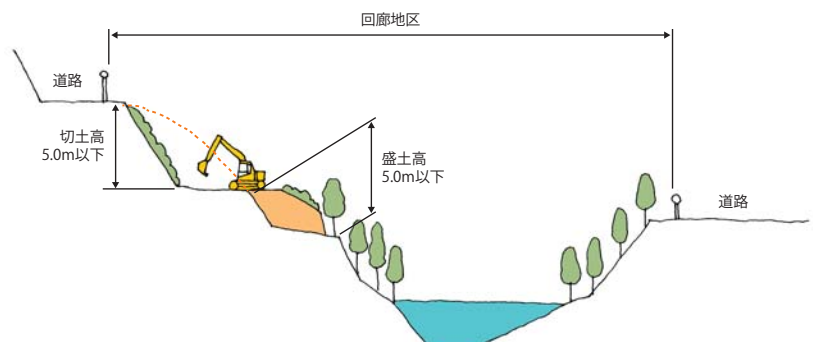
## ③ 盛土及び切土の高さ

「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは、それぞれ5.0m以下であること。  
なお、このときの高さは、行為地内における最大値とする。

### ■ 解説

回廊地区においては、地形の改変を可能な限り抑えて景観に配慮することや、川への土砂崩壊の危険を回避することを目的とし、一般的に安定上小段を設ける高さ5.0mを、盛土及び切土の限界高として規定する。

盛土及び切土高の規定イメージ



## ④ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合には、行為地内において材料として利用すること。

### ■ 解説

四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り保全し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村景観を保全する。

棚田の石垣を保全した例





## ⑤ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 水辺の天然林は原則として保全すること。

イ 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

### ■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

## ⑥ 法面等の緑化

行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化をすること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

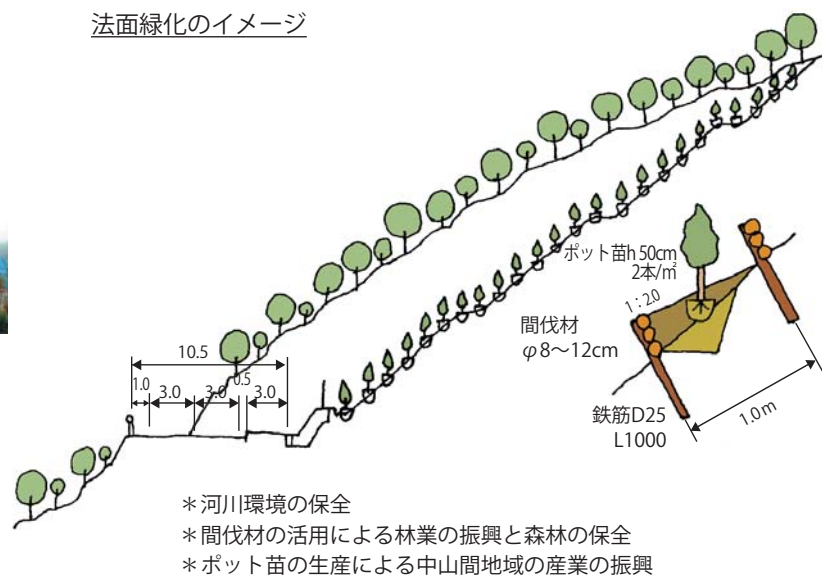
ア 在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。

イ 法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠等と、アによる緑化を併用した工法とすること。

### ■ 苗木による植栽の事例

地域の間伐材を客土の土留めに使用し、ここに種から育てた苗木を植栽して、森林の復元を図る工法

法面緑化のイメージ



### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として、在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

## 2. 盛土又は切土により規則で定める高さを超える土地の形状の変更をすること

| 許可を要する規模                                                       |                                                          |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 回廊地区                                                           | 保全・活用地区                                                  |
| 100㎡以上                                                         | 1,000㎡以上                                                 |
| 面積100㎡は、流域の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。        | 面積1,000㎡は、事例調査の結果、開発行為として一般的な規模であり、生態系や景観への影響を配慮して定めたもの。 |
| 規則で定める高さは、盛土にあつては1.0m、切土にあつては2.0mとし、このときの高さは、行為地内における 最大値 とする。 |                                                          |

| 許可基準の項目                                        |                                                        |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 生態系の保全                                         | 景観の保全                                                  |
| ① 重要な動植物の保全<br>② 振動・騒音の抑制<br>③ 濁水対策<br>④ 排水の計画 | ① 自然景観の保全<br>② 稜線の分断<br>③ 石垣の保全<br>④ 天然林の保全<br>⑤ 緑地の保全 |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地\*でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討\*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
(自然環境保全基礎調査)

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。



## ② 振動・騒音の抑制

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

#### ■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する基準となり判断が困難なため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

## ③ 濁水対策

行為に際し貯留施設を設置しない場合は、沈砂池（降雨強度を60mm/hとし、滞留時間が30秒以上となるもの）を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずること。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

行為の規模、施工方法等により、濁水の影響が懸念される場合は、明示すること。  
例）工事中のブルーシートによる養生等。

#### ■ 解説

工事中及び工事完了後の濁水により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池又は排水施設を設けて土や泥を沈めることにより、濁りの少ない上水を川に流そうとするものである。

なお、沈砂池の設置基準は、宅地防災マニュアルを参考とした。

※沈砂池・排水施設の規模のイメージを、P45、P46に例示

（詳細は第6章Q&A、第9章設計計算例（沈砂池・排水施設）参照）

浸透柵等の雨水浸透施設により濁水対策を講じる場合は、「雨水浸透施設技術指針（案）」を参考に、規模、構造を決定し、設置するとともに、浸透柵においては浸透能力を維持するための適切な維持管理を行うこととした。

## ④ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

### ■ 配慮要請項目（許可書へ明示）

下流域の地下水や湧水などに配慮するため、行為地内における舗装などの構造は、透水性の材料を使用するよう努めること。

#### ■ 解説

動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、行為後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物の保全に配慮する。





■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。



### ③ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合には、行為地内において材料として利用すること。

■ 解説

四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村の風景を保全する。

### ④ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 水辺の天然林は原則として保全すること。

イ 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

### ⑤ 緑地の保全

行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。

■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているもの）で表面が被われている土地。

■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。

緑地の配置を原則としたのは、ガソリンスタンドなど構造上の問題が生じる場合を想定している。

緑地を配置した施設のイメージ



### 3. 建築物その他規則で定める工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること

#### 3-1 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去

| 許可を要する規模                                     |         |
|----------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                         | 保全・活用地区 |
| 建築面積100㎡以上又は高さ10.0mを超えるもの                    |         |
| 建築面積100㎡又は高さ10.0mとは、一般的な専用住宅の規模以上を想定したものである。 |         |

| 許可基準の項目                                              |                                                                                        |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 生態系の保全                                               | 景観の保全                                                                                  |
| ① 重要な動植物の保全<br>② 光害の抑制<br>③ し尿及び雑排水の処理<br>④ 振動・騒音の抑制 | ① 稜線の分断<br>② 建築物の高さ、建蔽率<br>③ 建築物の色彩<br>④ 建築物の形態と素材<br>⑤ 緑地の保全<br>⑥ 跡地の整理<br>⑦ 附帯して行う行為 |

#### ■ 生態系の保全

##### ① 重要な動植物の保全

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     |     |     |     |

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地\*でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討\*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
（自然環境保全基礎調査）

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。



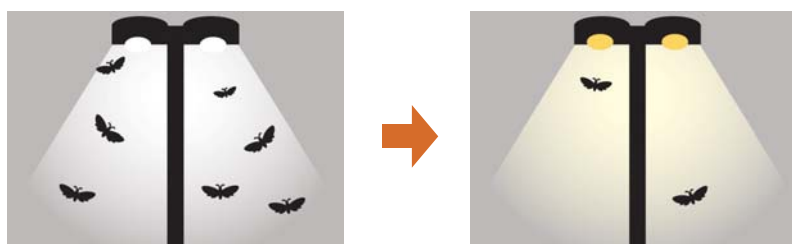
四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

## ② 光害の抑制

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培及び病虫害防除のために設置する場合を除く。）は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

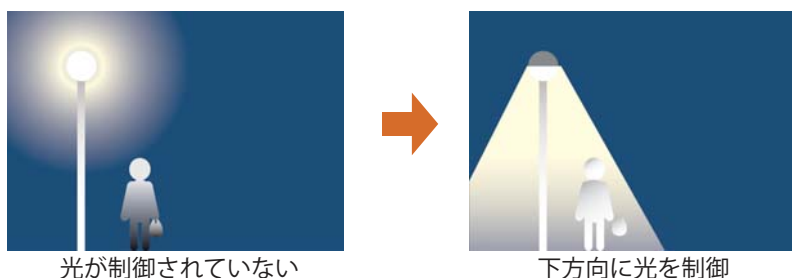
光害抑制のイメージ



### ■配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とすること。

光害抑制のイメージ



### ■解説

生態系の保全には、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

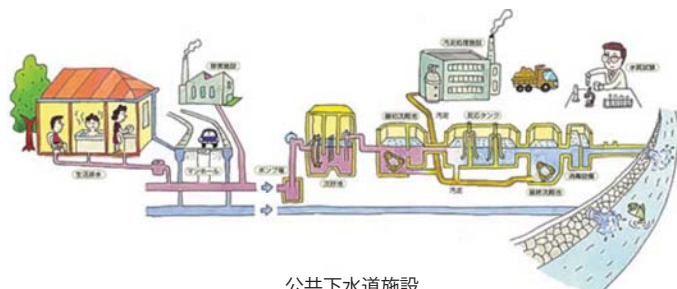
また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限にするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

## ③ し尿及び雑排水の処理

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

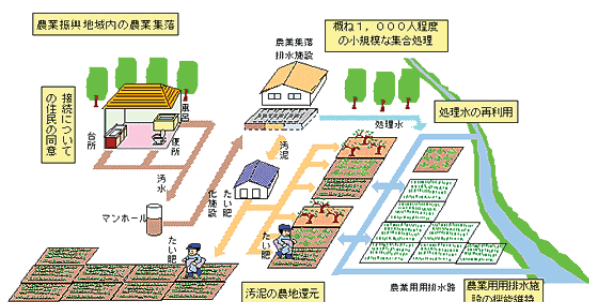
## し尿及び排泄水の処理のイメージ



公共下水道施設



浄化槽



農業集落排水施設



漁業集落排水施設

### ■ 解説

水質汚濁防止法において、特定事業場から公共用水域に排出する水質の規制値が定められているため、四万十川条例では、これ以外の建築物の“し尿及び雑排水の処理”について規定し、水質の保全に努めることとした。

下水道法では施設整備後3年以内に、農業集落排水では速やかに接続することとされており（市町村によっては条例で年数を定めているところもある。）、雑排水処理の指導は、基本的に市町村の役割となっている。

### ④ 振動・騒音の抑制

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

### ■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する規制基準となり判断が困難であるため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。



## ■ 景観の保全

### ① 稜線の分断

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

#### ■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

稜線を分断する行為のイメージ



### ② 建築物の高さ、建蔽率

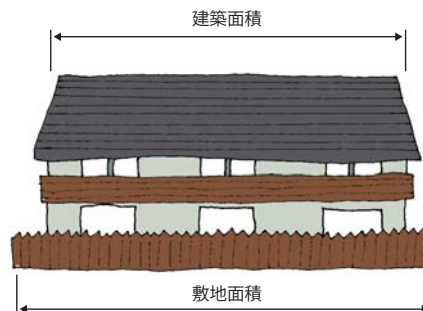
| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     |     |     |     |

次に掲げる条件を満たすこと。

| 重点地域    | 制限項目 | 建築物の高さ   | 建蔽率             |
|---------|------|----------|-----------------|
| 回廊地区    |      | 13mを超えない | 建築面積／敷地面積が60%以下 |
| 保全・活用地区 |      | 20mを超えない | 制限は設けない         |

#### ■ 定義

建築物の高さ、敷地面積、建築面積の定義は、建築基準法施行令第2条によるものとする。



$$\text{建蔽率} = \text{建築面積} / \text{敷地面積}$$

#### ■ 解説

(回廊地区)

川沿いに建築物が密集することによって、道路などから見た四万十川の眺望を阻害することを防止するため、建築物の高さ、建蔽率について規定する。また、高さ13mは自然公園法における第2種及び第3種特別地域の建築物の上限値に拠ったものであり、概ね4階建ての建築物に相当する。

なお、建蔽率は、農山村の風景を保全する観点から都市計画区域の未線引地域（主に農村地域）に適用されている60%を参考とした。

(保全・活用地区)

一軒であっても、その建築物の形態によっては、周辺の自然景観を損うおそれがあることから定めたもの。また、高さ20mは先進地における建築物の高さの上限値を参考としたものである。

### ③ 建築物の色彩

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

四万十川流域の農山村風景



#### ■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる極端に奇抜な色彩を避けるよう、彩度により許可の判断を行う。

また、日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を排除する観点から彩度を10未満と定めた。



## ■ マンセルの表色系とは

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現している。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、正確かつ客観的に表すことはできない。

このため、本手引では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いる。

マンセル表色系では、色相（Hue）、明度（Value）、彩度（Chroma）の3つの属性の組み合わせによって表現する。

### ● 色相（Hue）とは

いろあいのこと。10種の主要色相（赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP））で表示する。

### ● 明度（Value）とは

色の明るさの度合いのこと。

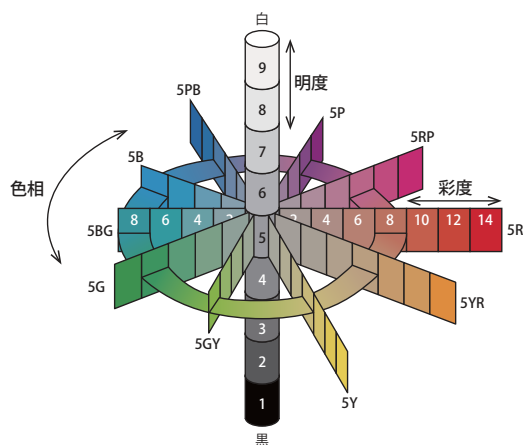
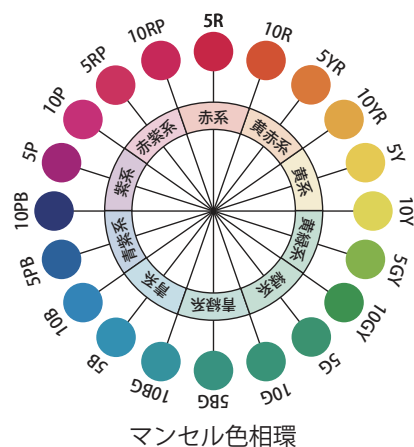
0から10までの数値で表し、黒に近いほど数値が小さく、白に近いほど数値が大きくなる。

### ● 彩度（Chroma）とは

色の鮮やかさの度合いのこと。

0から14程度の数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなる。



マンセル表色系のしくみ

### ● マンセル記号による色彩の表し方

マンセル記号は、色相、明度、彩度この3つの属性の組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号。

有彩色は、5R5/14のように、色相、明度 / 彩度を組み合わせて表記する。

〈表記例〉



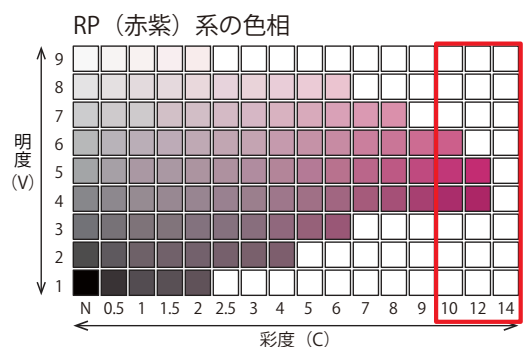
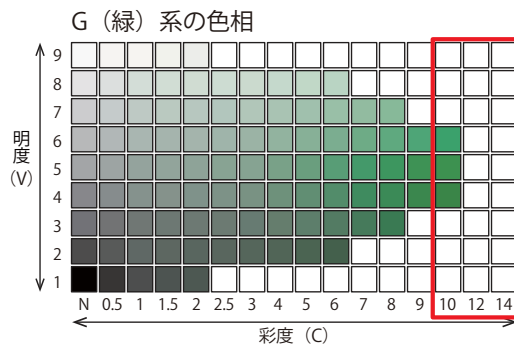
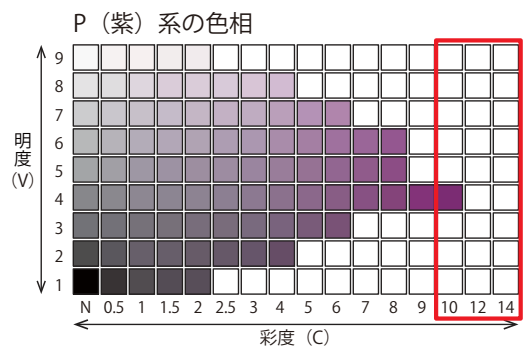
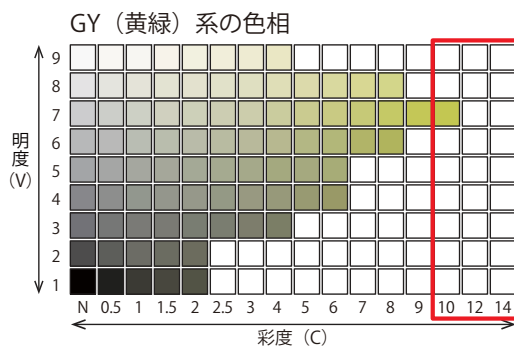
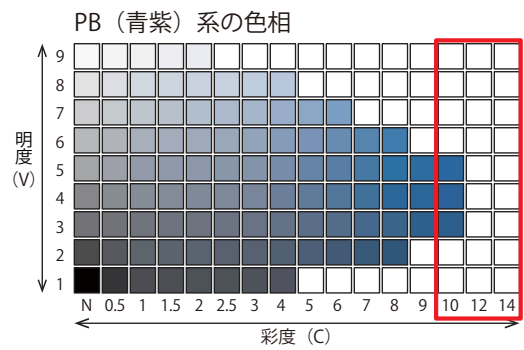
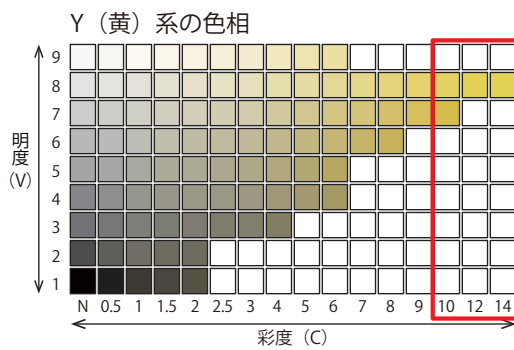
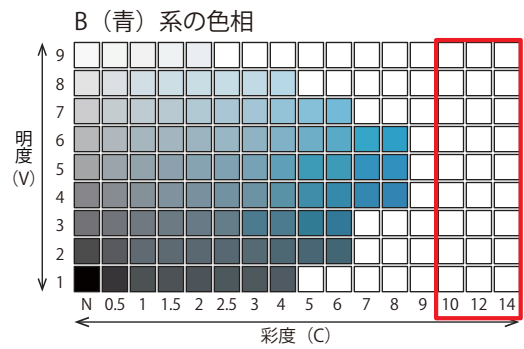
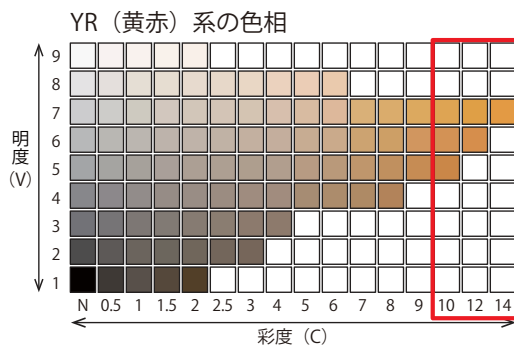
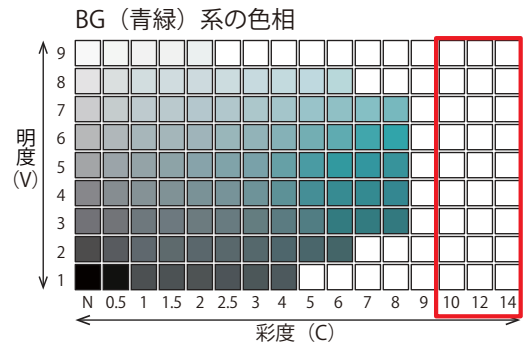
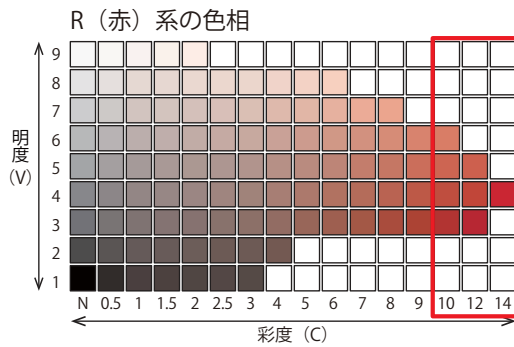
無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

〈表記例〉



## ■ 彩度の基準で排除される色見本のイメージ（マンセル表色系）

赤囲いは、彩度 10 以上の色調であることから、この色調を排除する観点から彩度を 10 未満と規定した。





## ■マンセル値を測る身近な道具（（一社）日本塗料工業会塗料用標準色見本帳）

マンセル表色系だけで色彩を決定することは、ある程度の慣れが必要となってくる。（一社）日本塗料工業会が発行する塗料用標準色見本帳には、全ての色彩にマンセル値が記載されており、使用したい色彩のマンセル値が容易に確認することができる。

本手引では、（一社）日本塗料工業会が発行する塗料用標準色見本帳を参考に、色彩のイメージを表現する。



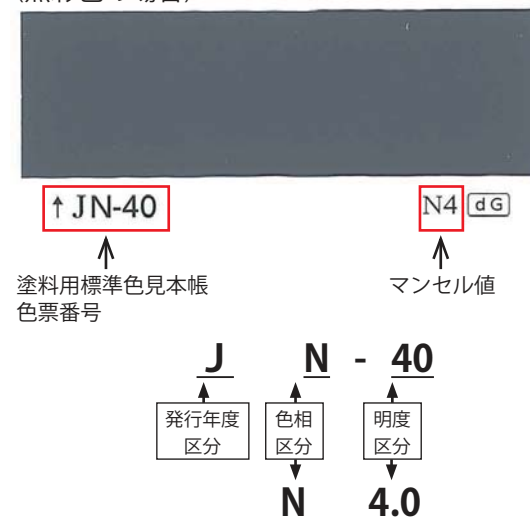
（一社）日本塗料工業会塗料用標準色見本帳

## ●塗料用標準色見本帳の見方

〈有彩色の場合〉



〈無彩色の場合〉



## ●色相・明度・彩度区分の比較

〈色相〉

| 色相         | 日本塗料工業会<br>色相区分 | マンセル<br>色相 |
|------------|-----------------|------------|
| R<br>(赤)   | 02              | 2.5R       |
|            | 05              | 5.0R       |
|            | 07              | 7.5R       |
|            | 09              | 10.0R      |
| YR<br>(黄赤) | 12              | 2.5YR      |
|            | 15              | 5.0YR      |
|            | 17              | 7.5YR      |
|            | 19              | 10.0YR     |
| Y<br>(黄)   | 22              | 2.5Y       |
|            | 25              | 5.0Y       |
|            | 27              | 7.5Y       |
|            | 29              | 10.0Y      |
| GY<br>(黄緑) | 32              | 2.5GY      |
|            | 35              | 5.0GY      |
|            | 37              | 7.5GY      |
|            | 39              | 10.0GY     |
| G<br>(緑)   | 42              | 2.5G       |
|            | 45              | 5.0G       |
|            | 47              | 7.5G       |
|            | 49              | 10.0G      |

〈明度〉

| 日本塗料工業会<br>明度区分 | マンセル<br>明度 |
|-----------------|------------|
| 95              | 9.5        |
| 92              | 9.2        |
| 90              | 9.0        |
| 85              | 8.5        |
| 80              | 8.0        |
| 75              | 7.5        |
| 70              | 7.0        |
| 65              | 6.5        |
| 60              | 6.0        |
| 55              | 5.5        |
| 50              | 5.0        |
| 40              | 4.0        |
| 30              | 3.0        |
| 20              | 2.0        |
| 10              | 1.0        |

〈彩度〉

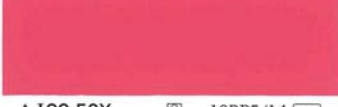
| 日本塗料工業会<br>彩度区分 | マンセル<br>彩度 |
|-----------------|------------|
| A               | 0.5        |
| B               | 1.0        |
| C               | 1.5        |
| D               | 2.0        |
| F               | 3.0        |
| H               | 4.0        |
| L               | 6.0        |
| P               | 8.0        |
| T               | 10.0       |
| V               | 12.0       |
| W               | 13.0       |
| X               | 14.0       |

上表に示す彩度区分T、V、W、X（赤囲い部：マンセル表色系の彩度 10 以上）の色は、避けることが望ましい色とし、許可条件として示す。

●マンセル表色系 彩度 10 以上の色見本のイメージ

| R 73                                              | YR 74                                     | Y~GY 75                                   | GY~BG 76                                 |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|
| ↑ J05-50V □ 5R5/12 <b>st</b>                      | ↑ J12-50V □ 2.5YR5/12 <b>st</b>           | ↑ J22-70V ☒ 2.5Y7/12 <b>st</b>            | ↑ J35-60T ☒ 5GY6/10 <b>vv</b>            |
| ↑ J05-40V □ 5R4/12 <b>st</b>                      | ↑ J12-60X <b>us</b> □ 2.5YR6/14 <b>vv</b> | ↑ J22-80X <b>海</b> □ 2.5Y8/14 <b>vv</b>   | ↑ J37-60T ☒ 7.5GY6/10 <b>vv</b>          |
| ↑ J05-40X ☒ 5R4/14 <b>vv</b>                      | ↑ J15-60V □ 5YR6/12 <b>st</b>             | ↑ J22-80V <b>us</b> □ 2.5Y8/12 <b>lt</b>  | ↑ J39-60V ☒ 10GY6/12 <b>vv</b>           |
| ↑ J05-30T ☒ 5R3/10 <b>dp</b>                      | ↑ J15-65X <b>U</b> ☒ 5YR6.5/14 <b>vv</b>  | ↑ J25-80W ☒ 5Y8/13 <b>vv</b>              | ↑ J42-50T ☒ 2.5G5/10 <b>vv</b>           |
| ↑ J07-40X <b>us</b> <b>海</b> □ 7.5R4/14 <b>vv</b> | ↑ J15-70V □ 5YR7/12 <b>lt</b>             | ↑ J27-85V <b>U</b> ☒ 7.5Y8.5/12 <b>vv</b> | ↑ J45-50T ☒ 5G5/10 <b>vv</b>             |
| ↑ J07-40V ☒ 7.5R4/12 <b>dp</b>                    | ↑ J17-70X □ 7.5YR7/14 <b>vv</b>           | ↑ J29-80V ☒ 10Y8/12 <b>vv</b>             | ↑ J46-60T <b>U</b> ☒ 6.25G6/10 <b>vv</b> |
| ↑ J08-50V <b>U</b> ☒ 8.75R5/12 <b>st</b>          | ↑ J19-70V ☒ 10YR7/12 <b>vv</b>            | ↑ J32-70T ☒ 2.5GY7/10 <b>vv</b>           | ↑ J47-60T <b>U</b> ☒ 7.5G6/10 <b>vv</b>  |
| ↑ J09-50X <b>us</b> ☒ 10R5/14 <b>vv</b>           | ↑ J19-75X □ 10YR7.5/14 <b>vv</b>          | ↑ J35-70V ☒ 5GY7/12 <b>vv</b>             | ↑ J52-50P 2.5BG5/8 <b>vv</b>             |
| マンセル値で発注しないようお願いします。                              | マンセル値で発注しないようお願いします。                      | マンセル値で発注しないようお願いします。                      | マンセル値で発注しないようお願いします。                     |



| BG~PB 77                                                                                                                                                                                             | PB~P 78                                                                                                                                                            | P~RP 79                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>↑ J55-50P 5BG5/8 <span>vv</span></p>                                                                            |  <p>↑ J75-30P <span>☒</span> 5PB3/8 <span>dp</span></p>                           |  <p>↑ J85-40T <span>☒</span> 5P4/10 <span>vv</span></p>                              |
|  <p>↑ J55-70P <span>☒</span> 5BG7/8 <span>lt</span></p>                                                             |  <p>↑ J75-40T <span>☒</span> 5PB4/10 <span>vv</span></p>                          |  <p>↑ J89-40T <span>Ⓢ</span> <span>☒</span> 10P4/10 <span>vv</span></p>              |
|  <p>↑ J59-60P <span>☒</span> 10BG6/8 <span>vv</span></p>                                                            |  <p>↑ J76-50T <span>☒</span> 6.25PB5/10 <span>vv</span></p>                       |  <p>↑ J92-40V <span>Ⓢ</span> <span>☒</span> 2.5RP4/12 <span>vv</span></p>            |
|  <p>↑ J65-40P <span>☒</span> 5B4/8 <span>vv</span></p>                                                              |  <p>↑ J77-50T <span>☒</span> 7.5PB5/10 <span>vv</span></p>                        |  <p>↑ J95-40V <span>☒</span> 5RP4/12 <span>vv</span></p>                             |
|  <p>↑ J69-30P <span>☐</span> 10B3/8 <span>dp</span></p>                                                            |  <p>↑ J77-40V <span>Ⓢ</span> <span>☒</span> 7.5PB4/12 <span>vv</span></p>        |  <p>↑ J95-50V <span>☒</span> 5RP5/12 <span>vv</span></p>                            |
|  <p>↑ J69-40T <span>☒</span> 10B4/10 <span>vv</span></p>                                                          |  <p>↑ J77-30T <span>☒</span> 7.5PB3/10 <span>dp</span></p>                      |  <p>↑ J99-60T <span>☒</span> 10RP6/10 <span>lt</span></p>                          |
|  <p>↑ J69-50T <span>☒</span> 10B5/10 <span>vv</span></p>                                                          |  <p>↑ J79-40T <span>☒</span> 10PB4/10 <span>vv</span></p>                       |  <p>↑ J99-50X <span>☒</span> 10RP5/14 <span>vv</span></p>                          |
|  <p>↑ J72-40T <span>Ⓢ</span> <span>Ⓢ</span> <span>Ⓢ</span> 2.5PB4/10 <span>vv</span><br/>マンセル値で発注しないようお願いします。</p> |  <p>↑ J85-30P <span>☒</span> 5P3/8 <span>dp</span><br/>マンセル値で発注しないようお願いします。</p> |  <p>↑ J99-40V <span>☒</span> 10RP4/12 <span>vv</span><br/>マンセル値で発注しないようお願いします。</p> |

(一社) 日本塗料工業会塗料用標準色見本帳より

#### ④ 建築物の形態と素材

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が、周辺の景観と調和するものであること。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

農山村景観を保全するため、日本瓦の勾配屋根や地域の自然素材又は伝統素材などを用いるよう努めること。擁壁や建築物のコンクリート、鋼材などは、ツタ類や自然石などによる被覆や緑化を行うよう努めること。

周辺と調和する建築物の例



従来のコンビニエンスストア



町並み景観と調和するコンビニエンスストアの事例



#### ■ 解説

四万十川沿いの景観と調和した建築物のデザインへの配慮を規定するものである。昔ながらの農山村風景が残る地域では、陸屋根を避けて日本瓦の勾配屋根を採用することや、地域の自然素材又は伝統素材などを用いるなどの配慮が求められる。

ただし、この基準は景観への配慮を規定するものであって、構造的な制約を設けることを目的とするものではない。

#### ⑤ 緑地の保全

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。

#### ■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物  
（除草などの手入れがなされているもの）  
で表面が被われている土地

緑地を配置した建築物のイメージ



#### ■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。緑地の保全を原則としたのは、ガソリンスタンドなど用途上の問題が生じる場合を想定している。



|         |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑥ 跡地の整理 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|         |     |     |     |     | ○   |

撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。

#### ■ 解説

建築物の撤去後に、その残骸を放置するなど景観を著しく損なうことを防止する。

|            |     |     |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑦ 附帯して行う行為 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|            | ○   | ○   | ○   | ○   |     |

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

石材を使用した事例



#### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として、在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村風景を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

## 3-2 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去

| 許可を要する規模                                                                                 |                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回廊地区                                                                                     | 保全・活用地区                                                                                              |
| 10㎡以上又は<br>高さ1.5mを超えるもの                                                                  | 築造面積1,000㎡以上 又は<br>高さ5.0mを超えるもの                                                                      |
| 面積10㎡は、四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響は大きいことから定めたもの。高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。 | 築造面積1,000㎡は、自然公園法における普通地域での届出が必要な規模を参考としたもの。高さ5.0mは、電線路などの架線の高さを参考としたもの。                             |
| 許可基準の項目                                                                                  |                                                                                                      |
| 生態系の保全                                                                                   | 景観の保全                                                                                                |
| ① 重要な動植物の保全<br>② 光害の抑制<br>③ し尿及び雑排水の処理<br>④ 振動・騒音の抑制<br>⑤ 緩衝帯の配置                         | ① 稜線の分断<br>② 工作物の高さ<br>③ 工作物の色彩<br>④ 緑地の保全<br>⑤ 太陽光発電施設の遮蔽<br>⑥ 跡地の整理<br>⑦ 電線路等の支持物の設置<br>⑧ 附帯して行う行為 |

### 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

新 築

○

増 築

改 築

移 転

撤 去

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地\*でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討\*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
(自然環境保全基礎調査)

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上と



なっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

|         |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ② 光害の抑制 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|         | ○   | ○   | ○   | ○   |     |

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培及び病虫害防除のために設置する場合を除く。）は、光害を抑制するため、光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とする。

#### ■ 解説

生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限にするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

|              |     |     |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ③ し尿及び雑排水の処理 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|              | ○   | ○   | ○   | ○   |     |

し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

#### ■ 解説

水質汚濁防止法においては、特定事業場から公共用水域に排出する水質の規制値が定められているため、四万十川条例では、これ以外の“し尿及び雑排水の処理”について規定し、水質の保全に努めることとした。

|            |     |     |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ④ 振動・騒音の抑制 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|            | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

## ■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する規制基準となり判断が困難であるため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

## ⑤ 緩衝帯の配置

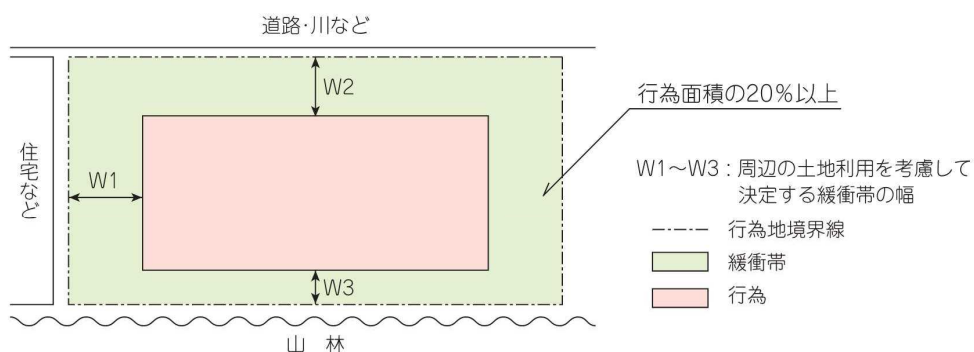
| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

「周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物」の行為にあつては、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、在来種の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。

イ 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。

緩衝帯の配置例



## ■ 定義

中高木：中木（1.0m～3.0m）以上の樹木

面 積：面積は、投影面積とする

緩衝帯：自動車交通や工場の操業などにより発生する振動、騒音、排出ガスなどの影響を和らげる施設として、幹線道路や自動車専用道路の外側に設置する植樹帯及び側道などの環境施設帯、公害や災害の発生源と市街地を分離遮断するために設ける緩衝緑地などを総じて緩衝帯という。

土地利用：商業地、居住地、学校、公園緑地、農地、山林などの他、道路、河川なども含む

## ■ 解説

行為地周辺の動植物への振動、騒音などの影響を樹木による緩衝機能により緩和する。

面積率は、工場立地法における以下の基準値を参考とした。

緑地面積の敷地面積に対する割合

- ・ 第一種地域：20%超～25%以下
- ・ 第二種地域：15%超～20%以下



## ■ 景観の保全

### ① 稜線の分断

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

稜線側にある「保全・活用地区」の外側に設置する場合においても、色彩に配慮するなど稜線を分断することによる影響を最小限にとどめるよう配慮すること。

### ■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

風力発電施設、電波塔、電線路等の支持物等は、稜線上に設置される可能性が高く、景観上の影響も多大である。しかし一方で地域振興にも欠かせないものであることから、稜線を分断しないことを原則とするが、申請地が最適地であり、流域の振興に資するものと知事が判断する場合は、設置を認めることとした。ただし、この場合でも可能な限り重点地域外に設置し、色彩に配慮するなど稜線を分断することによる影響を最小限にとどめるよう配慮を求める。

稜線を分断する行為のイメージ



### ② 工作物の高さ

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

「回廊地区」における工作物の高さは、次のとおりとする。

| 重点地域 | 制限項目 | 工作物の高さ   |
|------|------|----------|
| 回廊地区 |      | 13mを超えない |

### ■ 解説

道路などから見た四万十川の眺望を阻害することを防止するため、工作物の高さを制限する。

※高さ13mは、自然公園法における第2種及び第3種特別地域の建築物の上限値を参考としたものである。

### ③ 工作物の色彩

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   | ○   |     |

色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

#### ■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

電波塔や電線路の支持物等は、周辺の農山村風景等に配慮した色彩とし、景観の保全を図る。

色彩の目安としては、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況（尾根）や工作物の用途によってはこの限りでない。これは、公共工事において用いられる景観に配慮した深緑色を基本色としたもの。

### ④ 緑地の保全

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

「大規模な工作物」を新築、改築又は移転する場合は、行為の完了後に当該行為地に在来種による緑地を配置すること。

#### ■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているもの）で表面が被われている土地

#### ■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。

### ⑤ 太陽光発電施設の遮蔽

| 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○   |     | ○   | ○   |     |

第16条第3号カに掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周辺は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

周辺環境に配慮するため、行為の完了時点において在来種による植栽、木柵等の遮蔽措置を講ずるよう努める。

主要な眺望場所から見えない行為地は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずるよう努める。



## ■ 解説

太陽光発電施設について、その特性上、周辺の景観への影響が大きいことから、施設が直接主要な眺望場所から見えないような、遮蔽措置を行う。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路とした。

また、主要な眺望場所から見えない行為地は、配慮要請項目として許可書に明示するものとする。

具体的な遮蔽方法については、第10章に基本的な配慮事項を定める。

## ■ 木柵による遮蔽参考事例

- ・木柵の素材は、周辺の景観と調和するよう、木製を主体とすることが望ましい。
- ・木柵の構造は、圧迫感を緩和するよう、スリットを設けることが望ましい。

### (1) スリット幅狭例（間隔 10～20mm）

○縦板事例（高知県森林研修センター）

正面図



側面図



背面図



○縦板事例（高知県森連会館）



○横板事例（高知県森林研修センター）



足下植栽による目隠し

### (2) スリット幅広例（間隔 30～50mm）

○縦板事例（高知県立林業大学校）



○横板事例（四万十ヒノキの家）



植栽による周辺環境との調和

## ■ 在来種の植栽による遮蔽参考事例

遮蔽に使用する樹木は、生態系への配慮の観点から樹冠幅で遮蔽する樹種を以下の樹種から選定し、列植することが望ましい。

植栽単独での遮蔽の場合は、参考事例のような常緑樹種が必要とされるが、周辺環境や圧迫感の緩和を目的として木柵と併用する場合は、落葉樹の配植も可能となる。

### 参考事例

|     | 高木類                                           | 中木類                        | 低木類                     |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 上流域 | タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、スダジイ                           | ヤブツバキ、ホソバタブ、シロダモ、サカキ、ネズミモチ | ヒサカキ、アオキ                |
| 中流域 | タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、クスノキ、 <u>エノキ</u> 、 <u>ムクノキ</u> | ヤブツバキ、ホソバタブ、シロダモ、サカキ、ネズミモチ | ヒサカキ、アオキ、 <u>アキグミ</u>   |
| 下流域 | タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、 <u>エノキ</u> 、 <u>ムクノキ</u>      | ヤブツバキ、ウバメガシ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ  | マサキ、トベラ、タイミンタチバナ、シャリンバイ |

※ 下線部は、落葉広葉樹

## ■ 植栽事例





|         |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑥ 跡地の整理 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|         |     |     |     |     | ○   |

撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。

#### ■ 解説

工作物の撤去後に、その残骸を放置するなど景観を著しく損なうことを防止する。

|               |     |     |     |     |     |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑦ 電線路等の支持物の設置 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|               | ○   | ○   | ○   | ○   |     |

電線路等の支持物は、原則として「回廊地区」には設置しないこと。

#### ■ 解説

水辺林などの川沿いの自然景観を保全するための基準。

|            |     |     |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ⑧ 附帯して行う行為 | 新 築 | 増 築 | 改 築 | 移 転 | 撤 去 |
|            | ○   | ○   | ○   | ○   |     |

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

#### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

## 4. 建築物の外観の模様替えで規則で定めるものをする事

| 許可を要する規模                                  |         |
|-------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                      | 保全・活用地区 |
| 行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの                    |         |
| 外観の模様替えや色彩の変更は、景観への影響が多いため、小規模な行為から対象とした。 |         |

| 許可基準の項目 |           |
|---------|-----------|
| 生態系の保全  | 景観の保全     |
| —       | ① 外観の模様替え |

### ■ 景観の保全

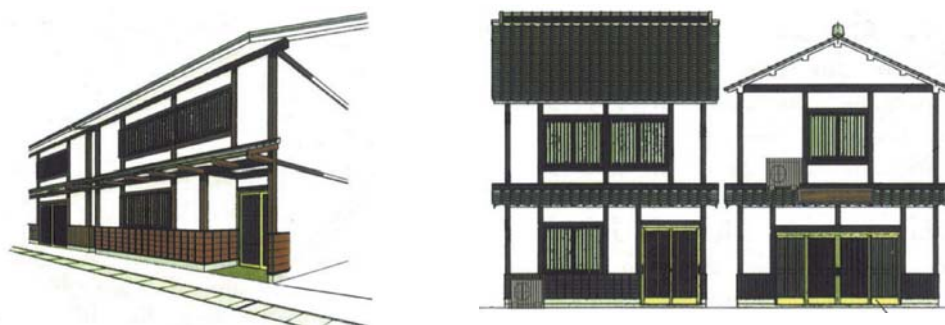
#### ① 外観の模様替え

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が、周辺の景観と調和するものであること。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

農山村景観を保全するため、日本瓦の勾配屋根や地域の自然素材又は伝統素材などを用いるよう努めること。擁壁や建築物のコンクリート、鋼材などは、ツタ類や自然石などによる被覆や緑化を行うよう努めること。

景観と調和する外観の模様替えのイメージ



中村小京都まちなみ景観づくり要項及び基準（素案）のイメージより

#### ■ 解説

四万十川沿いの景観と調和した建築物のデザインへの配慮を規定するものである。昔ながらの農山村風景が残る地域では、陸屋根を避け、勾配屋根を採用することなどの配慮が求められる。

ただし、この基準は景観への配慮を規定するものであって、構造的な制約を設けることを目的とするものではない。



## 5. 建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更で規則で定めるもの をすること

| 許可を要する規模                                  |         |
|-------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                      | 保全・活用地区 |
| 行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの                    |         |
| 外観の様式替えや色彩の変更は、景観への影響が多いため、小規模な行為から対象とした。 |         |

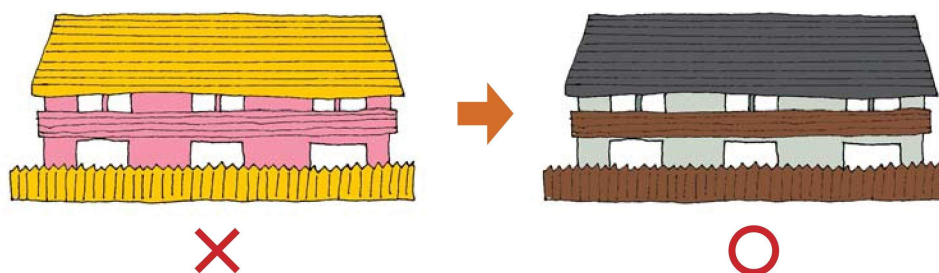
| 許可基準の項目 |                      |
|---------|----------------------|
| 生態系の保全  | 景観の保全                |
| —       | ① 建築物の色彩<br>② 工作物の色彩 |

### ■ 景観の保全

#### ① 建築物の色彩

建築物の屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

建築物の色彩の変更のイメージ



#### ■ 解説

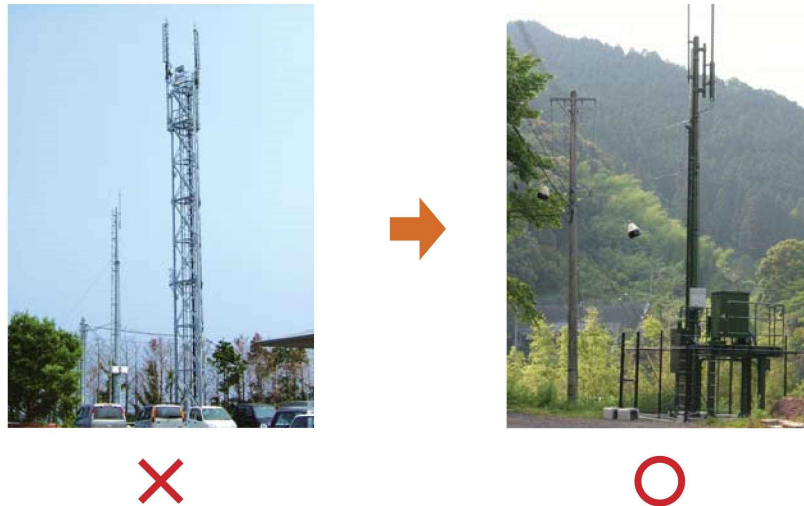
四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

## ② 工作物の色彩

工作物の色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

工作物（携帯電話の鉄塔）の色彩変更のイメージ



### ■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

電波塔や電線路の支持物等は、周辺の農山村風景等に配慮した色彩とし、景観の保全を図る。

色彩の目安としては、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況（尾根）や工作物の用途によってはこの限りでない。これは、公共工事において用いられる景観に配慮した深緑色を基本色としたもの。

## 6. 天然林を伐採すること

| 許可を要する規模                                                        |         |
|-----------------------------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                                            | 保全・活用地区 |
| 100㎡以上のもの                                                       | ——      |
| 面積100㎡は、流域における開発行為の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。 | ——      |

| 許可基準の項目     |          |
|-------------|----------|
| 生態系の保全      | 景観の保全    |
| ① 重要な動植物の保全 | ① 天然林の保全 |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討※し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
（自然環境保全基礎調査）

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。



## ■ 景観の保全

### ① 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。  
また、行為全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。

水辺の天然林の保全



#### ■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

## 7. 針葉樹（スギ及びスノキに限る）を植樹すること

| 許可を要する規模                                                        |         |
|-----------------------------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                                            | 保全・活用地区 |
| 100㎡以上のもの                                                       | —       |
| 面積100㎡は、流域における開発行為の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。 | —       |
| 許可基準の項目                                                         |         |
| 生態系の保全                                                          | 景観の保全   |
| ① 重要な動植物の保全                                                     | ① 間伐の計画 |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討※し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
（自然環境保全基礎調査）

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

## ■ 景観の保全

### ① 間伐の計画

下刈り及び間伐に係る計画書を提出し、適正な施業を行うこと。

ただし、森林法第11条に基づく森林施業計画の策定、または、森林施業の実施に関する市町との協定の締結による場合は、その写しを提出すること。

間伐が実施された針葉樹林



#### ■ 解説

遊休地などにスギ・ヒノキを新たに植樹し手入れが行われないまま放置され、森林の荒廃、ひいては河川  
の環境悪化につながることを防止する。

間伐計画の提出などの必要な処置を講ずることを前提として植樹を認めようとするものであり、将来の管  
理に対する実効性の担保に問題があるが、今後植樹した森林の荒廃が生じた場合は、改善命令等により適切  
な対処が可能となる。



## 8.看板、広告板その他これらに類する物で、規則に定めるものを設置すること

| 許可を要する規模                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 回廊地区                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保全・活用地区 |
| ①*屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するもの。<br>ただし、以下のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・*高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの</li> <li>・自家用広告物等（自動販売機を除く。）及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあつては、その縦及び横の長さがそれぞれ4m以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4㎡以下のもの</li> </ul> ②自動販売機 |         |

※高知県屋外広告物の手引きで確認すること

| 許可基準の項目                |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 生態系の保全                 | 景観の保全                      |
| ① 重要な動植物の保全<br>② 光害の抑制 | ① 看板・広告板等の色彩<br>② 附帯して行う行為 |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討\*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
（自然環境保全基礎調査）

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

## ② 光害の抑制

屋外照明その他これに類するものを設置する場合は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とする。

### ■ 解説

生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限とするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

## ■ 景観の保全

### ① 看板・広告板等の色彩

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条各号に掲げる「禁止地域等」以外の場所において、看板・広告板、又は、自動販売機を「回廊地区」及び「保全・活用地区」に設置する場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、原則としてマンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

イ 蛍光色は、使用しないこと。

### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

看板の素材は、集落景観と調和することとし、支柱を除き自然素材の使用に努める。

景観に配慮した看板の事例



景観に配慮した自動販売機の事例



## ■ 解説

高知県屋外広告物条例により、看板等は四万十川の両側500m（都市計画区域は200m）は、設置禁止地域に指定されている。また、国道381号、国道441号等や県道窪川船戸線の一部は、同条例により許可地域に指定されている。

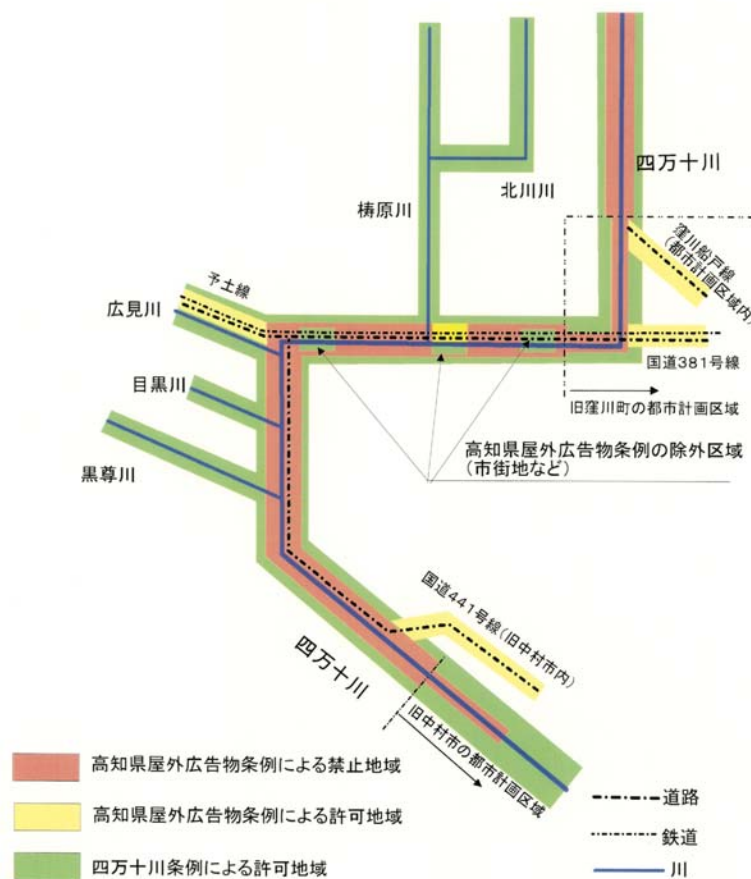
なお、自動販売機は屋外広告物条例から除外されているため、四万十川条例により規定した。

支柱及び表示板の色彩は、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況や用途によってはこの限りでない。

これは、公共工事において用いられる景観に配慮した濃い茶色と深緑色を基本色とするものである。高さ2.0mは自動販売機をイメージしており、最大値で判断する。

## ■ 重点地域に関わる「高知県屋外広告物条例に基づく禁止地域及び許可地域」

看板・広告板等の規制イメージ





## ② 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

## 9. 屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること

| 許可を要する規模                                                                                 |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回廊地区                                                                                     | 保全・活用地区                                                                                        |
| 面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの                                                                    | 面積1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの                                                                       |
| 面積10㎡は、四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響が大きいことから定めたもの。高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。 | 面積1,000㎡は、事例調査の結果、開発行為として一般的な規模であり、生態系や景観への影響を配慮して定めたもの。高さ3.0mは、乗用車の三段積み程度、平均的な平屋建て住宅の軒高に相当する。 |
| 許可基準の項目                                                                                  |                                                                                                |
| 生態系の保全                                                                                   | 景観の保全                                                                                          |
| ① 重要な動植物の保全                                                                              | ① 物品の遮蔽<br>② 附帯して行う行為                                                                          |

### ■ 生態系の保全

#### ① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地<sup>※</sup>でないこと。

#### ■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討<sup>※</sup>し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載  
(自然環境保全基礎調査)

#### ■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。

四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

## ■ 景観の保全

### ① 物品の遮蔽

主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、在来種による植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

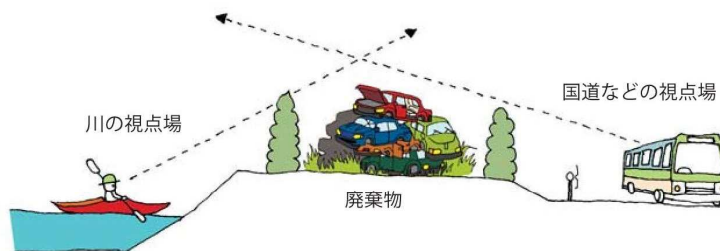
#### ■ 定義

主要な眺望場所：四万十川本川と、本川沿いの主要な国道若しくは県道

物品の遮蔽措置のイメージ



生け垣などの配置と高さ



#### ■ 解説

物品の集積場は、生垣や中高木又は木柵等により遮蔽することで景観に配慮する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における廃棄物の保管基準において、廃棄物の荷重が直接かかる場合には、同法の管理基準による構造耐力上の安全性を確保したうえで、生け垣による景観への配慮を行う必要がある。荷重が直接かからない場合には、同法と調整のうえ囲いを生け垣に代えることができる。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路を指定した。また、主要な支川については、既存の地域産業へ配慮するため除外した。

※木柵及び植栽による遮蔽参考事例をP71、P72に例示



## ② 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

### ■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。



## 第5章

### 制限行為の手続き



# 第5章 制限行為の手続き

## 1. 許可申請の手続き

### (1) 許可権者

表1 許可権者

| 行為区域                        | 許可権者（決裁権者）      |
|-----------------------------|-----------------|
| 四万十市、中土佐町、津野町、四万十町、梶原町の重点地域 | 当該申請地区を管轄する市町の長 |

### (2) 申請書の提出機関等

制限行為の許可申請書（施行同意書、添付図面等を含む）は、当該申請地区を管轄する市町の長が受理し、その許可・不許可の通知書を交付します。

また、申請書等の審査及び許可後の行為の管理については、市町の長が行うことになります。

なお、当該申請地区が2以上の市町にわたるときは、それぞれの市町長が申請書の受理と許可・不許可通知書の交付を行います。このときの通知書は当該行為面積の大きな市町が正本、その他の市町が副本とします。

表2 提出機関等

| 申請・届出                                 | 提出機関       | 住所               |
|---------------------------------------|------------|------------------|
| 許可申請（許可・不許可通知書の交付）<br>許可後における変更の申請・届出 | 梶原町 環境整備課  | 高岡郡梶原町梶原1444番地 1 |
|                                       | 四万十市 環境生活課 | 四万十市中村大橋通4丁目10   |
|                                       | 中土佐町 町民環境課 | 高岡郡中土佐町久礼6602- 2 |
|                                       | 津野町 建設課    | 高岡郡津野町力石2870番地   |
|                                       | 四万十町 企画課   | 高岡郡四万十町琴平町16-17  |

### (3) 申請書等の提出部数

申請書等の提出部数は下表のとおりです。この場合において、当該申請地区が2以上の市町にわたるときは、副本の部数は、当該市町の数から1を減じた数を増やさなければなりません。

表3 提出部数一覧表

| 申請書等の種別                                                             | 提出部数 |    |
|---------------------------------------------------------------------|------|----|
|                                                                     | 正本   | 副本 |
| 許可申請書（条例第17条）、施行同意書（条例第17条）                                         | 1    | 1  |
| 変更申請書（条例第19条）、地位承継承認申請書（条例第22条）                                     |      |    |
| 着手（完了）届（条例第20条）、休止（再開・廃止・未着手）届（条例第21条）<br>変更届（条例第19条）、地位承継届（条例第22条） | 1    | －  |

## (4) 標準処理期間（高知県行政手続条例第6条）

標準処理期間は、申請の迅速な処理の確保を図るため、行政庁において、申請が法令に定められた提出先機関（当該市町の担当課）で受理されてから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安として定めたものです。

また、標準処理期間は申請後に申請内容の変更や他法令との調整等がない場合の通常要すべき期間ですので、申請に対する処分が標準処理期間を経過しても、直ちに不作為の違法に該当することはありません。

表4 標準処理期間一覧表

| 申 請 事 項           | 標準処理期間 |
|-------------------|--------|
| 許可申請書（条例第17条）     | 30日以内  |
| 変更申請書（条例第19条）     |        |
| 地位承継承認申請書（条例第22条） |        |

（参考） 他法令の許可に要する日数の目安

| 法 令   | 申請日から許可日までの日数        |
|-------|----------------------|
| 森林法   | 80日                  |
| 都市計画法 | 30日                  |
| 農地法   | 60日（農用地除外は5か月）       |
| 建築確認  | 7日（木造）、21日（鉄骨造2階建以上） |
| 採石法   | 60日                  |

## (5) 許可・不許可の処分

## 1) 許可又は不許可の通知（条例第18条第2項）

制限行為の申請があったときには、遅延なく、文書をもって当該申請者に許可又は不許可の処分を通知します。

## 2) 許可時の条件等について

許可時において、住民生活の安全性及び利便性の確保、並びに生態系及び景観を保全するため、必要な限度において、条件を付す（条例第13条第4項、第14条第2項）ことがあり、これも許可の条件となります。

また、行為の内容によっては、生態系及び景観の保全について、必要な限度において配慮の要請を行うことがあります。

## (6) 許可申請書の様式

制限行為をしようとする場合は、あらかじめ、当該行為の種類に応じ、下表の許可申請書（施行同意書含む）に、表6の添付書類等を添えて申請をし、許可を得る必要があります。

表5 申請様式一覧表

| 様式番号   | 様式名                         |
|--------|-----------------------------|
| 第1号様式  | 鉱物の掘採等の許可申請書                |
| 第2号様式  | 土地の形状の変更の許可申請書              |
| 第3号様式  | 建築物の建築等の許可申請書               |
| 第4号様式  | 工作物の建築等の許可申請書               |
| 第5号様式  | 外観の模様替えの許可申請書               |
| 第6号様式  | 色彩の変更の許可申請書                 |
| 第7号様式  | 天然林（立木）の伐採の許可申請書            |
| 第8号様式  | 針葉樹の植樹の許可申請書                |
| 第9号様式  | 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可申請書 |
| 第10号様式 | 物品の集積又は貯蔵の許可申請書             |
| 第11号様式 | 施行同意書                       |

表6 添付書類等一覧

| 名称                       | 縮尺         | 記載要領                                                                                      | ①鉱物掘採・土石採取 | ②土地の形状変更 | 建築物・工作物の |      |      | ⑤外観の模様替え | ⑥建築物・工作物の色彩変更 | ⑦天然林の伐採 | ⑧針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 | ⑨看板・広告等の設置 | ⑩物品の集積又は貯蔵 |
|--------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------|------|------|----------|---------------|---------|-----------------|------------|------------|
|                          |            |                                                                                           |            |          | ③建築物     | ④建築物 | ④工作物 |          |               |         |                 |            |            |
| 位置図                      | 1/50,000以上 | ・事業区域の周辺地域の人家、自然物及び公共施設等を示す<br>・主たる道路、河川、学校、鉄道、建築物等の名称を記載する                               | ○          | ○        | ○        | ○    | ○    | ○        | ○             | ○       | ○               | ○          | ○          |
| 現況図                      | 1/5,000以上  |                                                                                           | ○          | ○        | ○        |      | ○    |          |               | ○       | ○               | ○          | ○          |
| 現況写真                     | (カラー写真)    | ・遠景写真に事業区域を示す(周辺の景観を含む)。<br>撮影位置を明示                                                       | ○          | ○        | ○        | ○    | ○    | ○        | ○             | ○       | ○               | ○          | ○          |
| 計画平面図                    | 1/1,000以上  | ・道路、宅地(事業用地)、緑地、残置森林、法面等を明示する<br>・建築物、工作物、擁壁等を明示する                                        | ○          | ○        | ○        | ○    | ○    |          |               |         |                 |            | ○          |
| 標準断面図                    | 1/100以上    | ・法面の高さ、勾配、小段の幅及び土質を明示<br>・法面保護の方法について、具体的に工法、仕様、材料等を記載する                                  | ○          | ○        |          |      |      |          |               |         |                 |            | ○          |
| 排水施設計画図                  | 1/1,000以上  | ・排水路の規格、構造、勾配を明示する<br>・集水区域を明示する。煩雑になる場合は別途集水区域図を作成し、流路方向も明示する<br>・沈砂池を設置する場合は配置及び構造を明示する | ○          | ○        |          |      |      |          |               |         |                 |            |            |
| 排水処理施設構造図                | 1/100以上    | 生活排水処理施設の構造がわかる図面                                                                         |            |          | ○        |      | ○    |          |               |         |                 |            |            |
| 建築立面図                    | 1/100以上    | ・建築物、工作物の構造がわかる標準図<br>・構造、仕様、材料、外装色等を明記する                                                 |            |          | ○        |      |      | ○        | ○             |         |                 |            |            |
| 工作物構造図(看板等を含む)           | 1/100以上    | ・工作物の構造がわかる図面<br>・構造、仕様、材料、外装色等を明記する                                                      |            |          |          |      | ○    |          | ○             |         |                 | ○          |            |
| 遮蔽施設構造図                  | 1/100以上    | 遮蔽を要する場合に限る<br>※遮蔽施設構造図に遮蔽施設の構造と主要な眺望場所からの断面図を記入すること                                      | ○          | ○        | ○        |      | ○    |          |               |         |                 |            | ○          |
| 公図(不動産登記法第14条に規定する地図の写し) |            | 事業区域について、切図(又は国土調査の成果図)の写しを添付する                                                           | ※1)△       | ※1)△     | ※1)△     | ※1)△ | ※1)△ | ※1)△     | ※1)△          | ※1)△    | ※1)△            | ※1)△       | ※1)△       |
| 土地登記事項証明書                |            | ・事業区域全体について添付する<br>・編纂順序は、権利者一覧表の順に綴ること<br>・申請書受理の日以前3か月以内のもの                             | ※1)△       | ※1)△     | ※1)△     | ※1)△ | ※1)△ | ※1)△     | ※1)△          | ※1)△    | ※1)△            | ※1)△       | ※1)△       |
| 設計計算書                    |            | 沈砂池を設置する場合に限る                                                                             | ○          | ○        |          |      |      |          |               |         |                 |            |            |
| 撤去に係る跡地の整理に関する計画書        |            | 撤去の場合に限る                                                                                  |            |          | ○        |      | ○    |          |               |         |                 |            |            |
| 間伐計画書                    |            | 森林施業計画書又は協定書の写しにより代えることができる                                                               |            |          |          |      |      |          |               |         | ○               |            |            |

※1) 行為者がその土地の所有者である場合は、当該土地に係る納税証明書の写しによりこれに代えることができます。

※2) 他の法令による許可等を要する行為については、その許可等の写しが必要です。



## (7) 管理台帳

## 1) 台帳の内容

台帳には次の内容を記載し、流域の現状を管理することとしています。

- ① 許可（変更を含む）の年月日、許可番号
- ② 行為の種類、場所及び規模（面積、高さなど）
- ③ 許可を受けた者の住所、氏名（地位を承継した者も含む）
- ④ 設計者又は施工者の住所、氏名及び行為期間
- ⑤ 行為の目的と概要
- ⑥ その他、許可（変更を含む）の内容

## 2) 情報の共有

許可権者である市町の長は、制限行為の情報を共有するため、管理台帳の内容を知事に報告することとします。（月に1回程度）

## (8) 許可標識等の設置

制限行為の許可を受けた者は、当該行為地の見やすい場所に許可書の写しを掲示しなければなりません。（A4以上の大きさ）

## (9) 他法令との調整

制限行為を行うにあたり、四万十川条例の許可のほかには他法令（表7）の規定（水害の防止、災害の防止、水源のかん養機能）に基づく許可等を得なければならない場合は、あらかじめそれぞれの法律等と調整を行い、それぞれの許可等を受けた後（許可等の写しを提出）に四万十川条例の制限行為の許可を受けることとなります。

表7 開発規制法令一覧表

| 規制法令             | 根拠条文                           | 規制対象内容                                                                                                       | 面積条件等                                            | 許可権者                                   | 県庁等担当課<br>(H29.4.1)        |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|
| 国土利用計画法          | 第14条<br>第23条                   | 土地に関する権利の移転等をしようとするとき<br>(規制区域内の場合)<br>土地に関する権利の移転等をしようとするとき<br>(規制区域外の場合)                                   |                                                  | 知事（許可）<br>知事（届出）                       | 用地対策課                      |
| 高知県土地基本条例        | 第17条                           | 開発行為                                                                                                         | 10ha以上<br>(ゴルフ場の新・増設は5ha以上)                      | 知事（届出）                                 |                            |
| 四万十市土地環境<br>保全条例 | 第1条                            | 土砂の採取・土地の区画形質の変更等の行為                                                                                         | 1,000㎡<br>土取り場は、<br>300㎡以上<br>又は切土高<br>3m以上      | 四万十市長<br>(届出)                          | 四万十市<br>まちづくり課             |
| 森林法              | 第10条の2<br>第27条<br>第34条<br>第44条 | 地域森林計画対象民有林内において1haを超える開発行為をしようとするとき（保安林、保安施設地区内、海岸保全区域内を除く）<br>保安林を解除しようとするとき<br>保安林、保安施設区域内において行為をしようとするとき | 1haを超える                                          | 知事（許可）<br>農林水産大臣<br>又は知事（解除）<br>知事（許可） | 治山林道課                      |
| 都市計画法            | 第29条                           | 開発行為                                                                                                         | 非線引都市<br>計画区域内：<br>3,000㎡以上<br>都市計画区域外：<br>1ha以上 | 知事（許可）                                 | 都市計画課<br>(各土木事務所<br>維持管理課) |
| 屋外広告物法           | 第3条                            | 条例で定める地域又は場所において広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に行おうとするとき                                                               |                                                  | 知事（許可）                                 |                            |
| 高知県<br>屋外広告物条例   | 第3条                            | 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置                                                                                        |                                                  | 知事（許可）                                 |                            |
| 建築基準法            | 第6条・第88条<br>第44条               | 建築物を建築しようとするとき(工作物への準用を含む)<br>道路内で建築しようとするとき等                                                                |                                                  | 建築主事（確認）<br>知事（許可）                     | 建築指導課                      |

：四万十川条例との調整が想定される主な法令

表7 開発規制法令一覧表

| 規制法令                     | 根拠条文                              | 規制対象内容                                                                                                                        | 面積条件等                                                                              | 許可権者                         | 県庁等担当課<br>(H29.4.1) |
|--------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 農業振興地域の整備に関する法律          | 第15条の2<br>第1項                     | 農用地区域内において開発行為をしようとするとき                                                                                                       |                                                                                    | 知事（許可）                       | 農地・担い手<br>対策課       |
| 農地法                      | 第4条<br>第5条                        | 農地を農地以外のものに転用しようとするとき<br>農地を農地以外のものに転用しようするときに権利の設定又は移転する場合                                                                   |                                                                                    | 知事（許可）                       |                     |
| 自然公園法                    | 第20条<br>第21条<br>第22条              | 国立公園の特別地域内、特別保護地区又は海域公園地区内において行為をしようとするとき<br>国立公園の特別地域内、又は海域公園地区内において行為をしようとするとき                                              |                                                                                    | 環境大臣（許可）<br><br>知事（許可）       | 環境共生課               |
|                          | 第33条                              | 国立公園内の普通地域内において行為をしようとするとき<br>国立公園内の普通地域内において行為をしようとするとき                                                                      |                                                                                    | 環境大臣（届出）<br>知事（届出）           |                     |
| 県立自然公園条例                 | 第20条<br>第22条                      | 県立自然公園の特別地域内において行為をしようとするとき<br>県立自然公園の普通地域内において行為をしようとするとき                                                                    |                                                                                    | 知事（許可）<br>知事（届出）             |                     |
| 自然環境保全法                  | 第25条<br>第26条<br>第27条<br>第28条      | 自然環境保全地域の特別地区内、野生動植物保護地区及び海域特別地区内において行為をしようとするとき<br>自然環境保全地域の普通地区内において行為をしようとするとき                                             |                                                                                    | 環境大臣（許可）<br><br>環境大臣（届出）     |                     |
|                          | 第17条<br>第18条<br>第19条              | 高知県自然環境保全地域の特別地区内、野生動植物保護地区内において行為をしようとするとき<br>高知県自然環境保全地域の普通地区内において行為をしようとするとき                                               |                                                                                    | 知事（許可）<br><br>知事（届出）         |                     |
| 大気汚染防止法                  | 第6条<br>第17条の5                     | ばい煙発生施設を設置しようとするとき（着手60日前）<br>揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするとき（着手60日前）                                                                 |                                                                                    | 知事（届出）                       | 環境対策課               |
|                          | 第18条<br>第18条の6<br>第18条の23         | 一般粉じん発生施設を設置しようとするとき（着手前）<br>特定粉じん発生施設を設置しようとするとき（着手60日前）<br>水銀排出施設を設置しようとするとき（着手60日前）                                        |                                                                                    |                              |                     |
| ダイオキシン類対策特別措置法           | 第12条                              | 特定施設を設置しようとするとき（着手60日前）                                                                                                       |                                                                                    | 知事（届出）                       |                     |
| 水質汚濁防止法                  | 第5条                               | 特定施設を設置しようとするとき（着手60日前）                                                                                                       |                                                                                    | 知事（届出）                       |                     |
| 土壌汚染対策法                  | 第4条                               | 一定規模以上の土地の形質変更をしようとするとき（着手30日前）                                                                                               | 3,000㎡以上                                                                           | 知事（届出）                       |                     |
| 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例     | 第10条                              | 土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積をしようとするとき（着手60日前）                                                                                    | 3,000㎡以上                                                                           | 知事（許可）                       |                     |
| 騒音規制法                    | 第6条<br>第14条                       | 指定地域内において特定施設を設置しようとするとき（設置工事開始30日前）<br>指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするとき（作業開始7日前）                                            |                                                                                    | 市町村長（届出）                     |                     |
|                          | 振動規制法                             | 第6条<br>第14条                                                                                                                   | 指定地域内において特定施設を設置しようとするとき（設置工事開始30日前）<br>指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするとき（作業開始7日前） |                              |                     |
| 悪臭防止法                    |                                   | 第7条                                                                                                                           | 規制基準の遵守義務                                                                          |                              |                     |
| 県公害防止条例                  | 第9条                               | 特定施設を設置しようとするとき（着手60日前：大気関係、着手30日前：騒音関係）                                                                                      |                                                                                    | 知事（届出：大気関係）<br>市町村長（届出：騒音関係） |                     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律         | 第8条<br>第15条<br>第15条の19            | 一般廃棄物処理施設を設置しようとするとき<br>産業廃棄物処理施設を設置しようとするとき<br>指定区域内において土地の形質の変更をしようとするとき（着手30日前）                                            |                                                                                    | 知事（許可）<br>知事（許可）<br>知事（届出）   |                     |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第29条                              | 鳥獣保護区の特別保護地区内において行為をしようとするとき                                                                                                  |                                                                                    | 環境大臣（許可）<br>知事（許可）           | 鳥獣対策課               |
| 文化財保護法                   | 第93条                              | 周知の埋蔵文化財包蔵地において行為をしようとするとき（着手日の60日前）                                                                                          |                                                                                    | 文化庁長官（届出）                    | 文化財課<br>(教育委員会)     |
|                          | 第125条                             | 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき                                                                                 |                                                                                    | 文化庁長官（許可）                    |                     |
|                          | 第139条                             | 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（行為の30日前）                                                                          |                                                                                    | 文化庁長官（届出）                    |                     |
| 河川法                      | 第25条<br>第26条<br>第27条<br>第55条、第57条 | 河川区域内の土地において、土石等を採取しようとするとき<br>河川区域内の土地において、工作物の新築等をしようとするとき<br>河川区域内の土地において、土地の掘削等をしようとするとき<br>河川保全区域内又は河川予定地において行為をしようとするとき |                                                                                    | 河川管理者（許可）                    | 河川課                 |

：四万十川条例との調整が想定される主な法令

表7 開発規制法令一覧表

| 規制法令                             | 根拠条文                 | 規制対象内容                                                                                 | 面積条件等                                                            | 許可権者                                           | 県庁等担当課<br>(H29.4.1)                      |
|----------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 道路法                              | 第24条<br>第32条<br>第91条 | 道路管理者以外が工事をしようとするとき<br>道路敷地内において工作物等を設け、継続して道路を使用するとき<br>道路予定区域内の土地において行為をしようとするとき     |                                                                  | 道路管理者(承認)<br>道路管理者(許可)                         | 道路課                                      |
| 高知県砂防指定地<br>管理条例                 | 第18条                 | 地すべり防止区域内において行為をしようとするとき                                                               |                                                                  | 知事(許可)                                         | 防災砂防課                                    |
| 高知県砂防指定地<br>管理条例                 | 第4条                  | 砂防指定地域内において行為をしようとするとき                                                                 |                                                                  | 知事(許可)                                         |                                          |
| 急傾斜地の崩壊に<br>よる災害の防止に<br>関する法律    | 第7条                  | 急傾斜地崩壊危険区域内において行為をしようとするとき                                                             |                                                                  | 知事(許可)                                         |                                          |
| 土砂災害警戒区域<br>等における土砂災<br>害防止対策の推進 | 第10条                 | 土砂災害特別警戒区域内において特定開発行為をしようとするとき                                                         |                                                                  | 知事(許可)                                         |                                          |
| 工場立地法                            | 第6条～第8条              | 特定工場の新設、又は特定工場に関する変更等をしようとするとき                                                         | 敷地面積<br>9,000m <sup>2</sup> 以上<br>建築面積<br>3,000m <sup>2</sup> 以上 | 市町村長(届出)                                       | 各市町村<br>担当窓口                             |
| 砂利採取法                            | 第16条                 | 砂利採取業者が砂利の採取をしようとするとき                                                                  |                                                                  | 知事(認可)                                         | 用地対策課                                    |
| 採石法                              | 第33条                 | 岩石の採取をしようとするとき                                                                         |                                                                  | 知事(許可)                                         | 工業振興課                                    |
| 鉱業法                              | 第63条第1項<br>第63条第2項   | 試掘権者が施業案を定め、事業に着手又は変更しようとするとき<br>採掘権者が施業案を定め、事業に着手又は変更しようとするとき                         |                                                                  | 経済産業局長(届出)<br>経済産業局長(認可)                       |                                          |
| 港湾法                              | 第37条<br>第38条の2       | 港湾区域内又は港湾隣接地域内において行為をしようとするとき<br>隣港地区内において行為をしようとするとき                                  |                                                                  | 港湾管理者の長(許可)<br>港湾管理者の長(届出)                     | 港湾・海岸課                                   |
| 公有水面埋立法                          | 第2条<br>第29条          | 公有水面について埋立をしようとするとき<br>公告後10年以内に用途変更をしようとするとき                                          |                                                                  | 知事(免許)<br>知事(許可)                               | 港湾・海岸課<br>河川課<br>用地管理課                   |
| 海岸法                              | 第8条                  | 海岸保全区域内において行為をしようとするとき                                                                 |                                                                  | 海岸管理者<br>(許可)                                  | 港湾・海岸課                                   |
| 国有財産法                            | 第7条<br>第20条<br>～第31条 | 道路法の適用を受けない道路や河川法の適用を受けない河川等の用途廃止、寄付、譲与等の行為をしようとするとき                                   |                                                                  | 財務大臣                                           | 用地対策課                                    |
| 風俗営業等の規制<br>及び業務の適正化<br>等に関する法律  | 第3条<br>第27条<br>第33条  | 条例で定める地域において風俗営業を営もうとするとき<br>条例で定める地域において店舗型性風俗特殊営業を営もうとするとき<br>酒類提供飲食店を深夜において営もうとするとき |                                                                  | 公安委員会(許可)<br>公安委員会(届出)<br>公安委員会(届出)            | 警察本部                                     |
| 墓地、埋葬等に<br>関する法律                 | 第10条                 | 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等をしようとするとき                                                               |                                                                  | 四万十市(許可)<br>津野町<br>(許可(個人墓地のみ))<br>須崎福祉保健所(許可) | 食品・衛生課<br>四万十市<br>津野町<br>須崎福祉保健所<br>担当窓口 |

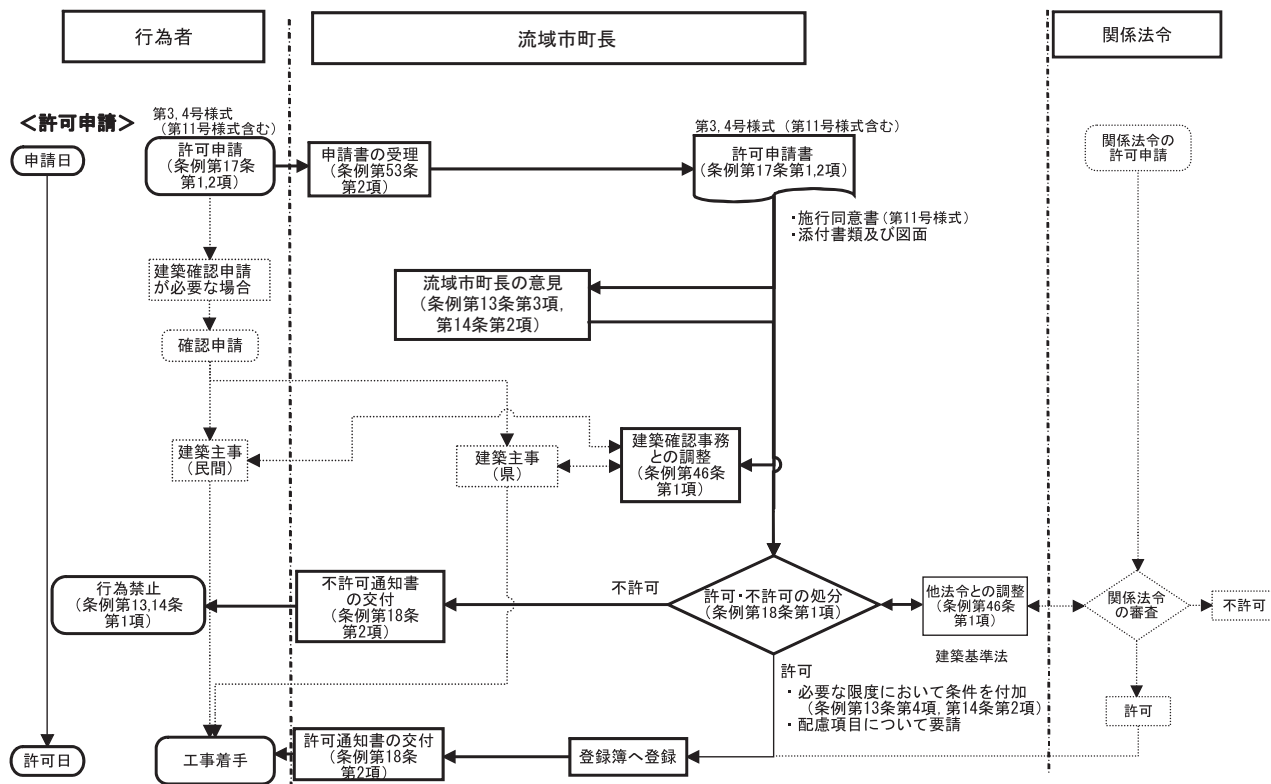
：四万十川条例との調整が想定される主な法令



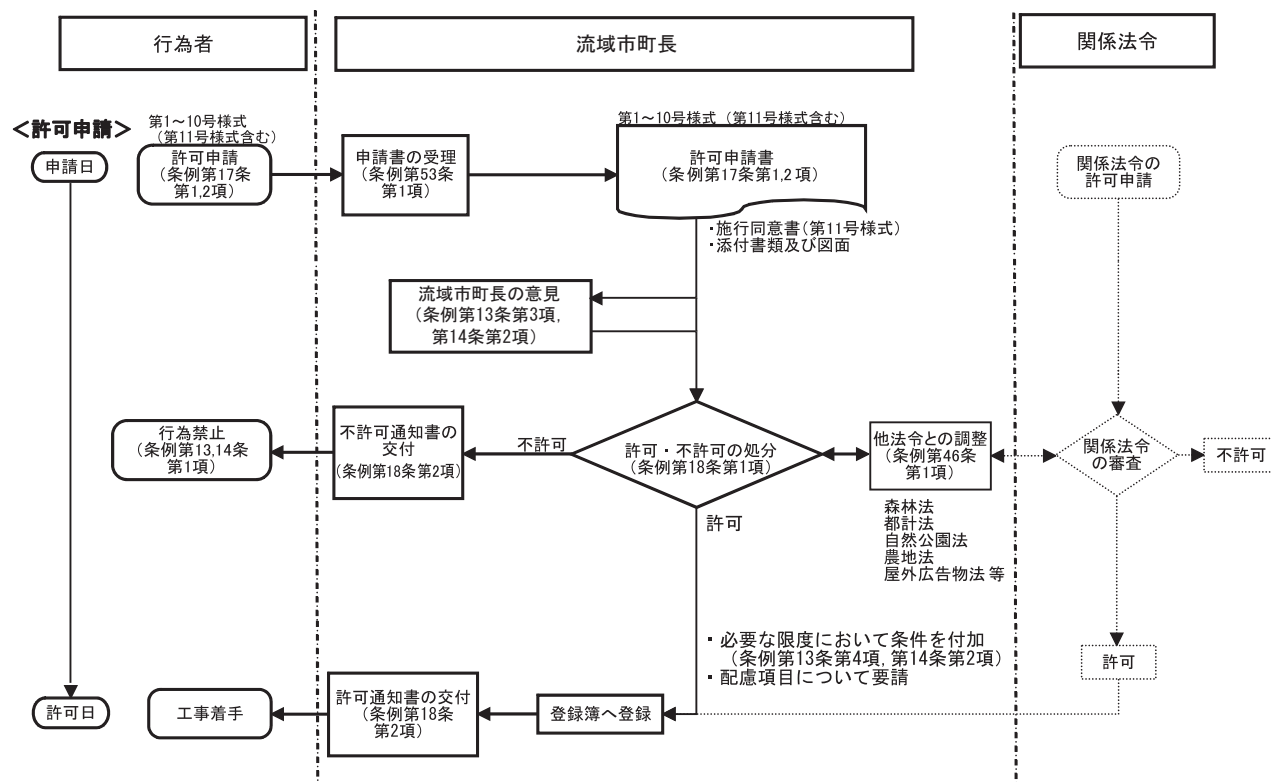
2. 行為の申請から完了までの流れ（フロー図）

1) 申請事務の流れ

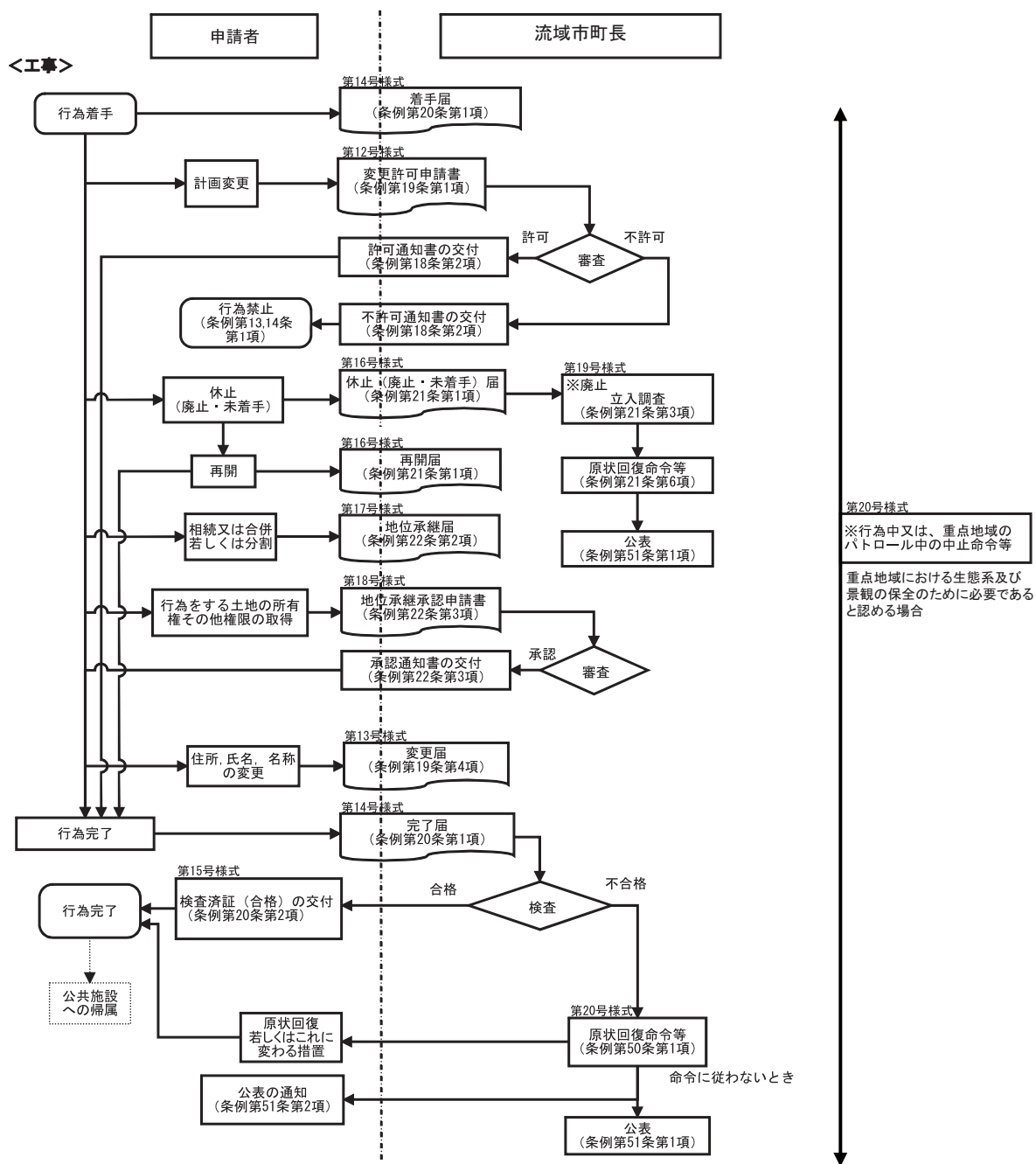
① 建築確認を要する行為（建築物、工作物の建築等のうち該当するもの）



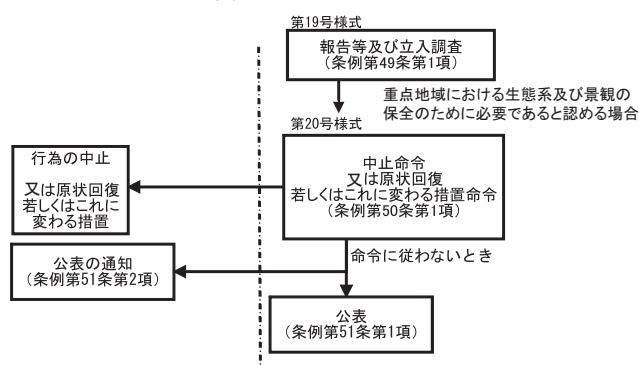
② 建築確認を要しない行為



## 2) 行為着手から完了までの流れ



&lt;※行為中又は重点地域のパトロール中の中止命令等&gt;



3. 申請までの手続き

(1) 権利者の同意

制限行為をしようとする場合は、次に掲げる権利者の相当数の同意が必要となります。

- ① 当該行為をしようとする区域内の土地、建築物、工作物等の権利者
- ② 当該行為に関し使用する周囲の土地、建築物、工作物等の権利者

＊「権利者」の範囲

- ・土地：所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、（根）抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含みます。
- ・工作物：所有権、賃借権、質権、（根）抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地改良施設がある場合はその管理者が含まれます。

＊「相当数の同意」の要件

権利者の3分の2以上の同意があり、同意した者のうち所有権及び借地権を有する者のそれぞれ3分の2以上の同意が必要ですが、許可後における紛争等を未然に防止するため、許可申請時までに「権利者」全ての同意が得られるようにしてください。

(2) 公共施設の管理者の同意等

1) 公共施設管理者の同意

許可を申請しようとする者は、行為に関する工事によって既存の公共施設の機能を損なうことのないよう、あらかじめ、公共施設を管理する者と協議を行い、同意を得なければなりません。

2) 公共施設管理予定者等との事前協議

許可を申請しようとする者は、制限行為又は制限行為に関する工事により設置された公共施設の管理を適切に行う必要から、あらかじめ、公共施設の管理者となるべき者と、設計、土地の帰属、費用の負担等について協議しなければなりません。

4. 許可後の手続き

許可を受けた者が、次の変更等を行おうとするときは、あらかじめ、表8の申請による許可、若しくは届出が必要となります。

なお、許可後の手続き内容については、許可書を交付する際に当該市町より、説明を行います。

表8 変更等様式一覧表

| 様式番号   | 様式名            |
|--------|----------------|
| 第12号様式 | 変更許可申請書        |
| 第13号様式 | 変更届            |
| 第14号様式 | 行為の着手（完了）届     |
| 第16号様式 | 休止（再開・廃止・未着手）届 |
| 第17号様式 | 地位承継届          |
| 第18号様式 | 地位承継承認申請書      |

(1) 変更許可申請（第12号様式）

許可申請の内容の次に掲げる事項を変更をしようとするときは、変更の許可が必要です。また、当初の許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに許可を受けることが必要となります。

- ① 許可行為をする土地の位置、区域及び規模
- ② 建築物、工作物の用途及びその敷地の位置
- ③ 許可行為の概要（許可基準の内容も含む）
- ④ 設計者又は施工者の住所及び氏名
- ⑤ 行為の着手及び完成の予定年月日
- ⑥ 行為に対する他法令の許可等の状況
- ⑦ 許可時に付された条件（住民の生活・安全・利便性、生態系・景観）



## (2) 変更届（第13号様式）

許可を受けた者の住所、主たる事務所の所在地又は氏名、名称、代表者の氏名を変更するときは、変更届が必要です。

## (3) 行為の着手・完了届（第14号様式）

制限行為に着手するときは、あらかじめ着手届が必要です。また、区域の全部の行為を完了したときは、完了届を提出し、当該許可行為が許可の内容に適合しているかどうかについて検査を受けなければなりません。検査の結果、許可の内容に適合していると認めた時は検査済証（第15号様式）を交付します。

## (4) 休止・再開・廃止・未着手届（第16号様式）

許可を受けた行為を着手することなく取りやめる場合は未着手届を、着手後に行為を廃止しようとするものは廃止届を、また、制限行為の一部又は全部を休止しようとするものは休止届を直ちに提出しなければなりません。

なお、行為を廃止しようとする者は、当該行為に係る生態系と景観の保全に関する許可の基準を満たしていなければなりません。

## (5) 許可に基づく地位の承継届出（第17号様式）

許可を受けた者の「一般承継人」は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継することができ、許可に基づく地位の承継届が必要です。

「一般承継人」とは、相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）を指します。

## (6) 許可を受けた地位の承継承認申請（第18号様式）

許可を受けた者の「特定承継人：土地の所有権を取得した者等」が許可に基づく地位の承継をしようとするときは、許可を受けた地位の承継承認申請が必要です。

## (7) 行為の完了検査

条例第20条第2項に規定する検査済証（第15号様式）の交付にあたり、当該行為の申請内容どおりに現地が実施されていることを確認するため、行為の種類に応じ、以下の完了検査を実施します。

## 1) 当該行為地における完了検査（申請者立ち会いのもと）

## ①「回廊地区」における次の行為

- a. 行為面積が1,000m<sup>2</sup>以上の全ての制限行為
- b. 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去
- c. 屋外において、土石、廃棄物、再生資源・部品を集積し、又は貯蔵する行為
- d. 四万十川流域の自然景観及び周辺の環境への影響が大きいことが予想される行為

## ②「保全・活用地区」における次の行為

- a. 行為面積が1.0ha以上の全ての制限行為
- b. 高さ13mを超える建築物の新築、増築、移転又は撤去
- c. 行為面積が1,000m<sup>2</sup>以上の次の制限行為
  - ・鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
  - ・工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去
  - ・屋外において、土石、廃棄物、再生資源・部品を集積し、又は貯蔵する行為
- d. 四万十川流域の自然景観及び周辺の環境への影響が大きいことが予想される行為

## 2) 市町における完了検査

前項1) 以外の行為については、写真等の書類をもって流域市町で完了検査を行います。

5. 違法行為等の対応

(1) 現地のパトロール

1) 目的

生態系と景観を保全しながら流域の振興を図る取組を推進するため、地域における制限行為等の現状について、住民自らに知っていただく必要性から、地域の住民による重点地域の見回りを行います。

2) 役割

- ・重点地域における制限行為について、その状況を把握します。
  - ・制限行為を許可無く行っている場合は、その場所と行為の内容を調査し、証拠資料として現場写真を撮影します。
  - ・調査の結果は、県へ定期的（月報など）に報告するとともに、違法行為については随時県へ報告していただきます。
- なお、この結果の内容は、県より流域の市町へ定期的に報告することとします。

3) 制限行為の内容

次に掲げる行為のうち、別に定める規模を超えるものが制限行為となります。

- ① 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- ② 盛土又は切土により土地の形状を変更する行為
- ③ 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去する行為
- ④ 建築物の外観を模様替えをする行為
- ⑤ 建築物、工作物の色彩を変更する行為
- ⑥ 天然林を伐採する行為
- ⑦ 針葉樹（スギ及びヒノキに限る）を植樹する行為
- ⑧ 看板、広告板、自動販売機を設置する行為
- ⑨ 屋外において、土石、廃棄物、再生資源・部品を集積し、又は貯蔵する行為

4) 見回り期間

2か月に1巡程度の頻度により、重点地域のパトロールを行います。

5) 住民の身分

1) から4) を適正に実施するため、知事は流域市町から推薦のあった住民を「四万十川重点地域調査員」として委嘱し、調査員は、職務を行うときは、身分証明書を携帯します。

この調査員は、任期を2年とし再任を妨げないこととしますが、1) から3) の内容が適正に実施されない場合には、解任することがあります。

6) パトロール体制

表9 パトロール体制

| 巡視区域                   | 流域  | 市町                                         | 人員 |
|------------------------|-----|--------------------------------------------|----|
| 重点地域<br>(回廊地区、保全・活用地区) | 下流域 | ＜四万十市＞・旧中村市・旧西土佐村                          | 2名 |
|                        | 中流域 | ＜四万十町＞・旧十和村・旧大正町・旧窪川町                      | 3名 |
|                        | 上流域 | ＜中土佐町の一部＞・旧大野見村<br>＜津野町の一部＞・旧東津野村<br>＜梶原町＞ | 3名 |

(2) 違法な行為に対する措置

条例第13条第1項（回廊地区）、第14条第1項（保全・活用地区）、第19条第1項（変更）の許可の対象となる行為を、許可を受けずに実施した場合は以下の処分が行われます。

1) 報告等及び立入調査

条例第49条第1、2項及び第21条第3項の規定により、当該行為の実施場所へ立入り、その状況について調査し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めます。

## 2) 中止命令等

1) の結果、第50条第1項及び第21条第6項の規定に基づき生態系及び景観の保全のために必要があると認めるときは、行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じます。

## 3) 公表

1)、2) の命令に従っていただけない場合は、条例第51条第1項の規定により、当該行為の内容を公報等により公表することとなります。

なお、この場合には、条例第51条第2項の規定により、当該命令を受けた行為者にあらかじめその旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えることとしています。

## 4) 審査請求（行政不服審査法第2条）

条例第13条（回廊地区）及び第14条（保全・活用地区）に規定する許可、条例第19条に規定する変更の許可及び条例第21条に規定する中止命令等及び条例第51条に規定する公表に不服がある者は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市町の長に審査請求をすることができます。







## 第6章 Q&A

### 目 次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 問1. この制度の趣旨は何ですか。 . . . . . | 107 |
|-----------------------------|-----|

#### 【条例の規定について 問2～問20】

|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 問2. 原生林保全地区を指定しないのはなぜですか。 . . . . .                                                         | 107 |
| 問3. 主要支川の選定はどのような理由で行いましたか。 . . . . .                                                       | 107 |
| 問4. 「回廊地区」及び「保全・活用地区」の指定は、どのような考え方で行いましたか。 . . . . .                                        | 107 |
| 問5. 重点地域の「回廊地区」と「保全・活用地区」の境の線引きは、主に川沿いの道路を基準としていますが、道路改良によるバイパス化等のたびに告示を改正するのですか。 . . . . . | 108 |
| 問6. 告示の際、「次の地図」を参考扱いとしたのはなぜですか。<br>また、現地での境界はどのように確定するのですか。 . . . . .                       | 108 |
| 問7. 条例制定時の「土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。」から、「土地の開墾」を除外したのはなぜですか。 . . . . .                        | 108 |
| 問8. 条例制定時から、新たに「建築物の外観の模様替えをすること」「建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更をすること」を追加したのはなぜですか。 . . . . .        | 108 |
| 問9. 条例制定時から新たに「屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。」を追加したのはなぜですか。 . . . . .                | 109 |
| 問10. 条例制定時に適用除外区域と想定していた「市街地」を四万十市の用途区域のみに限定したのはなぜですか。 . . . . .                            | 109 |
| 問11. 災害の防止機能、水害の防止機能、水源のかん養機能を既存法に委ねた根拠は何ですか。 . . . . .                                     | 109 |
| 問12. 制限行為の許可をしようとするとき、市町の長にどのような意見を聴くのですか。 . . . . .                                        | 109 |
| 問13. 通常の管理行為、軽易な行為とはどのような行為をいうのですか。 . . . . .                                               | 109 |
| 問14. 許可基準制度の運用を開始することで、地域の住民生活にはどのような影響がありますか。 . . . . .                                    | 110 |
| 問15. 罰則はないのですか。 . . . . .                                                                   | 110 |
| 問16. 条例第52条の「損失の補償」とはどういう意味ですか。 . . . . .                                                   | 110 |
| 問17. 生態系や景観を保全するために要する費用に対し、財政的な援助はありますか。 . . . . .                                         | 110 |
| 問18. 規制の内容については、住民の意見を反映しましたか。 . . . . .                                                    | 111 |
| 問19. 許可が必要な工作物に「太陽光発電施設」を追加したのはなぜですか。 . . . . .                                             | 111 |
| 問20. 既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設はどうなりますか。 . . . . .                                              | 111 |

#### 【行為の定義 問21～問34】

|                                                               |     |
|---------------------------------------------------------------|-----|
| 問21. 土地の形状の変更で、高さ1 m以上の盛土、2 m以上の切土とは、どこの高さを用いるのですか。 . . . . . | 111 |
| 問22. 事業所や店舗と住居を兼用するような場合はどのような取扱いになるのですか。 . . . . .           | 111 |
| 問23. 天然林の伐採を制限していますが、どのようなものが対象となるのですか。 . . . . .             | 112 |
| 問24. 針葉樹をスギ・ヒノキに限定したのはなぜですか。 . . . . .                        | 112 |
| 問25. 一時的な仮設構造物はどのような扱いになりますか。 . . . . .                       | 112 |



## 【行為の定義 問21～問34】（つづき）

|                                                                                                               |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 問26. 住民が住宅を建築する行為や農業・林業・漁業を営むための行為を除外したのはなぜですか。 . . . . .                                                     | 112 |
| 問27. 条例制定時、対象外と想定していた倉庫を対象にしたのはなぜですか。 . . . . .                                                               | 112 |
| 問28. 第13条第6項第2号の「附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等」とはどのようなものを想定しているのですか。また、附帯せずに、自己の住宅のために進入路の拡幅を行う場合はどうなりますか。 . . . . . | 113 |
| 問29. 住宅の裏山を切ったり、土地の形状を変更する行為は対象になりますか。 . . . . .                                                              | 113 |
| 問30. 住宅の敷地内に工作物等を設置する行為は対象になりますか。 . . . . .                                                                   | 113 |
| 問31. 住宅の同一敷地内の判断基準はどうなりますか。 . . . . .                                                                         | 113 |
| 問32. 条例制定時に除外していた“せまち直し”は、どうなりますか。 . . . . .                                                                  | 113 |
| 問33. 公共事業の取扱いはどうようになりますか。 . . . . .                                                                           | 114 |
| 問34. 対象行為が重点地域へ接していたり、一部入っている場合の適用はどうなりますか。 . . . . .                                                         | 114 |

## 【規模などの基準 問35～問38】

|                                                                                    |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 問35. 回廊地区と保全・活用地区の違いは何ですか。 . . . . .                                               | 114 |
| 問36. 物品の集積関係は、廃掃法との調整はどうになっていますか（面積基準、管理基準、対象行為）、また、集積期間などはどのように考えていますか。 . . . . . | 114 |
| 問37. 許可を要する規模の条件として、面積や高さに〇〇㎡以上とか〇〇mを超えるとありますが、その根拠は何ですか。 . . . . .                | 114 |
| 問38. 許可を要する面積規模（10㎡以上、100㎡以上、1,000㎡以上）の根拠は何ですか。 . . . . .                          | 115 |

## 【審査の基準 問39～問64】

## ■生態系の保全（問39～問48） ■景観の保全（問49～問64）

|                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 問39. 許可条件と配慮要請項目の位置づけはどのように運用するのですか。 . . . . .                                   | 115 |
| 問40. 重要な動植物の保全について、自然環境保全法による特定植物群落とは何ですか。レッドデータブック（RDB）との関係はどうなるのですか。 . . . . . | 115 |
| 問41. 緩衝帯の配置について、20%の根拠は何ですか。 . . . . .                                           | 116 |
| 問42. 振動・騒音の抑制はなぜ必要ですか。 . . . . .                                                 | 117 |
| 問43. 濁水対策について、沈砂地の設置はどのようなイメージですか。 . . . . .                                     | 117 |
| 問44. 排水の計画について、流域界を変更しないとはどういうことですか。 . . . . .                                   | 117 |
| 問45. 光害の抑制を設けたのは、なぜですか。 . . . . .                                                | 117 |
| 問46. し尿及び雑排水の処理は市町の役割ではないのですか。 . . . . .                                         | 118 |
| 問47. 濁水対策を講じるべき行為をする際、行為の「施行中」だけでなく「完了後」も許可基準の対象としたのはなぜですか。 . . . . .            | 118 |
| 問48. 濁水対策について、どこまで行えばよいのですか。 . . . . .                                           | 118 |
| 問49. 裸地の遮蔽について、どこまで行えばよいのですか。 . . . . .                                          | 118 |
| 問50. 稜線の分断は、重点地域全域が対象となるのでしょうか。また、区域外であれば、建築物・工作物の建築は可能でしょうか。 . . . . .          | 118 |
| 問51. 鉱物を堀削し、又は土石を採取する行為について、回廊地区での盛土及び切土の高さ規制（5m）は、どのように判断しますか。 . . . . .        | 119 |
| 問52. 法面等の緑化はなぜ必要ですか。 . . . . .                                                   | 119 |

## 【審査の基準 問39～問64】

### ■生態系の保全（問39～問48） ■景観の保全（問49～問64）

|                                                                      |     |
|----------------------------------------------------------------------|-----|
| 問53. 緑地の保全について「〇〇%以上」などの基準値はないのですか。 . . . . .                        | 119 |
| 問54. 建築物の高さ、建蔽率はどのように考えているのですか。 . . . . .                            | 119 |
| 問55. 建築物・工作物の色彩の根拠は何ですか。 . . . . .                                   | 119 |
| 問56. 建築物の形態と素材を定めた理由は何ですか。 . . . . .                                 | 119 |
| 問57. 天然林の伐採制限について、シイタケの原木や薪炭林も対象となるのですか。 . . . . .                   | 120 |
| 問58. 間伐の計画がなぜ必要ですか。 . . . . .                                        | 120 |
| 問59. 5年、10年先の間伐計画で、将来の管理をどのように担保するのですか。 . . . . .                    | 120 |
| 問60. 物品の遮蔽措置について、廃棄物などは法律で保管基準がありますが、それ以上に<br>必要になるのですか。 . . . . .   | 120 |
| 問61. 太陽光発電施設の遮蔽について、どこまで行えばよいですか。 . . . . .                          | 120 |
| 問62. 携帯電話の鉄塔の受信設備等は彩度の規定を満足しなければなりません。 . . . . .                     | 121 |
| 問63. 溶融亜鉛メッキ塗装等、彩度の規定で判断できない場合はどうなりますか。 . . . . .                    | 121 |
| 問64. 工作物の色彩について、手引では深緑色が望ましいと記載されていますが、<br>他の色では許可になりませんか。 . . . . . | 121 |

## 【条例の運用、管理について（問65～問76）】

|                                                                                      |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 問65. 許可を受けた行為における変更処理の取扱いはどうになりますか。 . . . . .                                        | 121 |
| 問66. 検査は全ての行為で行いますか。 . . . . .                                                       | 121 |
| 問67. 県内一律の基準である個別法との調整は、どのように行いますか。 . . . . .                                        | 122 |
| 問68. 許可の申請の窓口を流域の市町にしたのはなぜですか。 . . . . .                                             | 122 |
| 問69. 申請手続き、審査、許可などの流れはどうになりますか。 . . . . .                                            | 122 |
| 問70. 審査期間はどれくらいかかりますか。 . . . . .                                                     | 122 |
| 問71. 複数年に渡って、残土置場の造成を行う場合は、一回の行為の規模が下回れば除外に<br>なりますか。 . . . . .                      | 122 |
| 問72. 継続している既存の不適格行為に対する対応はどうになりますか。 . . . . .                                        | 122 |
| 問73. 規則第30条第4項に規定するただし書について、許可申請書類及び図書の一部を<br>省略できる場合はどのようなときですか。 . . . . .          | 123 |
| 問74. 回廊地区に電柱を設置することはできないのですか。 . . . . .                                              | 123 |
| 問75. 回廊地区における電柱の建替で高さが13mを超える場合はどうなりますか。 . . . . .                                   | 124 |
| 問76. 四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるもの<br>として知事が認める場合」とはどのような場合ですか。 . . . . . | 124 |

問1. この制度の趣旨は何ですか。

(答) 昭和58年9月12日全国放送のNHK特集「土佐四万十川 清流と魚と人と」を契機に四万十川ブームが全国に広がり、多くの来訪者が流域に訪れるようになりました。しかし、それと同時に水質や周囲の景観に対し、「がっかりした」といった声も多く聞かれるようになってきました。

実際に調査してみると、確かに四万十川沿いに廃車が野積みされたり、土取り行為により山肌が剥き出しになったりと、四万十川の風景にそぐわない行為がいくつか見受けられます。このような背景から、四万十川の価値を決定づける重要な地域を「重点地域」として指定し、民間の方々が開発行為などを行う際に、「生態系と景観の保全」に配慮していただくための制度です。

【条例の規定について 問2～問20】

問2. 原生林保全地区を指定しないのはなぜですか。

第11条第6項

(答) 流域における原生林の調査及び各市町への意見照会の結果、原生林に相当する森林は全てが国有林となっており、国が遺伝資源保存林や自然観察教育林、風景林などとして何らかの保全措置を講じていることから、あえて指定する必要性がないと判断しました。

また、「原生林」の定義としては、純然とまったく手付かずの木々が生えている地区というのではなく、そういった木々が数多く残されている地区や、景観面などからも貴重であるような林を想定しています。

※原生林

生態学的には、200年から300年の間に渡って人の手が全く加わっていない林ですが、実際は人工植樹なしで育成している林を原生的な林として、天然生林と表現したりしています。

問3. 主要支川の選定はどのような理由で行いましたか。

第2条第3項

(答) 主要支川は5支川ありますが、以下のような理由から選定しました。

- ① 梶原川：一次支川のうち河川の長さが一番長いため
- ② 北川：本川の源流域を構成（裏源流）しているため
- ③ 広見川：源流域が愛媛県にあり、愛媛県との連携が必要なため
- ④ 目黒川：源流域が愛媛県にあり、愛媛県との連携が必要なため
- ⑤ 黒尊川：豊かな生態系や清流が維持され、四万十川の目指す川の姿をとどめているため

問4. 「回廊地区」及び「保全・活用地区」の指定は、どのような考え方で行いましたか。 第12条第7項

(答)

○回廊地区

- ① 源流点から河川法に基づく起点までの間は、川幅も狭く、河川内の民地の影響が小さいため、河川の官民境界から、周囲10mまでとしました。
- ② 河川区域にあつて、本川、主要支川に沿って国道、県道、市町道、鉄道がある場合には、道路、鉄道敷地の「川側の肩」まで、なお、道路がない場合には、対岸の道路と同じ標高（高さ）までとしました。ただし、市町道であっても、車の通れないような里道を含んでいる場合、又は川沿いの他の道路との連絡が十分でない路線は対象外とします。また、農道、林道についても対象外とします。

○保全・活用地区

可視線の調査を行ったうえで、本川及び主要支川沿いの道路から見える山の尾根（第一稜線をイメージ）沿いに指定しています。

また、市街地を横断するような重点地域の線引きは、市街地であれば区画道路を、その他は両側の尾根を直線的に結んでいます。



問5. 重点地域の「回廊地区」と「保全・活用地区」の境の線引きは、主に川沿いの道路を基準としていますが、道路改良によるバイパス化等のたびに告示を改正するのですか。 第12条第10項

（答）重点地域の告示は、「次の図面（青色：回廊地区、黄色：保全・活用地区）」のとおりとしており、作成時の地形図における道路を基準としています。

この「次の図面」は、参考扱いとしており、流域市町の担当課、県林業振興・環境部（自然共生課）で閲覧することができます。

仮に道路がバイパス化されたとしても、元の川沿いの旧道が指定のラインとなりますので、参考図書と現地とで確認することとなります。

問6. 告示の際、「次の地図」を参考扱いとしたのはなぜですか。また、現地での境界はどのように確定するのですか。 第12条第7項

（答）四万十川条例は、極めて広大な区域を重点地域に指定しており、全ての区域を測量することは、膨大な費用を伴い現実的でないため、既存の森林基本図1/5,000を活用することとし、県立自然公園と同様に参考扱いとしました。

なお、現地での境界の判断は、地図上及び以下のイメージのとおり運用します。

- ①山間部：第一稜線までの区域
- ②谷 部：両側の稜線を結んだ区域
- ③市街地：両側の稜線の見通し上で、かつ区画道路沿いの区域

問7. 条例制定時の「土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。」から、「土地の開墾」を除外したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

（答）条例制定時は、土地形状の変更に匹敵するような大規模な農地開発などを想定していましたが、流域の実態をみるなかで、そうした事例があまり想定されないことから、また、田畑を開くなどの小規模な開墾は農業振興や農山村風景の観点からも好ましい行為であり、景観上も特段の問題はないので、除外することとしました。

問8. 条例制定時から、新たに「建築物の外観の模様替えをすること」「建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更をすること」を追加したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

（答）四万十川条例の趣旨に沿い、より景観を重視した行為制限を行う目的から、国土交通省の景観ガイドラインや他県の景観条例などを参考に、周囲の景観への影響が大きな行為を新たに位置づけました。

また、管理上の塗り替え行為等への配慮から、明らかに基準（彩度のマンセル値10未満）を満足するような色彩の変更は除外しています。

問9. 条例制定時から新たに「屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。」を追加したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)は、防災や公衆衛生の保全が目的であり、景観上の視点がありません。しかし、流域沿いの事例(廃棄物の野積み等)を見ると、周辺の景観への影響が大きいことから、これらの行為も許可の対象とする必要があると判断しました。主として四万十川の景観を守るため、周囲へ生け垣などを植栽することにより、遮蔽を義務づけるものです。

※廃掃法との関係

廃掃法では保管基準に基づき審査を受けることとなっており、高さの制限については安全面からの規制となっています。

調査事例(H15年度)

- ・自動車1,600件、家電製品700件、タイヤ1,600件、金属くず4,400件など  
(旧中村市5,315件、旧西土佐村2,211件、梶原町1,239件、旧窪川町1,053件、旧東津野村1,019件、旧十和村807件、旧大正町563件、旧大野見村303件)

問10. 条例制定時に適用除外区域と想定していた「市街地」を四万十市の用途区域のみに限定したのはなぜですか。 第13条第5項、第14条第2項

(答) 役場所在地などは許可の対象案件が比較的多くなるものと想定されますが、四万十川と一体となった地域振興の観点から、各市町の振興の核となる区域であり、条例の趣旨に沿った保全の仕組みを適用することが望ましいと判断しました。

また、四万十市の用途区域については都市計画法によりその土地の用途に沿った規制が行われており、あえて条例で規制する必要はないため、除外しました。

※市街地

都市計画法では、50ha以下のおおむね整理された土地の区域ごとの人口密度が40人/1ha以上の区域が連担し、その区域内の人口が3,000人以上などと定められています。

問11. 災害の防止機能、水害の防止機能、水源のかん養機能を既存法に委ねた根拠は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 流域の都市計画区域(四万十市、四万十町)においては、3,000㎡以上から都市計画法が適用となり、その他の地域の1ha以上の開発行為などは、都市計画法と森林法が適用されます。また、森林法では1haを下回るような小規模な開発では、崩壊などの危険性が低いといった検証もあります。

そこで、既存法との重複による申請事務の複雑化や申請者への負担の軽減の必要性、更には振興への配慮のため、既存法の許認可の写しを提出していただくことで、四万十川条例でも許可としました。

問12. 制限行為の許可をしようとするとき、市町の長にどのような意見を聴くのですか。 第13条第3項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 地域の実情にあった許可基準制度の運用を行うため、各市町における総合計画等において当該行為地の位置づけや、まちづくり、地域の環境保全に沿った行為となるよう、意見を聴くこととしています。

問13. 通常管理行為、軽易な行為とはどのような行為をいうのですか。 第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

(答) 通常管理行為は、清掃や草刈り、機器の点検など、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為です。

軽易な行為とは、別に定める知事の許可を要する規模又は日数を下回る行為のことをいいます。

問14.

許可基準制度の運用を開始することで、地域の住民生活にはどのような影響がありますか。

第13条第6項、第14条第2項

(答) 一定の規模を超える鉱物の掘採や土石の採取、土地の形状変更、建築物や工作物の建築などの行為は、知事への許可申請が必要となります。

住民の方が自宅を建築する行為や農林漁業を営む行為は基本的に除外されますが、店舗を兼ねた住宅で規模の大きなもの（店舗部分の面積が100㎡以上など）や100㎡を超える倉庫（農業用なども含む）などの建築は許可の対象となります。

条例の目的は、流域の保全だけではなく地域の振興でもあり、説明会における住民の方のご意見などをもとに、次の①～④の行為については、流域に住む住民の方々が行う場合は適用しないこととしています。

- ①住宅と店舗を兼ねる住宅（店舗部分の床面積が全体の2分の1未満で100㎡未満）の建築
- ②農業を営む行為：用途を変更しない農地の改変（せまちなおし）や農道整備、農地における支障木の伐採、桑、茶、果樹の植樹・伐採する行為
- ③林業を営む行為：作業道の整備、人工林の間伐、保育、主伐する行為に附帯して行う行為、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）や薪炭林（シイ、カシ等）などを伐採する行為
- ④漁業を営む行為：支障木を伐採する行為

問15. 罰則はないのですか。

第49条、第50条、第51条

(答) この条例では、流域の住民の方々をはじめ流域市町や国などすべての関係者が手を携えて、人と自然が共生する循環型の地域社会を創ることに理念をおき、住民の合意と住民の自発的な行為により流域の保全と振興が図られることを目的としています。また、既存法では管理されない小規模開発等をも対象としているため、申請件数も年間80件程度を想定しています。

このため、罰則を設けて争うような制度にすることは、審査期間を長期化するだけでなく、違法な行為に対して多大な労力と費用を費やすこととなり、本来の目的である振興につながるような運営に支障を来すこととなります。

罰則は設けませんが、違反行為があった場合は、①行為者に報告や資料の提出を求めること（第49条）②立入調査の実施（第49条）③中止命令や原状回復命令（第50条）④命令に従わない場合はその旨や行為内容の公表（第51条）の措置をとることができます。

問16. 条例第52条の「損失の補償」とはどういう意味ですか。

第52条

(答) 行為の制限等により、許可を受けることができないために、又は条件を付せられたために、損失を受けた者に対して、県は、通常生ずべき損失を補償することとしています。

許可基準制度を運用するに当たり、人命や財産を守る権利に対し、生態系や景観の保全は新しい権利となりますが、近年では生態系や景観といった観点は社会的にも認識が高まっており、本基準については、財産権に内在する受認の範囲と考えています。よって、当該事例が生じないよう、申請を受け付けた段階から十分な調整を行っていきたいと考えています。

問17. 生態系や景観を保全するために要する費用に対し、財政的な援助はありますか。

(答) この条例では住民の方々の保全への理解と自主的な取組によって流域を保全し、このような地道な取組の結果、保全された豊かな自然やその恵み、あるいは沈下橋や昔懐かしい農山村の風景などの貴重な資源を活かして地域の振興を図ることを目的としています。

生態系や景観の保全に配慮していただくことで、場合によっては費用負担を伴う場合がありますが、四万十川条例では、援助の制度を設けていません。

四万十川流域の生態系や景観の価値をご理解いただき、これらを保全することで四万十川の恵みを流域



住民の皆さんが享受できると考えています。

なお、大きく費用負担を伴うような事項については、許可の基準とせず、配慮要請項目とし、許可時にお願いすることとしています。

問18. 規制の内容については、住民の意見を反映しましたか。

(答) 基準の案の作成に当たっては、平成17年5～6月と11月の2回にわたり、流域の8地区(旧市町村単位)で住民や建設・建築業、農協、漁協、森林組合、商工会、砂利採取業者などを対象に延べ24回の説明会を開催しました。

説明会では、四万十川やその流域の保全を行っていくことに対しては、総じて支持していただけたようですが、基準の内容については地域に住んでいる方々からさまざまなご意見をいただきました。住民の方からいただいたご意見をもとに出来る限り地域の実情を反映し、一部修正を加えながら作成してきました。

※説明会におけるご意見を踏まえ、見直した主な点

- ① 建築物等の建築(回廊地区における建蔽率の見直し 20%→60%へ緩和)
- ② 天然林の伐採(椎茸原木や薪炭林を伐採する行為を林業を営む行為として除外)
- ③ 農地の嵩上げ(農業を営む行為として許可の対象から除外)

問19.

許可が必要な工作物に、「太陽光発電施設」を追加したのはなぜですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 平成24年7月の固定価格買い取り制度(FIT)の開始以降、全国的に太陽光発電施設の設置が増加しています。四万十川流域においても、太陽光発電施設の申請が増加しており、四万十川の風景にそぐわない状況となっているため、設置に際しては景観の保全に配慮していただくよう、明記しました。

問20.

既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設はどうなりますか。

(答) 既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設は、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

なお、※住宅に設置する場合は許可の対象から除外となります。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

## 【行為の定義 問21～問34】

問21.

土地の形状の変更で、高さ1m以上の盛土、2m以上の切土とは、どこの高さをいうのですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 高さについては、最大値で判断することとしています。

問22.

事業所や店舗と住居を兼用するような場合はどのような取扱いになるのですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 住民が住むための住宅については対象から外していますが、事業所や店舗などを兼ねる住宅については、一般住宅とは異なり、その用途から周囲の景観に影響が大きいと考えています。また、四万十川を利活用した事業も想定されることから、四万十川の景観に配慮していただくこととしています。その場合には、事業所などの専有面積が延べ床面積の1/2以上、又は、面積が100m<sup>2</sup>以上の規模に限って、許可の申請を必要としています。

問23. 天然林の伐採を制限していますが、どのようなものが対象となるのですか。 第13条第1項

(答) 天然林は、針葉樹林(スギ、ヒノキ)と竹林を除いた樹林としています。又、里山の維持に欠かせない、シイタケの原木(クヌギ、コナラなど)や薪炭林(シイ、カシなど)を住民が伐採することについては、林業を営むために行う行為として除外しています。

問24. 針葉樹をスギ、ヒノキに限定したのはなぜですか。 第13条第1項、第16条第1項

(答) 四万十川の川沿いの魅力は、天然の河畔林が雄大な川沿いに連なっているところにあり、これらの河畔林を伐採し、代わりに針葉樹などを密に植え、その後放置されるような行為は、四万十川の景観を損なうばかりか、森林の荒廃にもつながります。このため、一定規模以上の植樹が産業林として想定されるすぎ・ひのきを限定的に定めています。

※主に林業の対象となる針葉樹

- ①マツ(梁など木材として利用されるが、民間の植樹は想定外)
- ②モミ、ツガ(1,000m程度の高地で生育)
- ③カラマツ(高知では希少)

※主に緑化に用いられる針葉樹

公園や生垣に用いられる樹木が多数あり、外来種が多い。

問25. 一時的な仮設構造物はどのような扱いになりますか。第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

(答) 一時的な仮設の建築物や工作物等については、生態系や景観への影響も一時的なものと考えられるため、存続期間が1年を越えないものについては、除外しています。

問26. 住民が住宅を建築する行為や農業・林業・漁業を営むための行為を除外したのはなぜですか。 第13条第6項、第14条第2項

(答)

○住民が住宅を建築する行為

基本的に住民の方々の生活を制限するものではなく、又、個人が行う行為であって大規模なものが想定されないことから除外しています。

○農業・林業・漁業を営むための行為

農山村の風景を保全することが地域の振興にも寄与するため、地域の生業である農林漁業そのものから生まれる景観に価値を位置づけています。農林業のための土地の改変であっても景観上は大きな変化はなく、また、住民が行う行為であって擁壁等を伴うような大規模な行為は想定されません。なお、公共事業と関連した行為については、規模が大きくなることも考えられますが、行政側で配慮することとし、円滑な運営を図る視点からも除外しました。また、ビニールハウスや、農作物の安定栽培、病害虫防除のための工作物も農業振興の観点から除外しています。

問27. 条例制定時、対象外と想定していた倉庫を対象にしたのはなぜですか。 第13条第6項、第14条第2項

(答) 四万十川条例を制定したときに作成した「四万十川条例のあらまし」では、「倉庫」、「作業小屋」は、農林水産業を営むために附随する行為として規制の対象外と考えていました。

しかし、現実には川沿いに建築された大規模な倉庫や作業小屋は屋根や壁の色彩が必ずしも四万十川の景観に馴染んだものとはなっていないのが現状です。

従って、倉庫であっても建築面積が100㎡以上の規模になれば、周辺への景観上の影響が大きいことから許可を要することとしています。

※農業用倉庫について

須崎農業振興センター：ほとんどの農家が近代化資金（融資）を受けて設置していると思われ、規模の大きい倉庫は消防法の対象となります。

J A 高知はた、J A 四万十：倉庫の規格や取り決めは特になく、農家が直接業者に発注するか、農協を通す場合もあります。

全農・高知市住宅政策課：大半の農家がスレートに塗装しており、赤や青を深緑や茶系に変えることは可能と思われます。

問28. 第13条第6項第2号の「附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等」とはどのようなものを想定しているのですか。また、附帯せずに、自己の住宅のために進入路の拡幅を行う場合はどうなりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民の※住宅の建築等に附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されず、生態系や景観への影響も小さいため除外としました。また、附帯して行わない住宅のための行為（同一敷地内での行為を除く）については、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問29. 住宅の裏山を切ったり、土地の形状を変更する行為は対象になりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民が※住宅の同一敷地内で裏山を切ったり、裏庭を広げたり、宅地を広げたりといった行為は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されないため、除外となります。「条例第13条第6項第1号その他の行為」に該当します。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問30. 住宅の敷地内に工作物等を設置する行為は対象になりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民が※住宅の同一敷地内で設置する行為（住居の屋根に工作物等設置する場合を含む）は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されないため、除外となります。

なお、住宅と同一敷地ではない場所に住民が設置する場合は、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問31. 住宅の同一敷地内の判断基準はどうなりますか。

（答）※住宅の同一敷地内とは、地番等とは関連せず、土地の利用形態、管理状況等から住宅と一体的に利用されていると社会通念上判断される敷地となります。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問32. 条例制定時に除外していた“せまち直し”は、どうなりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）“せまち直し”とは、2枚の小さな田を1枚にする行為で、高い方の土地を低い方へ合わせます。基本的に外周は変えずに中だけ変え、高さの基準はありません。

また、上流域においては地形が急峻であり、利便性を高めるために、1枚の田をそのまま嵩上げする事例が数多くありますが、用途が変わらなければ景観を大きく損なうこともありません。よって、せまち直しの基準を「用途を変更しない農地の改変」として、除外することとしました。



問33. 公共事業の取扱いはどうになりますか。 第13条第8項、第14条第2項、第16条第3項

（答）県が実施し、又は助成を行う事業については、H16年8月に公表した「高知県四万十川流域環境配慮指針」に沿って事業を進めることとしており、国及び流域市町の事業については、同様の配慮を要請しています。また、流域市町は、H17年4月に県と同様の環境配慮指針を策定しています。よって、県から助成を受けた民間の団体については、公費の取り扱いから県の環境配慮指針も遵守していただき、民間の許可基準も守っていただくこととなります。

また、公共事業のなかで行われる任意仮設等（土取場、残土置場、資材置場、現場事務所など）の民民の契約の元に行われる行為については、民間の見本となる必要性から、最低限、民間の許可基準は守っていただくこととしています。なお、災害復旧のような緊急を要するものについては除外しています。

問34. 対象行為が重点地域へ接していたり、一部入っている場合の適用はどうになりますか。

（答）重点地域の区域は、概ね山の尾根で区切られることから区域外の影響は小さいと判断し、区域に入っている部分のみの規模を対象としています。

※都市計画法

H13の法改正により、開発等の漏れをなくす観点から区域内と区域外を合計した規模が対象となっています。

## 【規模などの基準 問35～問38】

問35. 回廊地区と保全・活用地区の違いは何ですか。

第12条第7項

（答）回廊地区は、川から川沿いの道路や鉄道までの区域、保全・活用地区は、その道路や鉄道から第一稜線までとしています。いずれの地区も四万十川の生態系や景観にとって重要な地区ですが、特に回廊地区は、四万十川の財産価値を決定付ける最も重要な地区として、自然はできるだけ残し、改変した場所は極力復元することを目指すことから、行為地以外の場所では目的を達成できないものに限定し、許可を要する規模も厳しくしています。

問36. 物品の集積関係は、廃掃法との調整はどうになっていますか（面積基準、管理基準、対象行為）、また、集積期間などはどのように考えていますか。

第13条第1・6項、第14条第1・2項、第16条第1・2項

（答）廃掃法には、面積基準がなく一般的に不要となったものは全て廃棄物となります。その内、家庭などから出るものを一般廃棄物、事業活動に伴って生じたものを産業廃棄物といいます。

また、管理基準については、流出や飛散防止の観点から、高さの制限や囲いの義務が設けられていますが、生態系や景観の視点がないたため、四万十川条例により、別途規定しました。

集積や貯蔵の期間については、先進地の事例や周辺の景観への影響を考慮し、その存置期間が90日を超えないものは除外しています。

問37. 許可を要する規模の条件として、面積や高さに、〇〇m<sup>2</sup>以上とか〇〇mを超えるとありますが、その根拠は何ですか。

第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

（答）面積については、既存法令との整合性をはかり、「〇〇m<sup>2</sup>以上」とし、高さについては、構造物などを築造することから、m単位までは行為を可能とし、基本的に「〇〇mを超える」と定義しています。

※自然公園法：普通地域は高さ・面積ともに「超える」特別地域は「全ての行為」  
森林法：「超える」、都市計画法：面積は「以上」  
建築基準法：高さ「超える」など（ケースによっては以上も）

問38.

許可を要する面積規模（10m<sup>2</sup>以上、100m<sup>2</sup>以上、1000m<sup>2</sup>以上）の根拠は何ですか。

第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

（答）面積規模の考え方は、他県の先進事例や実際に四万十川流域で開発行為等が行われている事例調査の結果から定めています。

川沿いの「回廊地区」においては、行為地以外の場所では目的が達成できないものに限定し、基本的に規模の基準は、100m<sup>2</sup>以上（流域の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が大きな規模）としていますが、土石の採取や工作物の建築、廃棄物の集積の行為は、景観への影響が大きいものについては、全ての行為を審査したいため、面積を10m<sup>2</sup>以上、高さ1.5m（人の目線）を超える行為を対象としています。

また、「保全・活用地区」では、基本的に1,000m<sup>2</sup>以上（実際のコンビニエンスストアやガソリンスタンドの事例調査）とし、景観への影響の大きい土石の採取や工作物の建築、廃棄物の集積の行為は、高さも併せて規定しています。また、高さについては、人の目線（1.5m）や平屋建ての軒高（3.0m）をイメージして規定しています。

なお、建築物は構造上規模が限定されるため、回廊地区、保全・活用地区ともに建築面積100m<sup>2</sup>以上とし、高さも3階建て以上を対象とするため、10mを超えるものと規定しています。

### 【審査の基準 問39～問64】

■生態系の保全（問39～問48）

■景観の保全（問49～問64）

問39.

許可条件と配慮要請項目の位置づけはどのように運用するのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）許可条件は、実際に開発行為などを行う際に、守らなければならない基準です。これに違反した場合には、条例の規定に基づき、報告を求められたり、立入調査や、行為の中止命令を受けたり、原状回復を科せられたり、それに従わない場合、最終的にその行為の内容が公表されたりします。

配慮要請項目は、許可の条件ではないので、前段のようなペナルティーは科せられませんが、生態系や景観を保全するためには必要な項目と考えています。しかしながら、申請者への負担が大きくなる場合や、流域へ一律的に規定することが望ましくない項目については、お願いする項目としています。

問40.

重要な動植物の保全について、自然環境保全法による特定植物群落とは何ですか。レッドデータブック（RDB）との関係はどうなるのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）自然環境保全法に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」のことで、その調査の一環として実施した「特定植物群落調査」は保護上重要な植物群落（原生林若しくはそれに近い自然林、希少な植物群落、郷土景観、南限北限など）の生育地の調査です。

RDBはこれらの既存の調査結果などをもとに作成されていますが、分布範囲が公表されておらず、その調査に多大の費用を要することから、配慮要請項目としています。

なお、RDBは、公共事業であっても小規模な工事に対しては費用が伴うために徹底されていないことから、1.0ha以上の大規模な行為に限定し、要請を行うこととしています。

※特定植物群落

規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものをいいます。四万十川流域に分布する環境省指定特定植物群落は、11か所あります。

表1 四万十川流域に分布する特定植物群落

| 名称              | 位置                   | 選定理由 |
|-----------------|----------------------|------|
| 八束のクサマルハチ自生地    | 中村市山路曾我神社            | B    |
| 黒尊山地の森林（ブナ林）    | 西土佐村三本杭・八面山から黒尊溪谷まで  | A    |
| 古屋山地のアカマツ林      | 十和村奥大道の古屋山国有林        | E・H  |
| 梶ヶ谷山のモミ林        | 十和村古屋山隣桜の梶ヶ谷山国有林     | A    |
| 四万十川のトサシモツケ群落   | 大正町田野々付近の四万十川岸       | D    |
| 市ノ又の暖温帯林（イスノキ林） | 大正町不動山北側の国有林         | A    |
| 久保谷山の森林（ツガ林）    | 梶原町久保谷山の窪川町境に近い上部    | A    |
| 四国カルストの草地植生（ササ） | 梶原町天狗の森以西大野々原までの稜線沿い | E    |
| 長沢ノ滝周辺の森林（ヒノキ林） | 梶原町、東津野村長沢ノ滝周辺       | A・B  |
| 鷹取山のモミ林         | 梶原町鷹取山と下鷹取山国有林       | A    |
| 不入山のブナ林とコウヤマキ林  | 東津野村不入山周辺と山麓溪谷ぞいの一部  | A・B  |

なお、以下の選定基準によって、特定植物群落を選定しています。

表2 特定植物群落選定基準

|   |                                                                                               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | 原生林若しくはそれに近い自然林                                                                               |
| B | 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群                                                                  |
| C | 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群                                         |
| D | 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの（特に湿原についてはもれのないように注意すること。）    |
| E | 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの（武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林。特に郷土景観を代表する二次林や二次草原についてはもれの無いよう注意すること） |
| F | 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの                                           |
| G | 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群                                              |
| H | その他、学術上重要な植物群落または個体群（種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等）                                             |

※日本の重要な植物群落（四国版）（環境庁編、1979）より

問41. 緩衝帯の配置について、20%の根拠は何ですか。第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）工場立地法（第1種地域：20～25%）などの基準を参考としています。開発行為などに伴う、騒音、振動、粉塵などの著しい影響を緩和させることを目的としています。

例えば、行為面積1,000m<sup>2</sup>の正方形の区域では、幅約1.7mの、10,000m<sup>2</sup>では約5.5mの緩衝帯が必要となります。



（答）振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えるとされており、特に産卵期や繁殖期などはその影響が大きくなります。

そこで、工事中における建設機械の低振動・低騒音型の使用やその他の方法により、振動・騒音の抑制を行うこととしています。四万十川条例では重点地域の全域に基準が一律適用となるため、低振動・低騒音型の建設機械を所有していない地元業者等への配慮が必要なことや現に保有している建設機械等が使用できなくなる可能性にも配慮し、その他の方法も可能としています。

また、配慮要請項目として、恒常的な振動・騒音の影響を軽減するため、事業に使用する原動機など、振動や騒音の発生源となる施設・設備についても、できる限り低振動・低騒音型とするようお願いすることとしています。

※公共事業においては、1億円以上とか、低振動・低騒音型建設機械使用を「学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等の施設の周辺等特に静穏が必要と認められる区域、人家が連担している区域、特に静穏が必要である区域」から工事箇所までの距離が30m以内の工事に限定しています。

（答）鉱物の掘採や土石の採取、土地の形状の変更の行為について、工事中や工事完了後の降雨時の濁水の発生により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池を設けることで土や泥を沈め、より濁りの少ない上水を川に流そうとするものです。

ただし、行為地の状況によっては設置が困難なことも想定されるため、流末への汚濁防止措置でも可能としています。

※（参考）沈砂池の規模のイメージ

- 1) 行為面積が1,000m<sup>2</sup>の場合：直掘りの場合（H1.0×W2.0×L8.0m）
- 2) 行為面積が10,000m<sup>2</sup>の場合：直掘りの場合（H1.0×W5.0×L20.0m）

（答）水は生物の生息・生育にとってかけがえのないものです。年間を通して流水があるような自然の谷において、降雨の流れを別の谷に流すことは、その下流の動植物の生息・生育環境を大きく変えるおそれがあるため、行為前の水の流れを保全するものです。

（答）生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように嫌う種がありますが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられています。

そこで、屋外照明には、昆虫が集まりにくい波長の短い光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとしています。

また、配慮要請項目として、周囲の生態系への影響を最小限とするため、また天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造としています。

なお、農作物の安定栽培及び病虫害防除を目的として屋外照明等を設置する場合は、除外しています。

問46.

し尿及び雑排水の処理は市町の役割ではないのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 下水道法では、施設整備後3年以内に、農業集落排水では、整備後速やかに接続することとされており、汚水処理の指導は、基本的に市町の役割となっています。

ただし、現状ではその普及率は改善されず、四万十川に関しては、条例上県の役割も必要と考えています。

問47.

濁水対策を講じるべき行為をする際、行為の「施行中」だけでなく「完了後」も許可基準の対象としたのはなぜですか。

第13条第2項・第14条第2項

(答) 許可行為の工事完了後に裸地から濁水が発生する場合があります、四万十川の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、行為完了後の濁水対策も講じていただくよう、許可基準を一部改正しました。

問48.

濁水対策について、どこまで行えばよいのですか。

第13条第2項・第14条第2項

(答) 濁水対策は、行為の内容、行為の規模、土質条件により異なりますので、申請ごとに判断してください。

なお、沈砂池を設置しない場合は、行為後の裸地の緑化、採石舗装、コンクリート側溝等で濁水対策を講じる必要があります。(沈砂池を設置する場合は、素掘り側溝を認めています。)

沈砂池及び排水施設の設計は、本手引の沈砂池の設計計算例や都市計画の開発技術基準等を参考にしてください。既存法の許可を得ている場合は、既存法の技術基準に準じてください。

問49.

裸地の遮蔽について、どこまで行えばよいのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 裸地の露出は、周辺の景観を著しく損なうため、主要な眺望場所(四万十川の本川又は本川沿いの主要な国道、県道)から見える裸地に限定し、遮蔽を義務づけています。この場合の眺望は、全国からの来訪者の視点や地域住民の方々が普段の生活で主に利用される場所からの眺望を考えています。

ただし、限定したとはいえ、場所によっては、遮蔽が困難となる可能性も十分考えられることから、ただし書きにより、「切土にあってこれにより難しい場合は、高さ10m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制する。」こととしています。

問50.

稜線の分断は、重点地域全域が対象となるのでしょうか。また、区域外であれば、建築物・工作物の建築は可能でしょうか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 四万十川から見通せる山の尾根を、人工的に改変することは、山と川が一体となった四万十川の景観を著しく損なうため、「保全・活用地区(重点地域の境界線)」を対象に稜線の分断を規定しています。

ただし、携帯電話の鉄塔や風力発電などの工作物は、景観上の影響が大きいものの、地域の振興にも欠かせないものであるため、申請地が最適地であり、流域の振興に資するものであると判断できる場合は、設置を認めることとしています。この場合でも、極力区域外へ設置していただくことと、色彩にも配慮していただくなど、稜線を分断することによる影響を最小限にとどめていただくこととしています。

なお、区域外への建築物や工作物の建築は可能ですが、位置や色彩について、同様に配慮していただくよう要請をします。

問51. 鉱物を堀削し、又は土石を採取する行為について、回廊地区での盛土及び切土の高さ規制（5m）は、どのように判断しますか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）川沿いの景観を保全するため、地形の改変を可能な限り抑え、また、川への土砂崩壊などの危険も避ける必要があることから、一般的に安定とされる小段の必要な高さ5mを、盛土及び切土の限界の高さとして規定しています。

問52. 法面等の緑化はなぜ必要ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）裸地の放置は周囲の景観への影響が大きいばかりでなく、降雨に伴い濁水も生じるため、苗木の植栽を原則とした法面保護を行っていただくこととしています。また、その際には生態系上、景観上もその地域に生息する植物が好ましいことから、在来種（一般的に外来種以外）に限定しています。

問53. 緑地の保全について「〇〇%以上」などの基準値はないのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）緑地の保全については、森林法（1ha以上20%）、都市計画法（3%、特例値6%）などがあるが、四万十川条例では小さな規模の行為にまで制限が及び、対象行為も多岐に渡ることから、基準値は設けず、表現で規定し、量や配置については行為毎に対応していきます。

なお、ガソリンスタンドなど構造上の問題が生じる場合を想定し、「原則として、在来種による緑地を配置すること」としています。

問54. 建築物の高さ、建蔽率はどのように考えているのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）四万十川沿いの景観を保全するために必要な項目として定めています。川沿いに建物が密集し、川と一体となった風景を阻害することを防止するため、自然公園法（第2種、第3種：3m）や他県の先進事例（仙台市：20m）等を参考に、高さの基準を定めました。建蔽率については、都市計画区域の調整地域や未線引き地域（主に農村地域）で、適用されている建蔽率60%を適用しています。

なお、新築に限定したのは、川沿いの道路がバイパス化されなかったため、結果的に回廊地区となった既存の商店街（旧十和村昭和地区、十川地区など）へ配慮する必要性から、また、増築・改築については既存の建物以上の建築行為が想定されないため除外しました。

問55. 建築物・工作物の色彩の根拠は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）制限色の強い項目であるため、色には限定せず、彩度について規定しています。基準では、原色などの奇抜な色（ビビッドトーン：マンセル値10以上）を避けていただくため、彩度のマンセル値を10未満としています。

※先進地事例：彩度の値に明度の値を加えた値が10以下

問56. 建築物の形態と素材を定めた理由は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）四万十川は、日本の原風景（農山村風景）が大きな魅力の一つであり、建築物の形の理想は日本建築的なものとなります。ただし、この基準には個人の主観や価値観が生じることから、基準として明確なものは定められず、表現で規定しています。

なお、配慮要請項目として、素材を日本瓦や自然素材、伝統素材などの使用に努めていただくよう要請していきます。



問57. 天然林の伐採制限について、シイタケの原木や薪炭林も対象となるのですか。  
第13条第2項、第16条第3項

（答）天然林は、四万十川の風景を決定づける重要な景観であるため、特に水辺の植生は原則残していただくこととし、全体の伐採率（面積の30%以下）で行為の調整を図っていただきたいと思います。

また、シイタケの原木（クヌギ、コナラなど）や薪炭林（シイ、カシなど）は里山の維持にもつながり、条例が目指す農山村風景の一部でもあることから、住民が林業を営む行為の場合においては、除外します。

※森林の最小区分

地域森林計画に基づき（市町村単位－林班－小班－施業番号）、基本的には林層や林種の違いですが、現状は明確ではありません。

問58. 間伐の計画がなぜ必要ですか。  
第13条第2項、第16条第3項

（答）四万十川条例でスギ・ヒノキの植樹を許可対象としているのは、スギ、ヒノキが決して悪いということを行っているわけではありません。ただ、将来収益が挙がるだろうという目的のみで、遊休地などにスギ・ヒノキを植林し、手入れも行わないまま放置されれば、将来的に土地が荒廃し、ひいては河川などの環境悪化につながるおそれがあるからです。そのため、下刈りや間伐の計画書の提出など、必要な措置を講ずることを前提として、スギ・ヒノキの植樹を認めようとするものです。

問59. 5年、10年先の間伐計画で、将来の管理をどのように担保するのですか。  
第13条第2項、第16条第3項

（答）将来のことを計画書をもって許可しようとする基準であり、実効性の担保に問題があります。ただし、前述したような事態が、将来発生した場合、許可の条件となっていることから改善命令等により適切な対処が可能となります。

問60. 物品の遮蔽措置について、廃棄物などは法律で保管基準がありますが、それ以上に必要になるのですか。  
第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）廃棄物などの野積みは、景観上極めて影響が大きいため、周辺の景観を損なわないよう、主要な眺望場所（四万十川本川又は本川沿いの主要な国道、県道）から見える行為地は、在来種による植栽又は木柵等により、安全上支障のない範囲で遮蔽をしていただくこととしています。この場合の眺望は、全国からの来訪者の視点や地域住民の方々が普段の生活に主に利用される場所からの眺望を考えています。

なお、土石、廃棄物、物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、荷重に対して安全であることが必要です。

問61. 太陽光発電施設の遮蔽について、どこまで行えばよいですか。  
第13条第2項、第14条第2項

（答）太陽光発電施設は、周辺の景観への影響が大きいため、主要な眺望場所（四万十川の本流又は本川沿いの主要な国道、県道）から見える範囲に限定し、遮蔽を義務づけています。例えば、夏期は樹木が繁茂し見えない行為地も冬期に落葉し、主要な眺望場所から見える場合は遮蔽措置が必要です。

このため、行為の完了時点において、参考事例のような在来種による植栽、木柵等により、第10章の「太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項」を参考に遮蔽措置を講じることとしています。

木柵等の工作物による遮蔽は、植栽との併用やスリットを設ける等、圧迫感の緩和により周辺の景観と調和する必要があります。

問62.

携帯電話の鉄塔の受信設備等は彩度の規定を満足しなければなりませんか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 規則第22条第3項(同第28条第3項)ただし書の規定を採用し、鉄塔の本体については許可基準を満足し、付属物については性能に支障をきたさない範囲とします。

※性能に支障をきたさない範囲とは、アンテナの受送信部を想定しています。

問63.

溶融亜鉛メッキ塗装等、彩度の規定で判断できない場合はどうなりますか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 手すりやフェンス等の溶融亜鉛メッキ塗装は、マンセル値相当の彩度が許可基準を満たしており、かつ、周囲の景観と調和する場合は溶融亜鉛メッキでも許可となります。

ただし、周辺の景観と調和しない場合は、許可基準を満たす色彩に塗装する必要があります。

問64.

工作物の色彩について、手引では深緑色が望ましいと記載されていますが、他の色では許可になりませんか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 手引書には、色彩の目安として深緑色と記載していますが、許可基準「マンセル値10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩」を満足する場合は許可となります。

○色彩の基準の運用(平成20年11月27日付20高環共第685号)

景観の保全における色彩の基準は、周辺の景観と調和する色彩を基調とすることとしています。これは建築物等の多岐にわたる行為に対する一律の基準として定めたものであり、そのなかでも、設置数が多く景観への影響が懸念される「電線路等の支持物」「電波塔」「自動販売機」については、これまでどおり、色彩を深緑色(5GY3/1)に統一して運用することを原則としています。

ただし、色彩を深緑色(5GY3/1)にすることが周辺の景観と調和しないと流域市町の長が判断した場合は当該市町、申請者、県の3者で協議の上、深緑色(5GY3/1)以外の色彩とすることが出来ることとしています。

なお、この場合においても、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩とする必要があります。

## 【条例の運用、管理について(問65～問76)】

問65.

許可を受けた行為における変更処理の取扱いはどうようになりますか。 第19条、第21条

(答) 許可申請書や別紙の基準項目の内容が変更となる場合については、変更許可申請書を提出していただき、その内容について、許可・不許可の処分を受けていただくこととなります。

なお、休止・廃止・未着手の手続きについても届出が必要ですが、廃止については生態系及び景観への保全を適切に行っていただいたうえで、届けを提出していただきます。

また、行為者の住所、氏名又は名称等の変更の場合にも別途届出が必要です。

問66.

検査は全ての行為で行いますか。

第20条第3項

(答) 全ての行為について検査を行います。大規模な行為や四万十川の自然景観や周辺の環境に影響を及ぼすおそれのある行為については、基本的に現地で検査を行います。また、それ以外の行為についてはにおいて完成写真等の書類をもって検査を行います。(P99(7)行為の完了検査を参照してください。)

問67. 県内一律の基準である個別法との調整は、どのように行いますか。

第46条第1項

（答）森林法や都市計画法などは、災害防止や水害防止などの視点を主としており、四万十川条例の生態系及び景観の保全基準とは、必ずしも合致していません。このことから、四万十川条例では条例第46条により、他法の許認可等にあって四万十川条例の規定に配慮していただくこととしています。

問68. 許可の申請の窓口を流域の市町にしたのはなぜですか。

第53条第1・3項

（答）指定する重点地域は、四万十川の源流点のある津野町から河口の四万十市までの5市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）の四万十川本川と支流の梶原川、北川、広見川、目黒川、黒尊川の川沿いから稜線までとなり、指定地域は約300km<sup>2</sup>に及び申請件数も80件程度／年が想定されます。

四万十川条例の趣旨を流域で広げていくには、地域での盛り上がりや自発的な行為につなげることが必要であり、そのためには流域市町の関わりが重要となります。また、上流から下流までの広い地域が対象となることから、申請や交付の窓口は住民に一番近いところが望ましいため、流域市町の意見を聴いたうえで、流域の5市町に許可権限を委任しました。

問69. 申請手続き、審査、許可などの流れはどのようになりますか。

第53条第1・3項

（答）流域5市町に知事の許可事務を委任しているため、申請から審査、検査まで全て市町の担当課が行います。

問70. 審査期間はどれくらいかかりますか。

（答）森林法（80日）や都市計画法（30日）、農地法（約2か月など）、建築基準法（木造7日、鉄骨2階以上21日）などを参考とし、標準処理期間を30日以内としています。

ただし、許可申請書の内容確認や記載内容の補正、また、他法の審査との調整が必要な場合には、30日を超える場合があります。

問71. 複数年に渡って、残土置場の造成を行う場合は、一回の行為の規模が下回れば除外になりますか。

（答）複数年にまたがる行為は、大規模な行為が想定され、生態系や景観への影響も大きくなります。また、他法により長期（5、10年など）の計画が承認されているような場合も同様に、全体の計画を行為の規模として取り扱い、全体計画において許可を要する規模を超えている場合は、一回の行為についても対象となります。また、明確な全体計画を持たないような行為については、現地の状況から判断します。

問72. 継続している既存の不適格行為に対する対応はどうなりますか。

（答）許可基準制度の施行日（平成18年10月1日）以前に着手した行為については、除外となりますが、周知期間（平成18年4月1日～9月30日）内に、事前の実態調査を行い、把握した既存の不適格行為については、パトロール体制や流域市町との連携、住民の協力を得て、改善していただくよう要請していきます。



問73.

規則第30条第4項に規定するただし書について、許可申請書類及び図書の一部を省略できる場合はどのようなときですか。

(答)「電線路等の支持物」、「電波塔（柱型式のものに限る）」、「看板、広告板、自動販売機等」を設置する際に提出を求めている「施行同意書」「土地登記事項証明書及び公図」については、申請者の事務処理の負担を軽減するため、次のとおり運用します。（平成18年11月27日付18高清環第374号）

(1) 施行同意書

上記工作物を更新する際に、新設時の承諾書など、当該行為の同意を得ていることを確認することができる書類が有効である場合に限り、その写しをもって施行同意書に代えることができます。

(2) 土地登記事項証明書及び公図

許可申請書に「この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。」と記載することで、当該行為地の所有権の確認は申請者の責任によることとし、土地登記事項証明書及び公図を省略することができます。

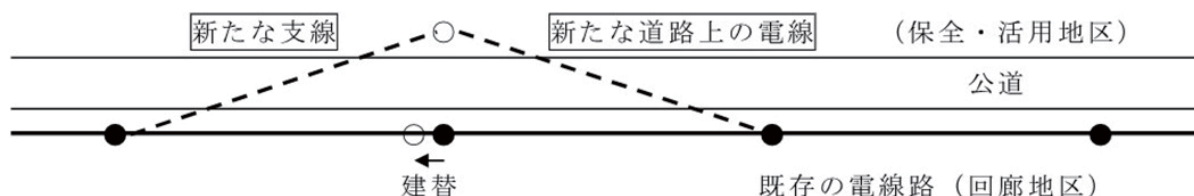
問74. 回廊地区に電柱を設置することはできないのですか。

(答) 回廊地区への電柱の設置について（平成18年12月18日付18高清環第425号）

電線路等の支持物は、四万十川条例施行規則第22条第3項の規定により、「原則として回廊地区には設置しないこと」としています。ただし、既存工作物の老朽化に伴う建替の場合は、次のとおり運用することとします。

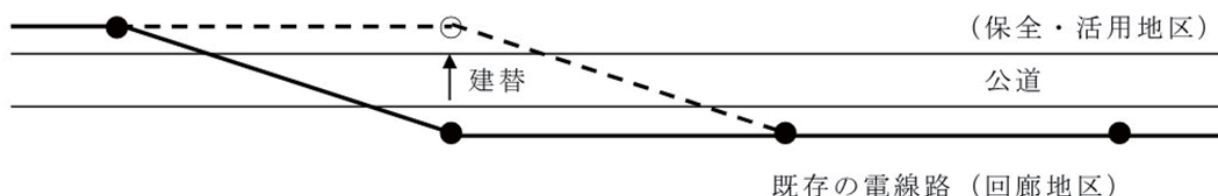
(ケース1：既存の電線路が回廊地区の場合)

既存の電線路の途中で建替を行う場合は、保全・活用地区へ移設することで、新たに既存柱への支線が生じるとともに、電線が道路上を横断し、周辺の景観を悪化させることから、回廊地区への建替を認めます。



(ケース2：既存の電線路が回廊地区ー保全・活用地区の場合)

既存の電線路が回廊地区（保全・活用地区）から保全・活用地区（回廊地区）へ道路上を横断している箇所而建替を行う場合は、既存の支線数と道路上を横断する電線路数が現状と同程度であり、周辺の景観を悪化することがないため、回廊地区の電柱を保全・活用地区へ建替えるよう運用します。



問75. 回廊地区における電柱の建替で高さが13mを超える場合はどうなりますか。

（答）回廊地区における工作物の高さは、四万十川条例施行規則第22条第3項の規定により、「13mを超えないこと」としています。ただし、既存の建替の場合で「電気設備に関する技術基準を定める省令」など、公衆の安全を図るための他法令の規定に基づき、やむを得ず13mを超えるときには、四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合」に該当します。

問76. 四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合」とはどのような場合ですか。

（答）問75に記載している電柱の建替や既存の建築物、工作物の建替等を想定しており、住民生活の安全性、利便性及び地域の振興を考慮して判断します。

高知県例規集で最新版の条例・施行規則を確認してください。

(高知県例規集へのリンク)

[高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例](#)

[高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則](#)



## 第 8 章

### 申請・届出様式等

ホームページ下方の許可制度の申請・届出様式をご覧ください。

## 第9章

### 設計計算例（沈砂池・排水施設）

## 第9章 設計計算例（沈砂池・排水施設）

### 1 沈砂地

以下の沈砂池の設計は、「防災宅地マニュアル事例集」を参考としたものです。  
なお、沈砂池は、対象とする造成区域の流末部に設置し、原則として堀込型としています。

#### ■ 行為面積1.0haの場合

#### 1) 設計条件

##### ① 流域面積(A)

流域面積  $A=1.00\text{ha}$   
造成区域面積  $a_1=0.80\text{ha}$   
現況区域面積  $a_2=0.20\text{ha}$

※行為区域外からの流入がある場合は、その面積を加えてください。

##### ② 平均流出係数 (C)

流出係数は、通常降雨を対象とするため、造成前の状態については $C=0.40$ とし、造成中および造成後の状態については $C=0.70$ を標準とします。流出係数が混合する流域の流出係数は、各面積の加重平均により算出します。

造成区域  $c_1=0.70$   
現況区域  $c_2=0.40$   
平均流出係数  $C = \frac{c_1 \times a_1 + c_2 \times a_2}{A} = \frac{0.70 \times 0.80 + 0.40 \times 0.20}{1.00} = 0.64$

#### 2) 沈砂池の設計

##### ① 計画雨水量( $Q_R$ )

沈砂池内の流量計算に用いる計画雨水流出量の算定公式は、原則としてブリックスの実験公式を用いています。

表1 ブリックス実験公式

|                    |                                             |
|--------------------|---------------------------------------------|
| 流域面積 1 ha未満        | $Q_R=R \cdot C \cdot A$                     |
| 流域面積 1 ha以上100ha未満 | $Q_R=R \cdot C \cdot A \cdot \sqrt[6]{S/A}$ |

ここに、

$Q_R$ ：計画雨水流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ ) …少数3位 (4位四捨五入)

$R$ ：降雨強度(60mm/h)=0.1667 ( $\text{m}^3/\text{sec} \cdot \text{ha}$ )

$C$ ：流出係数 ……少数2位 (3位四捨五入)

$A$ ：流域面積 (ha) ……少数2位 (3位四捨五入)

$S$ ：地表平均勾配 ( $S/1000$ で表される $S$ の値)

計画雨水量( $Q_R$ )の算定公式は、流域面積別に表2の公式を採用します。

ここでは、流域面積1ha以上3ha未満の式に該当します。

$$\begin{aligned} Q_R &= 0.1667 \times C \times (A)^{5/6} = 0.1667 \times 0.64 \times (1.00)^{5/6} \\ &= 0.107 \text{m}^3/\text{sec} \end{aligned}$$

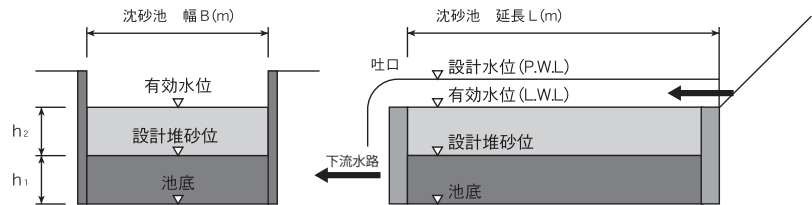
表2 計画雨水流出量算定公式

| 排水面積 (ha)     | 算定公式                               | 備考             |
|---------------|------------------------------------|----------------|
| 1 ha未満        | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A$       | 直線式            |
| 1 ha以上 3 ha未満 | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=1\text{‰}$  |
| 3 ha以上100ha未満 | $Q_R=0.2934 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=30\text{‰}$ |



## ② 沈砂池の形状及び断面

沈砂池幅  $B=5.0\text{m}$   
 沈砂池延長  $L=20.0\text{m}$   
 堆砂深  $h_1=0.50\text{m}$   
 有効水深  $h_2=0.50\text{m}$



短絡流と停流部を生じやすくするため、池の有効長さを有効幅の3倍以上とします。

$$\frac{L}{B} = \frac{20.0}{5.0} = 4.0 > 3.0 \dots \dots \dots \text{OK}$$

※堆砂深 $h_1$ は、管理上0.50～2.0mとし、有効水深 $h_2$ は、掃流現象による土砂流出を防ぐため0.50mを標準とします。

## ③ 設計堆砂位

沈砂池の設計堆砂量は、造成面積1.0haあたり $45\text{m}^3$ を基準としています。

$$\text{堆砂量} = 1.0\text{ha} \times 45\text{m}^3/\text{ha} = 45\text{m}^3$$

$$\text{設計堆砂量} = 5 \times 20 \times 0.5 = 50\text{m}^3 > 45\text{m}^3 \dots \dots \dots \text{OK}$$

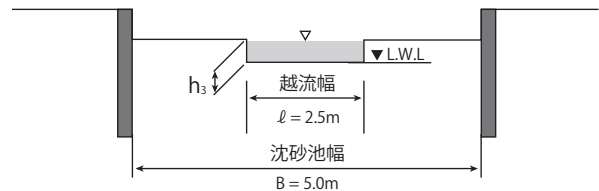
## ④ 越流水深

越流幅 $\ell=2.5\text{m}$ とすれば

計画雨水量( $Q_R$ )の越流水深( $h_3$ )は、

$$Q_R = 1.8k \times \ell \times h_3^{3/2} \text{ より}$$

$$h_3 = \left( \frac{Q_R}{1.8 \times \ell} \right)^{2/3} = \left( \frac{0.107}{1.8 \times 2.5} \right)^{2/3} \div 0.08\text{m}$$



## ⑤ 沈砂池内平均流速 [V]

$$\text{流水断面積}(W_A) = B \times h_3$$

$$= 5.0 \times 0.08$$

$$= 0.40\text{m}^2$$

$$\text{平均流速}(V) = \frac{Q_R}{W_A} = \frac{0.107}{0.40} = 0.27\text{m/sec} \dots \dots \dots \text{OK}$$

(標準流速0.25～0.35m/sec)

## ⑥ 沈砂池内の滞流時間 [T]

$$\text{滞流時間}(T) = \frac{L}{V} = \frac{20.0}{0.27} = 74\text{sec} > 30\text{sec} \dots \dots \dots \text{OK}$$

## ⑦ 吐口設計流量 [ $Q_M$ ]

吐口設計流量は、設計雨水量の2倍の量とします。

$$Q_M = 2 \times Q_R = 2 \times 0.107 = 0.214\text{m}^3/\text{sec}$$

沈砂池の吐口以外の天端高は、吐口設計流量を流下させるに必要な水位 (H.W.L) に表3の余裕高 (0.20m) を加えた高さとして。

表3 余裕高 ( $h_6$ )

| 区分 | 沈砂池の土留め方法              | 余裕高 ( $h_6$ )  |
|----|------------------------|----------------|
| a  | 矢板・板柵・コンクリート等で天端まで覆う場合 | 0.20m          |
| b  | 連さい工を天端まで施工する法面        | 0.30m          |
| c  | 張芝・種子吹付で保護する法面         | 0.40m          |
| d  | 木組み式パラペットを設置する場合       | パラペット天端から0.50m |

なお、吐口設計流量を流下させる吐口は、水位を低くするため、設計雨水量を流下させる吐口の越流幅より広くする次図のような断面とします。

$$Q_M = 1.8 \{ \ell \cdot h_4^{3/2} + (\ell_1 + \ell_2) h_5^{3/2} \}$$

ここに、 $Q_M$ ：吐口設計流量 (m<sup>3</sup>/sec)

$\ell$ ：計画雨水量越流幅 (m)

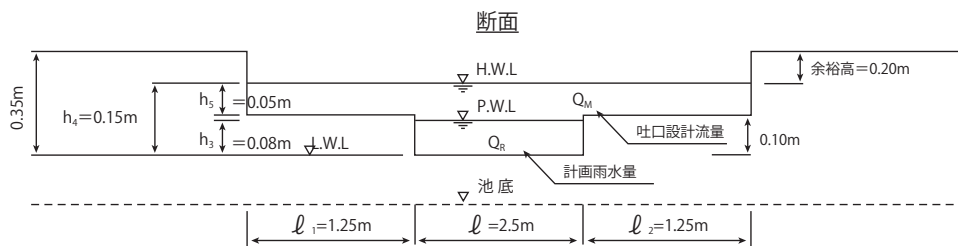
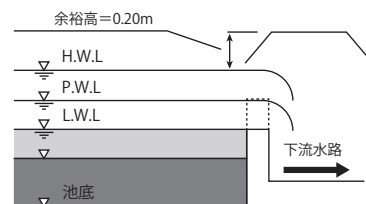
$\ell_1$ 、 $\ell_2$ ：吐口設計流量越流幅 (m)

$h_4$ ： $\ell$ に対応する越流水深 (m)

$h_5$ ： $\ell_1$ 、 $\ell_2$ に対応する越流水深 (m)

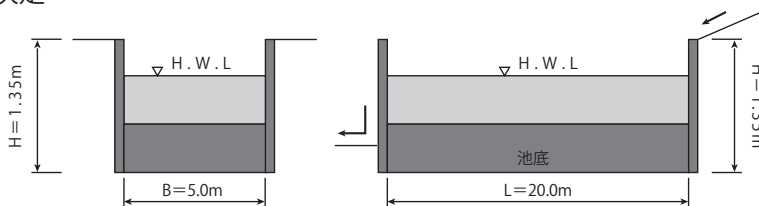
H.W.L：吐口設計流量を流下させるに必要な水位 (m)

P.W.L：有効水位 (吐口天端高) (m)



$$Q_M = 1.8 \{ 2.5 \times 0.15^{3/2} + (1.25 + 1.25) \times 0.05^{3/2} \} = 0.312 \text{ m}^3/\text{sec} > 0.214 \text{ m}^3/\text{sec} \dots \text{OK}$$

## ⑧ 沈砂池の形状決定



## 行為面積0.1haの場合

### 1) 設計条件

#### ① 流域面積 (A)

流域面積  $A = 0.10 \text{ ha}$

造成区域面積  $a_1 = 0.10 \text{ ha}$

現況区域面積  $a_2 = 0.00 \text{ ha}$

※行為区域外からの流入がある場合は、その面積を加えてください。

#### ② 平均流出係数 (C)

造成区域  $c_1 = 0.70$

現況区域  $c_2 = 0.40$

$$\text{平均流出係数 } C = \frac{c_1 \times a_1 + c_2 \times a_2}{A} = \frac{0.70 \times 0.1 + 0.4 \times 0.0}{0.10} = 0.70$$

### 2) 沈砂池の設計

#### ① 計算雨水量 ( $Q_R$ )

計画雨水量( $Q_R$ )は、ブリックス公式の流域面積 1 ha未満の式により算出します。

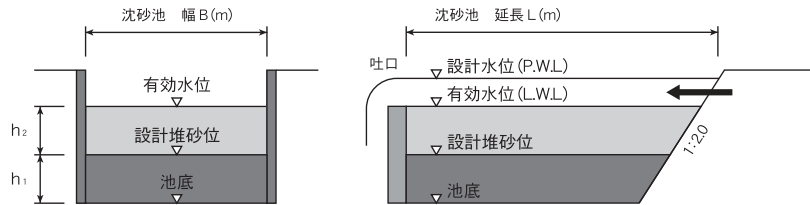
$$Q_R = 0.1667 \times C \times (A) = 0.1667 \times 0.70 \times (0.10) = 0.012 \text{ m}^3/\text{sec}$$

表4 計画雨水量算定公式

| 排水面積 (ha)    | 算定公式                               | 備考             |
|--------------|------------------------------------|----------------|
| 1ha未満        | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A$       | 直線式            |
| 1ha以上3ha未満   | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=1\text{‰}$  |
| 3ha以上100ha未満 | $Q_R=0.2934 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=30\text{‰}$ |

## ② 沈砂池の形状及び断面

沈砂池幅  $B=2.0\text{m}$   
 沈砂池延長  $L=8.0\text{m}$   
 堆砂深  $h_1=0.50\text{m}$   
 有効水深  $h_2=0.50\text{m}$



短絡流と停流部を生じやすくするため、池の有効長さを有効幅の3倍以上とします。

$$\frac{L}{B} = \frac{8.0}{2.0} = 4.0 > 3.0 \dots \dots \text{OK}$$

## ③ 設計堆砂位

沈砂池の設計堆砂量は、造成面積1.0haあたり $45\text{m}^3$ を基準としています。

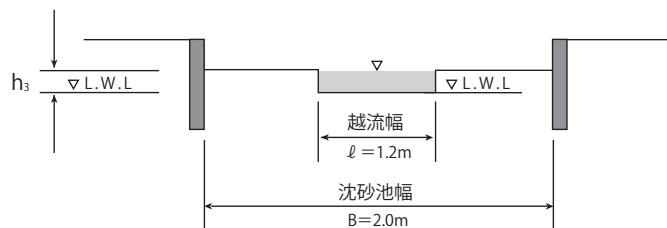
$$\text{堆砂量} = 45\text{m}^3/\text{ha} \times 0.1\text{ha} = 4.5\text{m}^3$$

$$\text{設計堆砂量} = B \times L \times 0.5 = 2.0 \times 8.0 \times 0.5 = 8\text{m}^3 > 4.5\text{m}^3 \dots \dots \text{OK}$$

## ④ 越流水深

越流幅  $\ell = 1.2\text{m}$  とすれば  
 計画雨水量( $Q_R$ )の越流水深( $h_3$ )は、  
 $Q_R = 1.8 \times \ell \times h_3^{3/2}$  より

$$h_3 = \left( \frac{Q_R}{1.8 \times \ell} \right)^{2/3} = \left( \frac{0.012}{1.8 \times 1.2} \right)^{2/3} \doteq 0.03\text{m}$$



## ⑤ 沈砂池内平均流速 [V]

$$\begin{aligned} \text{流水断面積}(W_A) &= B \times h_3 \\ &= 2.0 \times 0.03 \\ &= 0.06\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{平均流速}(V) = \frac{Q_R}{W_A} = \frac{0.012}{0.06} = 0.20\text{m/sec} \dots \dots \text{OK}$$

## ⑥ 沈砂池内の滞流時間 [T]

$$\text{滞流時間}(T) = \frac{L}{V} = \frac{8.0}{0.20} = 40\text{sec} > 30\text{sec} \dots \dots \text{OK}$$

⑦ 吐口設計流量 [ $Q_M$ ]

吐口設計流量は、設計雨水量の2倍の量とします。

$$Q_M = 2 \times Q_R = 2 \times 0.012 = 0.024\text{m}^3/\text{sec}$$

沈砂池の吐口以外の天端高は、吐口設計流量を流下させるに必要な水位 (H.W.L) に表5の余裕高 (0.20m) を加えた高さとしてします。



表5 余裕高 (h<sub>6</sub>)

| 区分 | 沈砂池の土留め方法              | 余裕高 (h <sub>6</sub> ) |
|----|------------------------|-----------------------|
| a  | 矢板・板柵・コンクリート等で天端まで覆う場合 | 0.20m                 |
| b  | 連さい工を天端まで施工する法面        | 0.30m                 |
| c  | 張芝・種子吹付で保護する法面         | 0.40m                 |
| d  | 木組み式パラペットを設置する場合       | パラペット天端から0.50m        |

なお、吐口設計流量を流下させる吐口は、水位を低くするため、設計雨水量を流下させる吐口の越流幅より広くする次図のような断面とします。

$$Q_M = 1.8 \{ \ell \cdot h_4^{3/2} + (\ell_1 + \ell_2) h_5^{3/2} \}$$

ここに、Q<sub>M</sub>：吐口設計流量 (m<sup>3</sup>/sec)

ℓ：計画雨水量越流幅 (m)

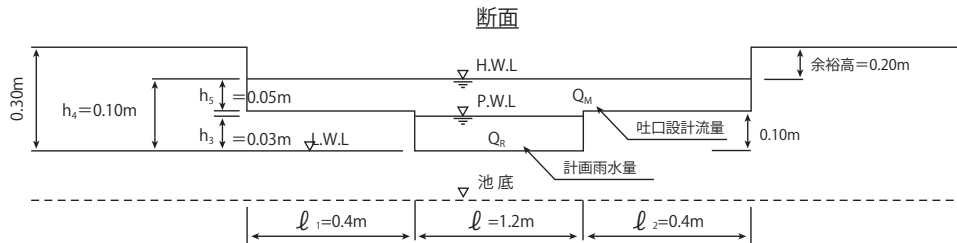
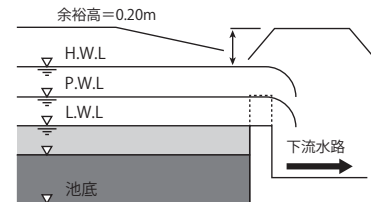
ℓ<sub>1</sub>、ℓ<sub>2</sub>：吐口設計流量越流幅 (m)

h<sub>4</sub>：ℓに対応する越流水深 (m)

h<sub>5</sub>：ℓ<sub>1</sub>、ℓ<sub>2</sub>に対応する越流水深 (m)

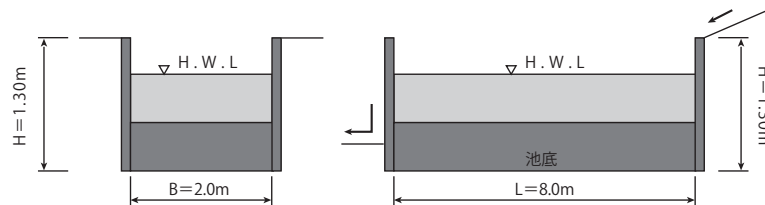
H.W.L：吐口設計流量を流下させるに必要な水位 (m)

P.W.L：有効水位 (吐口天端高) (m)



$$Q_M = 1.8 \{ 1.2 \times 0.10^{3/2} + (0.4 + 0.4) \times 0.05^{3/2} \} = 0.084 \text{ m}^3/\text{sec} > 0.024 \text{ m}^3/\text{sec} \dots \text{OK}$$

## ⑧ 沈砂池の形状決定



以下の排水施設の設計は、貯留施設を要せず濁水対策のみ検討する場合(事例1)と、貯留施設を必要とし一定の洪水抑制対策と併せて濁水対策を検討する場合(事例2)に参考とするものです。また、設計手法等については、行為によって及ぼす可能性がある影響を検討したうえでの参考としたものです。

なお、計算例として事例1及び事例2に記載する各種側溝は、排水路の形状や構造等について共通するものとしています。

### ■ 事例1

以下の排水施設の設計計算例は、貯留施設を設置しない場合に、行為の完了後の濁水対策として排水路を設置する場合に参考としたものです。

また、行為面積は1.0haとして計算しています。

#### 1) 設計条件

##### ① 流域面積 (A)

流域面積                    A=1.00ha  
 造成区域面積            a<sub>1</sub>=0.80ha  
 現況区域面積            a<sub>2</sub>=0.20ha

※行為区域外からの流入がある場合は、その面積を加えてください。

##### ② 平均流出係数 (C)

流出係数は、通常降雨を対象とするため、造成前の状態についてはC=0.40とし、造成中及び造成後の状態についてはC=0.70を標準とします。流出係数が混合する流域の流出係数は、各面積の加重平均により算出します。

造成区域                    c<sub>1</sub>=0.70  
 現況区域                    c<sub>2</sub>=0.40  
 平均流出係数

$$C = \frac{c_1 \times a_1 + c_2 \times a_2}{A} = \frac{0.70 \times 0.80 + 0.40 \times 0.20}{1.00} = 0.64$$

#### 2) 排水路の設計

##### ① 計画雨水量(Q<sub>R</sub>)

排水施設の流量計算に用いる計画雨水流出量の算定公式は、原則としてブリックスの実験公式を用いています。

表1 ブリックス実験公式

|                    |                                               |
|--------------------|-----------------------------------------------|
| 流域面積 1 ha未満        | $Q_R = R \cdot C \cdot A$                     |
| 流域面積 1 ha以上100ha未満 | $Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot \sqrt[6]{S/A}$ |

ここに、

Q<sub>R</sub>: 計画雨水流量 (m<sup>3</sup>/sec) ……少数3位 (4位四捨五入)

R: 降雨強度(60mm/h)=0.1667 (m<sup>3</sup>/sec・ha)

C: 流出係数 ……少数2位 (3位四捨五入)

A: 流域面積 (ha) ……少数2位 (3位四捨五入)

S: 地表平均勾配 (S/1000で表されるSの値)

計画雨水量(Q<sub>R</sub>)の算定公式は、流域面積別に表2の公式を採用します。

ここでは、流域面積 1 ha以上 3 ha未満の式に該当します。

$$\begin{aligned} Q_R &= 0.1667 \times C \times (A)^{5/6} = 0.1667 \times 0.64 \times (1.00)^{5/6} \\ &= 0.107 \text{ m}^3/\text{sec} \end{aligned}$$

表2 計画雨水流出量算定公式

| 排水面積 (ha)     | 算定公式                               | 備考             |
|---------------|------------------------------------|----------------|
| 1 ha未満        | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A$       | 直線式            |
| 1 ha以上3 ha未満  | $Q_R=0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=1\text{‰}$  |
| 3 ha以上100ha未満 | $Q_R=0.2934 \cdot C \cdot A^{5/6}$ | $S=30\text{‰}$ |

## ② 排水路の断面決定

排水路の開口部の幅は30cm以上を確保し、上流端の最小深さを30cm、排水路の最小勾配を0.4%として計画雨水量を満足する計算を行うこととします。また、排水路の断面積は、水深を8割として断面の大きさを検討します。

また、排水路の排水能力は、次式によって求めます。

$$Q=A \cdot V$$

ここに、

$Q$ ：排水能力 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )     $A$ ：通水断面積 ( $\text{m}^2$ )     $V$ ：平均流速 ( $\text{m}/\text{sec}$ )

上式における平均流速 $V$ は、次のマンニング式で求めます。

$$V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$$

ここに、

$V$ ：平均流速 ( $\text{m}/\text{sec}$ )

$n$ ：粗度係数

素掘り側溝（土仕上げ）：0.022

現場打ちコンクリート：0.015

プレキャストコンクリート製品：0.013

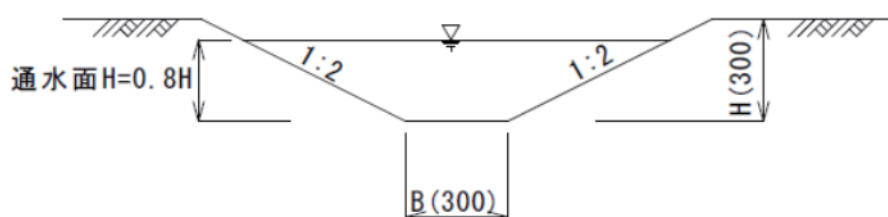
$R$ ：径深 (m) ( $=A/P$ ； $A$ ：通水断面積、 $P$ ：潤辺長)

$i$ ：流路勾配

以下に、排水路の構造については、素掘り側溝、現場打ちコンクリート側溝について、計算例を紹介します。

なお、プレキャストコンクリート製品を使用する場合は、現場打ちコンクリート側溝の計算事例を参考に粗度係数に留意して断面形状を決定してください。

## ア 素掘り側溝（法勾配1：2）



幅 (B) =0.3m、深さ (H) =0.3m、法勾配1：2、流路勾配 (i) =0.4%の素掘り側溝とすると  
通水断面積  $A$  ( $\text{m}^2$ )  $=0.8 \times 0.3 \times (0.3+2 \times 0.8 \times 0.3)$

$$=0.187 \text{ (m}^2\text{)}$$

径深 $R$  (m) を求めると上式より

$$R = (0.8 \times 0.3 \times (0.3+2 \times 0.8 \times 0.3)) / (0.3+2 \times 0.8 \times 0.3 \times \sqrt{1+2^2})$$

$$= 0.136 \text{ (m)}$$

粗度係数  $n=0.022$ を採用し

平均流速  $V$  ( $\text{m}/\text{sec}$ ) は、上式より

$$V = 1/0.022 \times (0.136)^{2/3} \times (0.4/100)^{1/2}$$

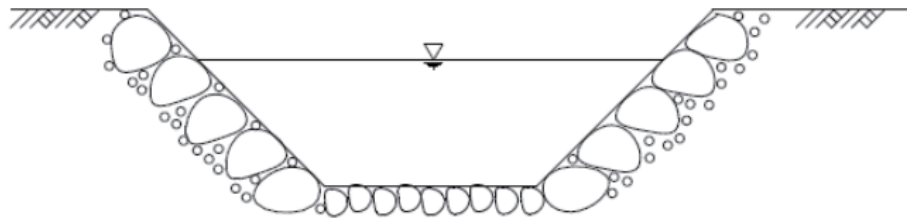
$$= 0.760 \text{ m/sec}$$



よって、排水能力  $Q$  (m<sup>3</sup>/sec) は  
 $Q = A \times V = 0.187 \times 0.760$   
 $= 0.142 \text{ m}^3/\text{sec} > Q_R = 0.107 \text{ m}^3/\text{sec} \dots \text{OK}$

したがって、砂又は砂質土の素掘り側溝の場合  
 幅 (B) = 0.3m、深さ (H) = 0.3m、法勾配 1 : 2 の断面以上の断面積、かつ流路勾配 (i) = 0.4% 以上の勾配を造成面積に応じて確保することとなります。

#### イ 素掘り側溝 (法勾配 1 : 1)



幅 (B) = 0.3m、深さ (H) = 0.3m、法勾配 1 : 1、流路勾配 (i) = 0.6% の素掘り側溝とすると  
 通水断面積  $A$  (m<sup>2</sup>) =  $0.8 \times 0.3 \times (0.3 + 1 \times 0.8 \times 0.3)$   
 $= 0.130$  (m<sup>2</sup>)

径深  $R$  (m) を求めると上式より

$$R = (0.8 \times 0.3 \times (0.3 + 1 \times 0.8 \times 0.3)) / (0.3 + 2 \times 0.8 \times 0.3 \times \sqrt{1 + 1^2})$$

$$= 0.132 \text{ (m)}$$

粗度係数  $n = 0.022$  を採用し

平均流速  $V$  (m/sec) は、上式より

$$V = 1 / 0.022 \times (0.132)^{(2/3)} \times (0.6 / 100)^{(1/2)}$$

$$= 0.913 \text{ m/sec}$$

よって、排水能力  $Q$  (m<sup>3</sup>/sec) は

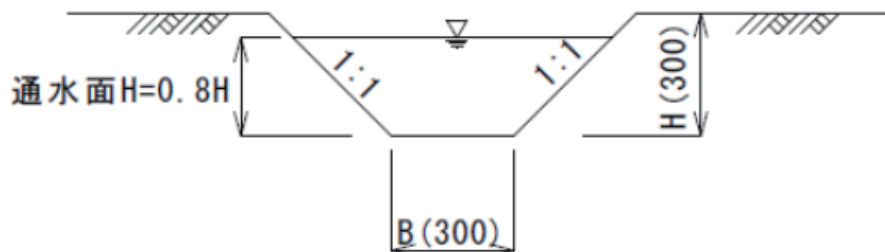
$$Q = A \times V = 0.130 \times 0.913$$

$$= 0.119 \text{ m}^3/\text{sec} > Q_R = 0.107 \text{ m}^3/\text{sec} \dots \text{OK}$$

したがって、堅硬な砂利又は粘土の素掘り側溝の場合

幅 (B) = 0.3m、深さ (H) = 0.3m、法勾配 1 : 1 の断面以上の断面積、かつ流路勾配 (i) = 0.6% 以上の勾配を造成面積に応じて確保することとなります。

また、ア、イとも、通水断面積が比較的大きな場合は、側面を石積、底は石張り又はコンクリート張りで保護します。



## ウ 現場打ちコンクリート側溝の場合

幅 (B) = 0.5m、深さ (H) = 0.3m、流路勾配 (i) = 0.4%の現場打ちコンクリート側溝とすると  
通水断面積 A (㎡) =  $0.5 \times 0.8 \times 0.3$   
= 0.120 (㎡)

径深R (m) を求めると上式より

$$R = (0.5 \times 0.8 \times 0.3) / (2 \times 0.8 \times 0.3 + 0.5)$$
$$= 0.122 \text{ (m)}$$

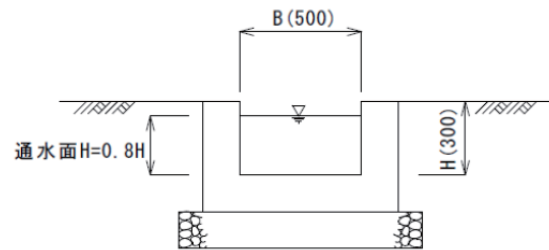
粗度係数  $n=0.015$  を採用し

平均流速 V (m/sec) は、上式より

$$V = 1 / 0.015 \times (0.122)^{(2/3)} \times (0.4 / 100)^{(1/2)}$$
$$= 1.037 \text{ m/sec}$$

よって、排水能力 Q (m³/sec) は

$$Q = A \times V = 0.120 \times 1.037$$
$$= 0.124 \text{ m}^3/\text{sec} > Q_R = 0.107 \text{ m}^3/\text{sec} \dots \text{OK}$$



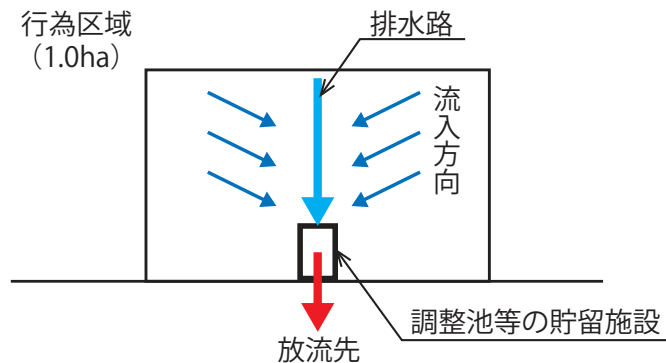
したがって、現場打ちコンクリート側溝の場合

幅 (B) = 0.5m、深さ (H) = 0.3mの断面以上の断面積、かつ流路勾配 (i) = 0.4%以上の勾配を造成面積に応じて確保することとなります。

## ■ 事例2

以下の排水施設の設計計算例は、面積要件が開発許可に該当しない開発行為にあつて、調整池等の貯留施設を設置する場合等、濁水対策と併せて一定の洪水抑制対策が必要と判断される場合に、「高知県開発許可技術基準」を適用して参考としたものです。

また、行為面積は1.0ha未満が想定されますが、便宜上1.0haとして計算しています。



### 1) 設計条件

#### ① 流域面積 (A)

集水区域は行為区域全域とします。

行為面積は A = 1.0ha とします。

※行為区域外からの流入がある場合は、その面積を加えてください。

#### ② 平均流出係数 (C)

流行為池は裸地が主であることから、運動場等のC= 0.80を採用します。

### ③ 降雨強度 (I)

基準により降雨確率年は、集水面積が1.0ha未満の場合10年とします。

また、洪水継続時間は、「第5節小規模開発に伴う調整池設計基準」の洪水到達時間を参照し、10分とします。

高知県HP「高知県の確率日雨量分布図と確率規模別の降雨強度について」資料を参照し、降雨強度を算出します。公式を用いています。

ここでは、対象を江川崎観測所と仮定します。行為地に近い場所を設定してください。

降雨強度式は、 $I = 537.24 / (t^{0.496} + 2.07)$  を採用します。

t=10で計算すると、

$$I = 103.25 \text{ mm/h} \quad \text{となります。}$$

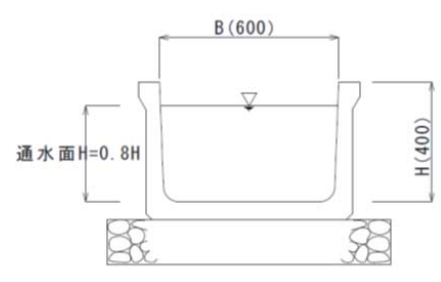
## 2) 排水路の設計

### ① 計画雨水量 (Q)

$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$  (合理式) で計算します。

設計条件の数値で計算すると、

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A = 1 / 360 \times 0.8 \times 103.25 \times 1.0 \\ = 0.229 \text{ m}^3/\text{sec}$$



### ② 排水路の断面決定

ここでは、排水路をプレキャストコンクリート側溝で計画します。

排水路の雨水量 (Q) は、 $Q = A \cdot V$  (マンニングの式) で計算します。

Q : 流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

A : 排水路の断面積 ( $\text{m}^2$ )

V : 流速 ( $\text{m}/\text{sec}$ )

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数  $n = 0.015$  (プレキャストコンクリート製品の場合)

R : 径深 (m)  $= A/P$   $R = B \times 0.8H / P$

P : 潤辺長 (m)  $P = B + 0.8H \times 2$

I : 勾配  $I = 0.4\%$  (最低勾配の規定を適用)

※ 流路の勾配は行為地の勾配、奥行き、放流先の水路の深さにより決定します。

排水路の深さ (H) を規格で最小の深さに設定します。

排水路の幅 (B) は、最小幅で、流速、計画流量を満足するように決定します。

幅 (B) = 0.6m、深さ (H) = 0.4m とすると

$$V = 1 / 0.015 \times (0.6 \times 0.8 \times 0.4 / (0.6 + 0.8 \times 0.4 \times 2))^{2/3} \times (0.4 / 100)^{1/2} \\ = 1.216 \text{ m}/\text{sec}$$

よって、排水能力 Q ( $\text{m}^3/\text{sec}$ ) は

$$Q = A \times V = 0.6 \times 0.8 \times 0.4 \times 1.216 \\ = 0.233 \text{ m}^3/\text{sec} > Q = 0.229 \text{ m}^3/\text{sec} \quad \dots \text{OK}$$

となり、理想的な流速 1.0~3.0m/sec、計画雨水量 0.229 $\text{m}^3/\text{sec}$  を満足します。

したがって、プレキャストコンクリート側溝で計画する場合

幅 (B) = 0.6m、深さ (H) = 0.4m の断面以上の断面積、かつ流路勾配 (I) = 0.4% 以上の勾配を造成面積に応じて確保することとなります。





## 第10章

# 太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項

## 第10章 太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項

### 1 背景と目的

太陽光発電施設を許可申請が必要な工作物として明記したことにより、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずることを、技術的細目として明記しました。

しかし、遮蔽方法によっては、逆に周辺や背後地の自然となじまない景観が形成されることが懸念されることから、景観の保全及び生態系の保全に関する配慮事項を定めるものです。

### 2 景観の保全に関する配慮事項

#### (1) 回廊地区

##### ① 設置場所

現況平地に設置するよう努めてください。

##### ② パネル設置高

2m以下となるよう努めてください。

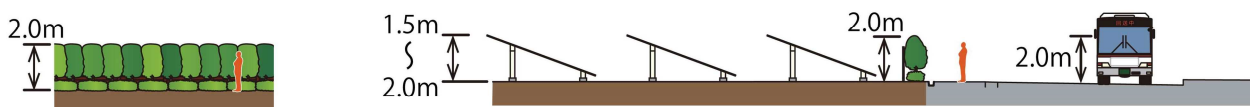
##### ③ 遮蔽方法

以下の標準図を参考としてください。

#### ● パネル設置高が1.5m以下の場合



#### ● パネル設置高が1.5m～2.0mの場合





## (2) 保全・活用地区

### ① 設置場所

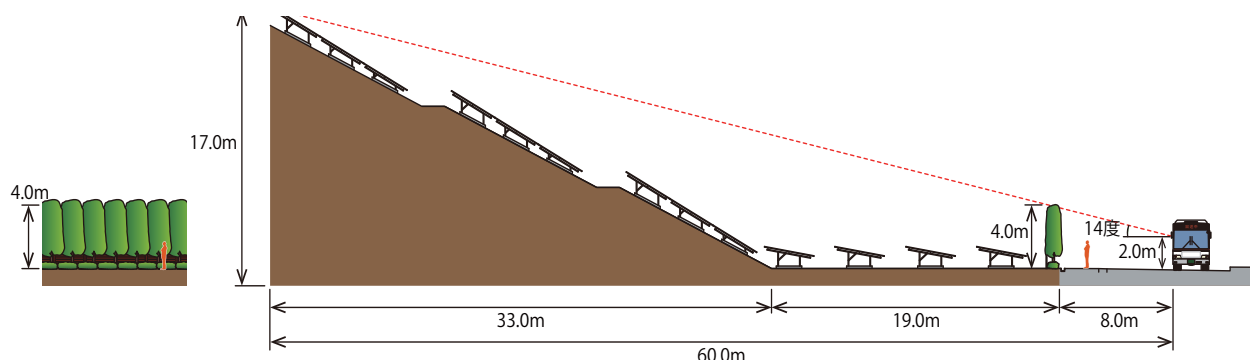
山地斜面を活用する場合は、切土を生じない自然がけ地とし、山地斜面への設置は必要最小限となるように努めてください。

### ② パネル設置高

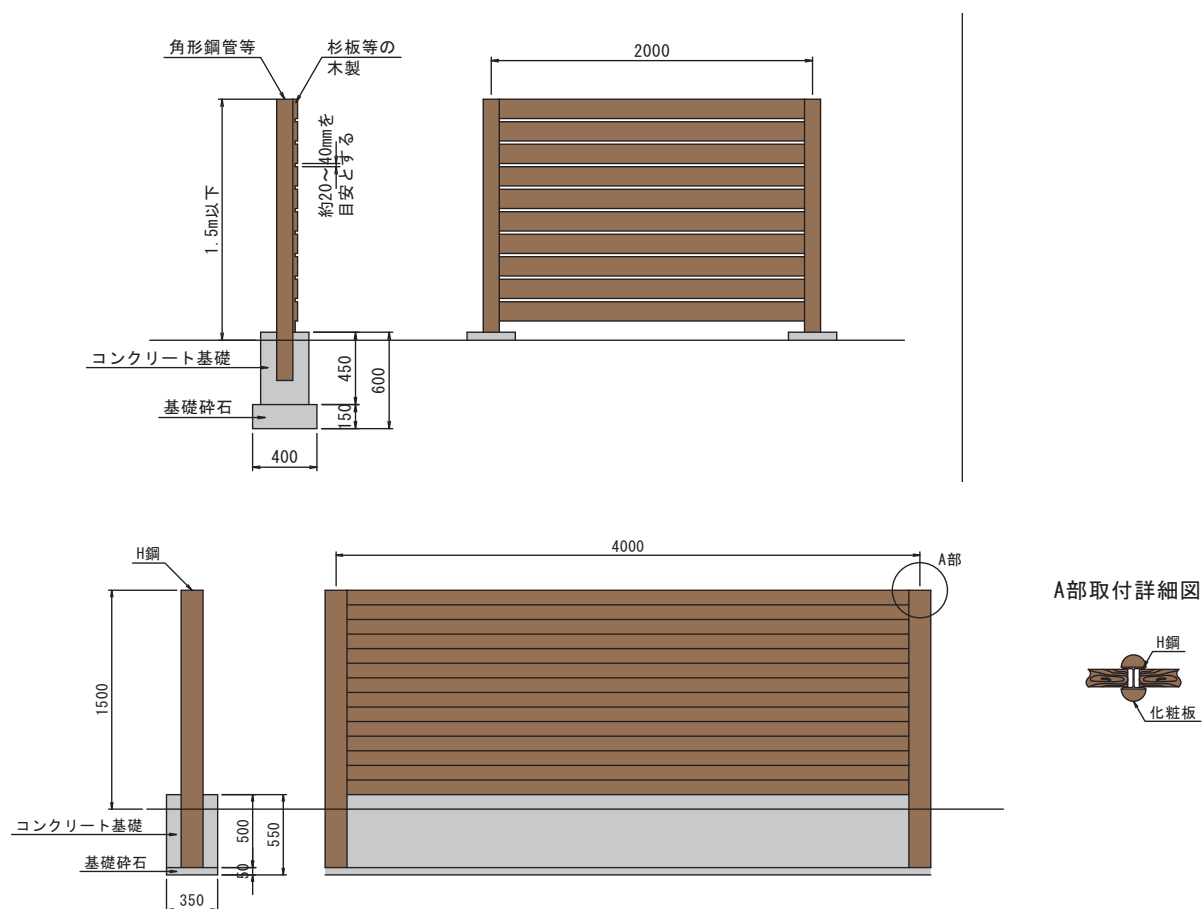
斜面にパネルを設置する場合の地盤高は、視点場の高さ 2 m 地点から 14 度以内の範囲の高さに留めるよう努めてください。

### ③ 遮蔽方法

以下の標準図を参考としてください。



### ● 木柵 参考標準図





お問い合わせ先

## 高知県 林業振興・環境部 自然共生課

〒 780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

TEL 088-821-4863 (四万十川・清流担当)

FAX 088-821-4530

E-mail : [030701@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:030701@ken.pref.kochi.lg.jp)

令和3年4月 発行